

---

---

第9期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
令和6年度～令和8年度（素案）

---

---

茅ヶ崎市



# 第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 目次

<b>第1章</b>	<b>本計画の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1	計画策定の趣旨 . . . . .	1
2	第9期計画の基本理念と基本方針 . . . . .	2
3	第9期計画の位置づけ . . . . .	3
4	第9期計画の計画期間 . . . . .	4
5	第9期計画策定の経過 . . . . .	5
6	SDGs推進に向けた取組 . . . . .	6
7	日常生活圏域 . . . . .	7
8	エイジフレンドリーシティ . . . . .	8
<b>第2章</b>	<b>茅ヶ崎市における高齢者の状況</b> . . . . .	<b>9</b>
1	茅ヶ崎市の高齢者を取り巻く状況 . . . . .	9
2	主なアンケートの状況 . . . . .	17
<b>第3章</b>	<b>第8期計画の振り返り</b> . . . . .	<b>27</b>
	基本方針1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援 . . . . .	27
	基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実 . . . . .	29
	基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり . . . . .	31
	基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり . . . . .	34
	基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり . . . . .	38
	基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実 . . . . .	40
<b>第4章</b>	<b>第9期計画の基本体系</b> . . . . .	<b>43</b>
1	国の基本指針等に関する本市の対応 . . . . .	43
2	第9期計画の構成 . . . . .	44
3	前計画からの変更点 . . . . .	45
4	第9期計画の施策の体系 . . . . .	46
5	第9期計画におけるWHOの提唱する8つのトピック関連項目 . . . . .	48
6	事業のデジタル化やICT活用について . . . . .	49
<b>第5章</b>	<b>基本方針ごとの施策</b> . . . . .	<b>51</b>
	基本方針1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援 . . . . .	51
	基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実 . . . . .	54
	基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり . . . . .	58
	基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり . . . . .	63
	基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり . . . . .	70
	基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実 . . . . .	74

<b>第6章</b>	<b>将来見通しと介護保険料</b> . . . . .	<b>91</b>
1	介護（予防）給付費の財源構成（令和6年度から令和8年度） . . . . .	91
2	給付費の推計 . . . . .	92
3	第1号被保険者保険料の算定方法 . . . . .	93
<b>第7章</b>	<b>進行管理</b> . . . . .	<b>94</b>
1	本計画の推進体制 . . . . .	94
2	本計画の進行管理 . . . . .	95
<b>資料編</b>	<b>資料編</b> . . . . .	<b>96</b>
1	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会 . . . . .	96
2	茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議 . . . . .	98
3	パブリックコメントの実施結果 . . . . .	99
4	茅ヶ崎市地域包括支援センター・担当地区（13か所） . . . . .	100
5	用語解説 . . . . .	102

**茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「高齢者」とは**

○「高齢社会白書」（内閣府）では、高齢者を65歳以上、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者、生産年齢を15歳から64歳、年少人口を0歳から14歳としています。本書では「高齢者」を65歳以上を指す語として用います。

○文中及び各表・グラフ等の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、合計と内訳の計、差し引きなどが一致しない場合（内訳の合計が100%にならない等）があります。

また、金額を千円単位で表示している場合においても、同様です。

○アンケート結果についてのグラフの中に表記されている「n」（number of case の略）は、当該設問の回答者数を表しています。

○本文中には、アンケート結果だけでなく、各種統計データも使用しています。

○「第3章 第8期計画の振り返り」の主な市の取組は、令和4年度の実績となります。

# 第1章 本計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

日本の65歳人口の総人口に占める割合（65歳以上人口割合）は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（令和5年出生中位（死亡中位）推計）によれば、令和7年（2025年）に29.6%、令和17年（2035年）に32.3%、令和22年（2040年）に34.8%に達することが予想されています。

茅ヶ崎市の現状としては、総人口が緩やかに増加するとともに、高齢者人口も年々増加していますが、今後は、総人口は減少していく一方、高齢者人口は増加する見込みとなっています。また、住民基本台帳による高齢化率は令和5年10月1日現在で26.66%（66,002人）となっており、65～74歳の割合である前期高齢化率は11.34%（28,091人）となっており、75歳以上の割合である後期高齢化率は15.31%（37,911人）で、今後は大きく上昇し続けることが見込まれます。

また、要介護・要支援認定者（以下「要介護等認定者」という。）数も増加しており、令和5年9月末日現在の要介護等認定者数（第1号被保険者）は11,918人、認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護等認定者の割合）は18.0%となっています。

このような状況のもと、第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は令和3年度から令和5年度まで。以下「第8期計画」という。）では、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）では、第8期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理していくほか、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れ、計画を推進していきます。

また、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」に掲げられた「地域共生社会の実現」に向け、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）が第9期計画の6つの基本方針と紐づいていることから、第9期計画を推進していくことで地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進につなげます。

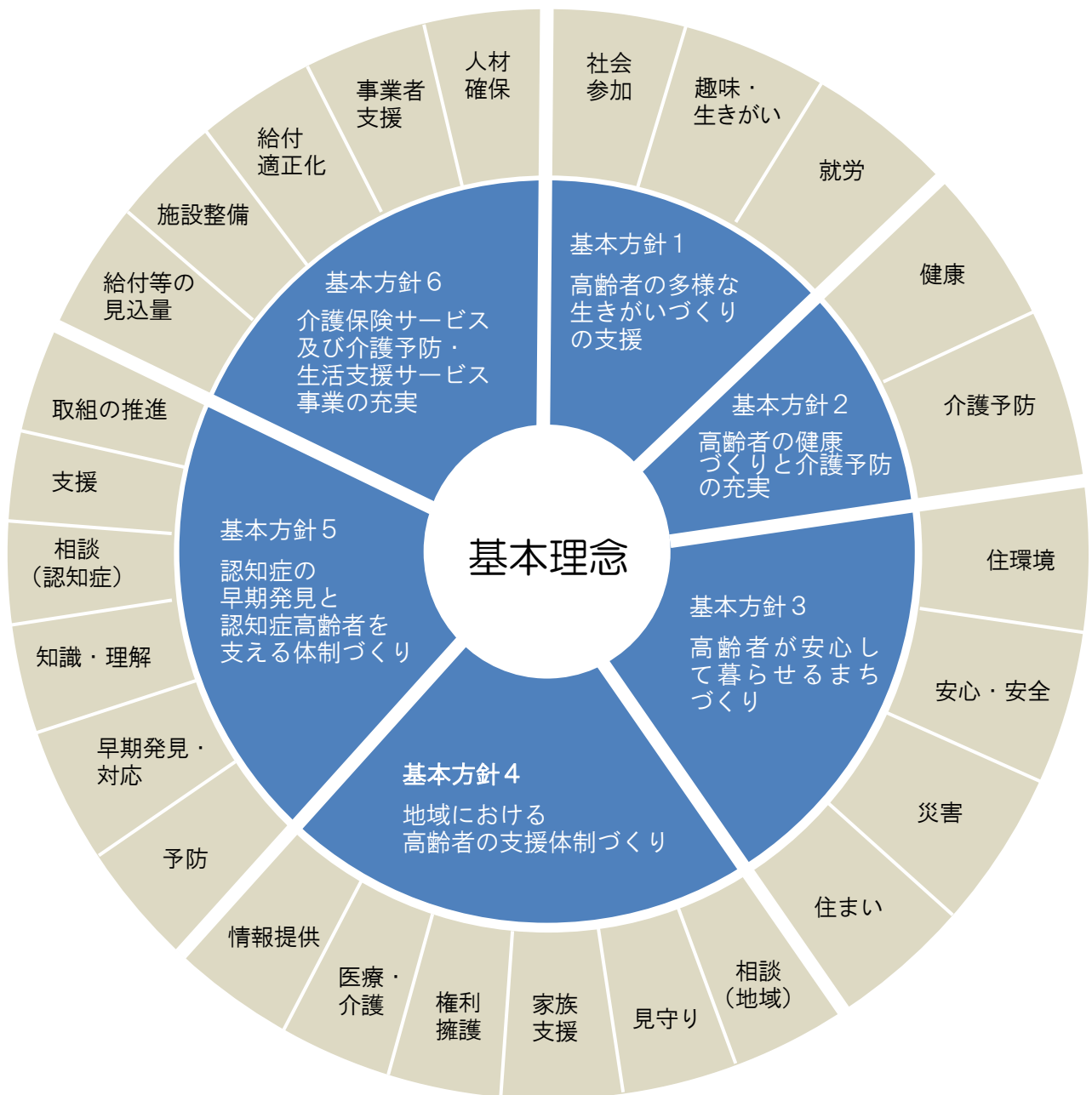
そして、第9期計画では、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や災害等の外的要因に柔軟に対応し、高齢者福祉施策と介護保険サービスの提供を継続的に推進できるような体制を構築しながら、事業を着実に展開し、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年以降の社会情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に達することを見据え、健康寿命の延伸への取組のほか、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

2 第9期計画の基本理念と基本方針

基本理念

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

<図表1> 基本体系概念図



### 3 第9期計画の位置づけ

#### (1) 法的な位置づけ

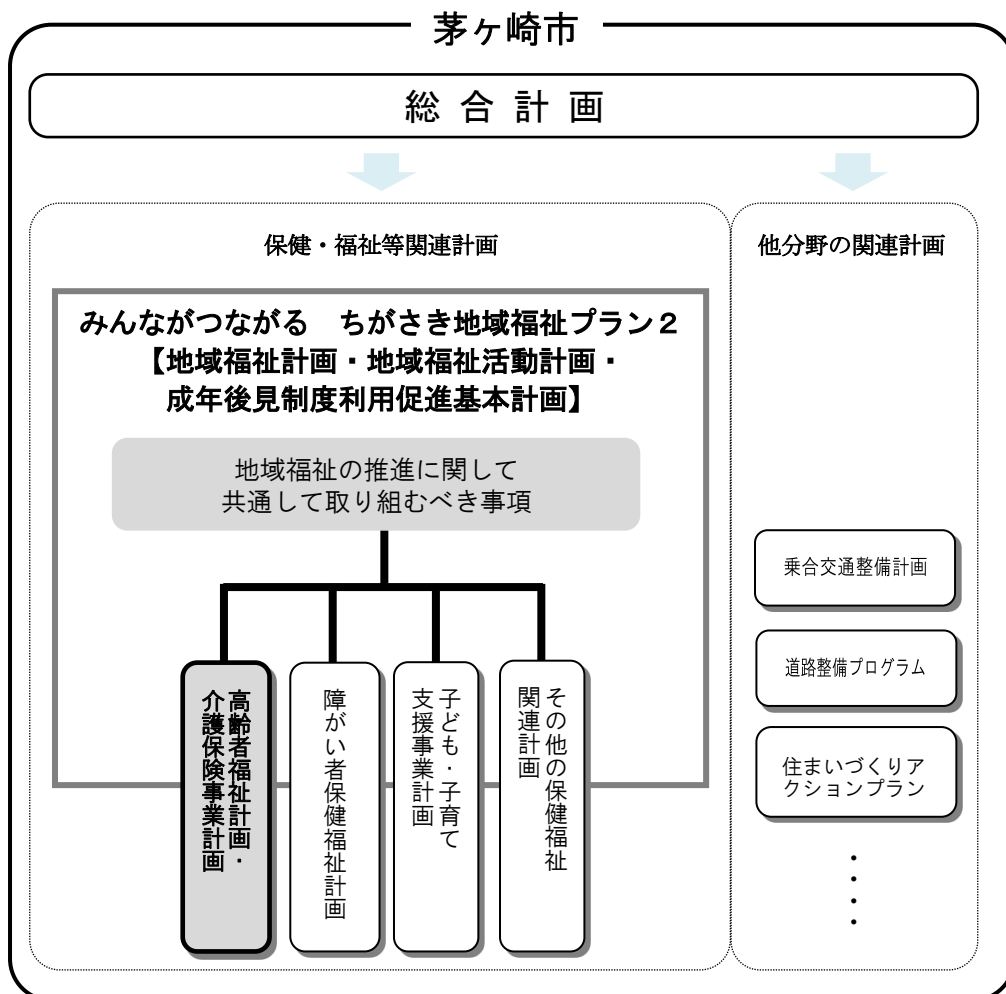
本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携するものです。

#### (2) 市政における位置づけ

本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」等に関連する個別計画として位置付けます。

また、保健福祉分野の総合計画である「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2（第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画）」及び、他の福祉分野の計画である「茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」や、「茅ヶ崎市子ども子育て支援事業計画」のほか、他部門の計画と整合を図りながら進めます。

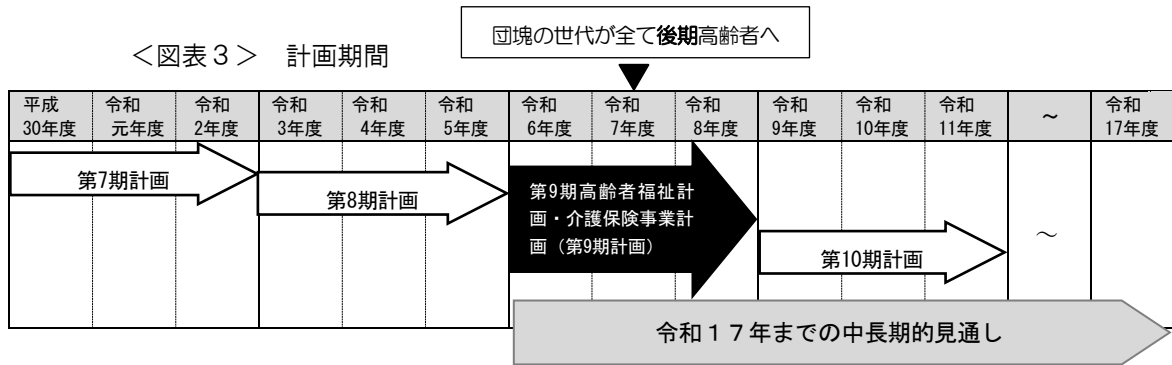
<図表2> 計画の位置づけ



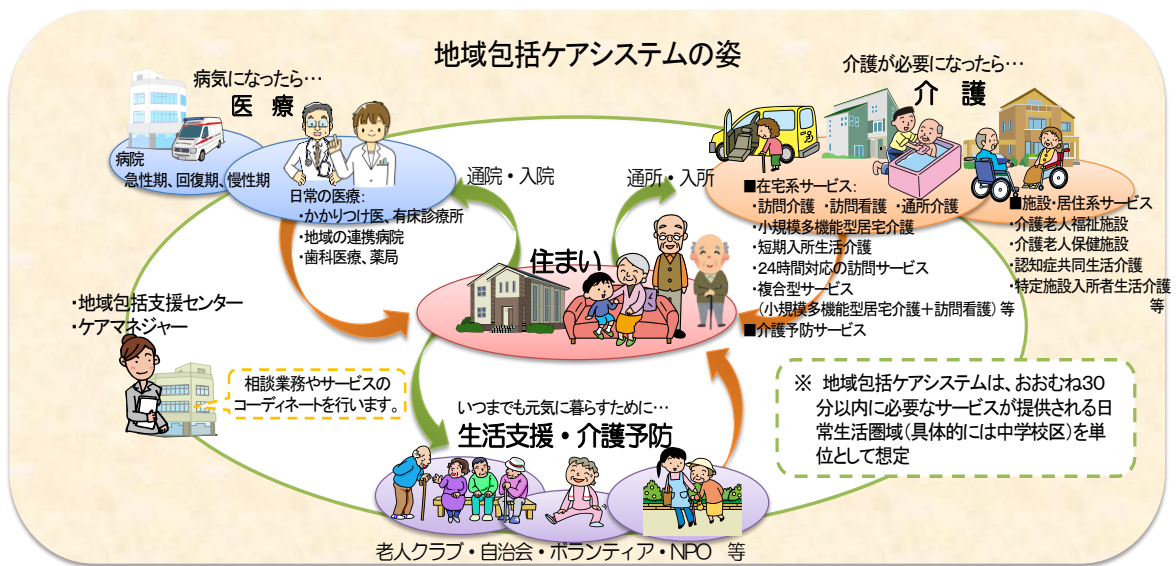
## 4 第9期計画の計画期間

第9期計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3か年です。

第9期計画では、令和7年度以降の社会の情勢への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って「地域包括ケアシステム」の深化・推進に継続して取り組みます。

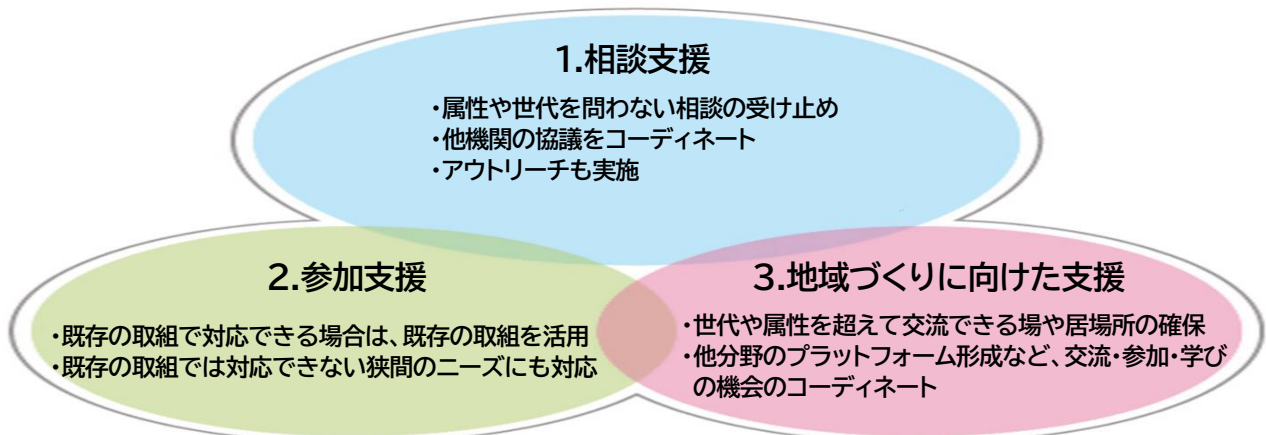


＜図表4＞ 地域包括ケアシステムの姿



(資料 厚生労働省)

＜図表5＞ 重層的支援体制整備のイメージ





## 5 第9期計画策定の経過

### (1) 調査の実施と回収状況

第9期計画を策定するに当たり、高齢者とその家族の意見や要望等を把握するために「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査」を実施しました。（調査期間：令和4年1月9日から令和4年12月2日まで、調査対象者数：計8,000人）

調査の回収状況は次のとおりです。

＜図表6＞ 調査種別（対象）及び回収状況

調査種別 〔対象〕	調査対象数	有効回答数	有効回答率
①一般高齢者個別調査 〔満65歳以上の方（要介護等認定者を除く）〕	2,250人	1,749人	77.7%
②要介護・要支援認定者個別調査（在宅） 〔要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方〕	2,875人	1,719人	59.8%
③要介護・要支援認定者個別調査（施設） 〔要介護・要支援の認定を受け、施設サービス等を利用している方〕	500人	257人	51.4%
④介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 〔満65歳以上の方（要支援認定者含む）〕	2,375人	1,894人	79.7%

### (2) 推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過

第9期計画を策定するために、公募市民、市の区域内の公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、市の区域内の介護サービス事業者、学識経験を有する者の14人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び茅ヶ崎市の関係部課長19人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」において審議を行いました。

令和4年3月3日、推進委員会に対し計画策定について諮問し、令和5年10月10日に推進委員会より「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の答申がありました。

### (3) パブリックコメントの実施

令和5年11月28日（火）から12月27日（水）までの約1か月間にわたり、高齢福祉課窓口、市政情報コーナー、各出張所、各公民館等の公共施設に第9期計画（素案）を配架するとともに、市ホームページで公開し、第9期計画に対する意見を募集しました。

このパブリックコメントにより、●人の方より●件のご意見をいただきました。

## 6 SDGs 推進に向けた取組

### (1) SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール(目標)と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

<図表7> SDGs (持続可能な開発目標)の17の目標




 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 <p>7 持続可能なエネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 <p>8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
 <p>9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 <p>10 国内及び各国間の不平等を是正する</p>	国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 <p>12 つくる責任、消費の責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

## (2) SDGsと本計画の推進

本市では、令和3年度から始まった「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政がSDGsという共通言語を持つことにより、茅ヶ崎市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を活かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

なお、具体的には各基本方針の目標の達成に向けた取組が、どのSDGsに寄与するか明らかに（位置づけ）します。

<図表8> 本計画の基本方針1におけるSDGs例

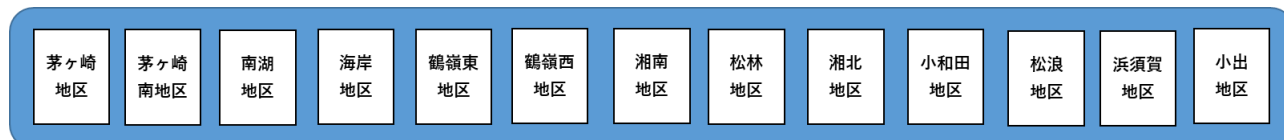
基本方針1 高齢者の多様な生きがいつくりの支援				
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <b>3</b>                      すべての人に                      健康と福祉を   </div> <div style="text-align: center;"> <b>4</b>                      質の高い教育を                      みんなに   </div> <div style="text-align: center;"> <b>8</b>                      働きがいも                      経済成長も   </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">社会参加</div>	(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">趣味・生きがい</div>	(2) 趣味や生きがいつくりの支援		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">就労</div>	(3) 就労支援の充実		

## 7 日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等のサービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

本市では、まちづくりの単位と同一の13圏域に設定しており、まちづくりの施策と介護保険事業計画の各施策の整合をより図ることが可能となります。さらに新たに「サービス基盤圏域」を設け、地域密着型サービスに係る施設整備など地域密着型サービスの提供体制の整備単位としています。

<図表9> 日常生活圏域（13圏域）



## 8 エイジフレンドリーシティ

### (1) エイジフレンドリーシティとは

正式名称は「Age Friendly Cities and Communities」。世界的な高齢化と都市化に対応するために、「高齢者に優しいまちがあらゆる世代に優しいまちになる」という趣旨により WHO（World Health Organization：世界保健機構）が2010年に立ち上げた、高齢者に優しい都市づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークです。

### (2) エイジフレンドリーシティネットワークへの参加

本市は、WHO が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組むグローバルネットワーク「エイジフレンドリーシティ」に平成30年10月6日に参加しました。

### (3) エイジフレンドリーシティ行動計画の策定について

WHO では、世界各国で実施した聞き取り調査結果から、高齢者に優しいまちかどうかは、8つのトピックについての検証が必要であるとしています。

また、この8つのトピックに基づき、エイジフレンドリーシティ行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、実施・評価・改善という5年サイクルにより継続的な取組を行うこととされています。

第9期計画は、WHOが提唱する8つのトピックが包含されていることから、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を行動計画として位置付けます。エイジフレンドリーシティネットワークへの参加を機会に、高齢者ができるだけ健康で自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活意欲を高めていける地域づくりを目指し、これまでの取組のさらなる推進を図ります。

#### <WHO の提唱する8つのトピック>

- ①屋外スペースと建物、②交通機関、③住居、④社会参加、⑤尊厳と社会の構成員としての取組  
⑥市民参加と雇用、⑦コミュニケーションと情報、⑧地域社会の支援と保健サービス

#### エイジフレンドリーシティ8つのトピック



※第9期計画における WHO の提唱する8つのトピックの関連項目は48ページを参照ください。

## 第2章 茅ヶ崎市における高齢者の状況

### 1 茅ヶ崎市の高齢者を取り巻く状況

#### (1) 茅ヶ崎市の人口の推移

住民基本台帳に基づく令和5年1月1日現在の総人口は246,394人で、3年前から2,500人以上増え、3年間の増加率は1.0%となっています。同時期の全国や神奈川県は増加率は1.0%程度となっています。本市の人口は増加しているものの、人口増加率は下降傾向にあります。

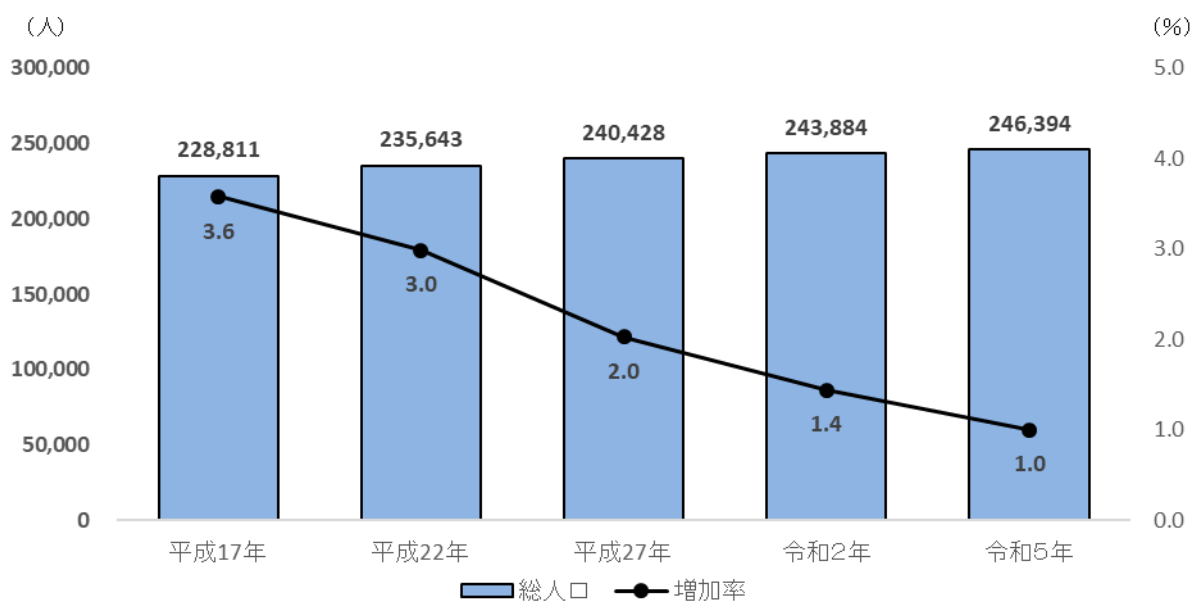
＜図表10＞ 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移

(単位：人、%)

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
茅ヶ崎市	総人口(人)	220,897	228,811	235,643	240,428	243,884	246,394
	増加率(%)	3.7	3.6	3.0	2.0	1.4	1.0
神奈川県	総人口(人)	8,370,292	8,644,031	8,885,458	9,116,666	9,209,442	9,227,901
	増加率(%)	2.8	3.3	2.8	2.6	1.0	1.0
全国	総人口(人)	126,071,305	126,869,397	127,057,860	128,226,483	127,138,033	125,416,877
	増加率(%)	1.1	0.6	0.1	0.9	-0.8	-0.9

(資料：住民基本台帳 平成22年以前は3月31日現在、平成27年以降は1月1日現在)

＜図表11＞ 茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移



(資料：住民基本台帳 平成22年以前は3月31日現在、平成27年以降は1月1日現在)

## (2) 茅ヶ崎市の人口構造

### ア) 人口推移

年齢3区分別で見ると、年少人口は平成27年から2,280人減少しており、生産年齢人口は平成27年から2,338人増加しています。一方、高齢者人口は、平成27年から前期高齢者は4,192人減少し、後期高齢者は10,593人増加しています。また、高齢者人口全体として6,401人増加しました

<図表12> 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の推移

(単位:人)

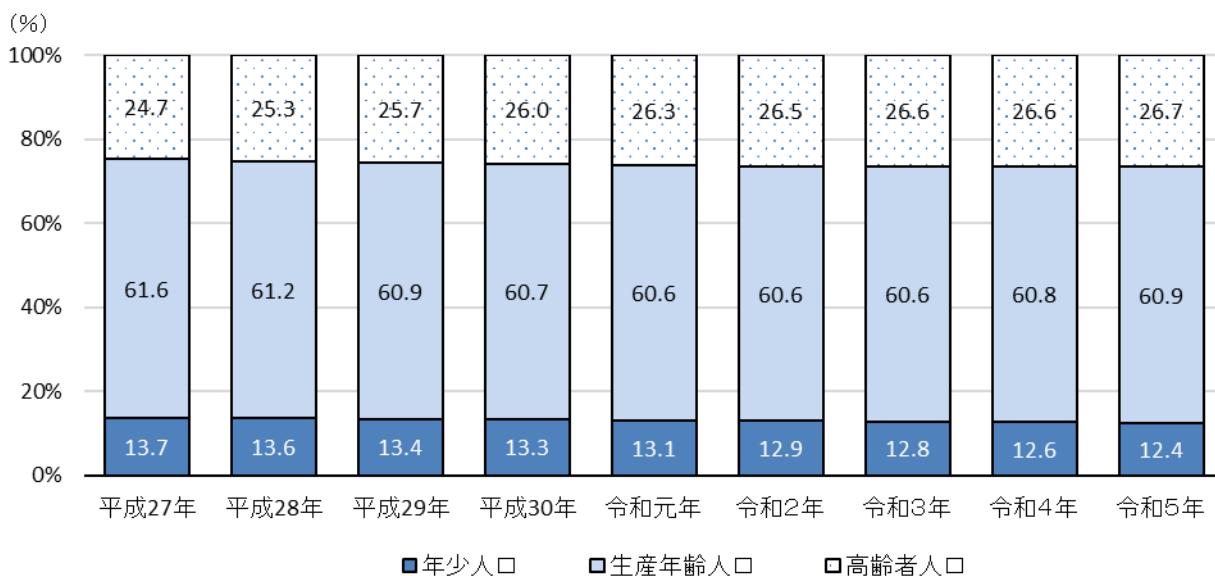
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口	33,056	32,784	32,520	32,358	31,916	31,606	31,368	31,004	30,776
生産年齢人口	148,472	147,932	147,606	148,075	147,803	148,119	148,840	149,593	150,810
高齢者人口	59,601	61,147	62,331	63,419	64,033	64,666	65,211	65,526	66,002
前期高齢者 (65～74歳)	32,283	32,296	31,921	31,565	30,775	30,576	30,570	29,276	28,091
後期高齢者 (75歳～)	27,318	28,851	30,410	31,854	33,258	34,090	34,641	36,250	37,911
総人口	241,129	241,863	242,457	243,852	243,752	244,391	245,419	246,123	247,588

(資料：住民基本台帳 各年10月1日現在)

### イ) 構成比の推移

年齢3区分別の構成比をみると、年少人口は概ね横ばいで推移していますが、生産年齢人口は平成27年の61.6%から令和5年の60.9%と下降し、高齢者人口は平成27年の24.7%から令和5年の26.7%と上昇が続いています。

<図表13> 茅ヶ崎市の年齢3区分人口構成比の推移



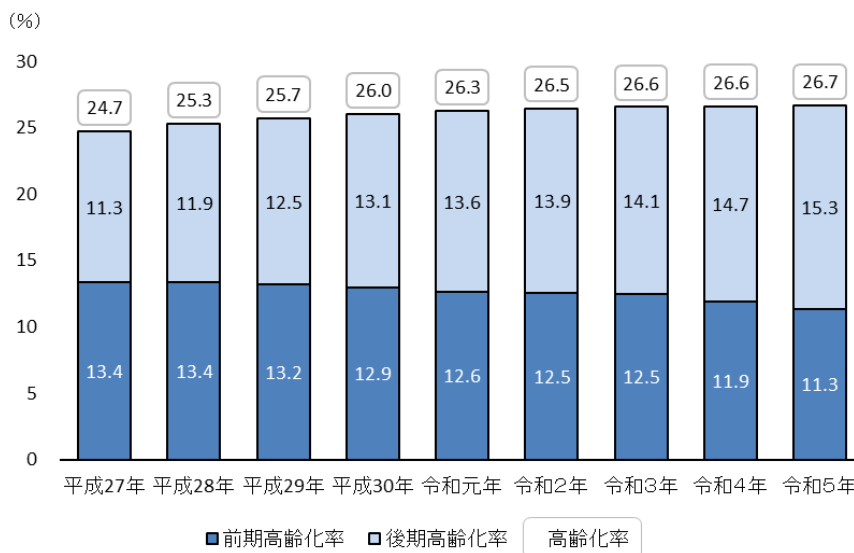
(資料：住民基本台帳 各年10月1日現在)

### (3) 高齢化率

#### ア) 茅ヶ崎市の高齢化率

本市の高齢化率をみると年々上昇傾向にあり、平成28年以降は全市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢者人口を前期高齢者と後期高齢者に分け、その割合をみると、近年は前期高齢者が下降傾向なのに対して、後期高齢者は上昇していることがわかります。

＜図表14＞ 茅ヶ崎市の高齢化率

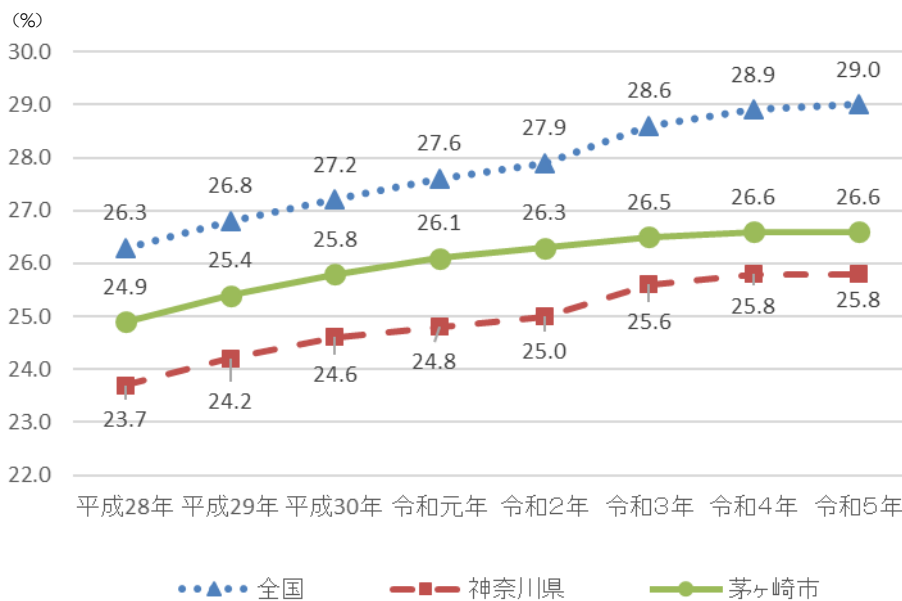


(資料：住民基本台帳 各年10月1日現在)

#### イ) 全国・神奈川県との比較

全国・神奈川県の高齢化率と比較すると、本市は全国、神奈川県と同様に上昇が続いていますが、全国よりは低く、神奈川県よりは高い割合で推移しています。

＜図表15＞ 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の高齢化率の推移



(資料：住民基本台帳、人口動態及び世帯数調査 各年1月1日現在)

#### (4) 地区別人口・高齢化の状況

地区別では、令和2年と比較すると13地区のうち9地区で高齢化率が上昇しており、高齢化率が最も高いのは小出地区の37.7%、最も低いのは小和田地区の22.3%です。

<図表16> 地区別人口及び高齢化の状況

(単位:人、%)

地区名	令和2年	令和5年		
	高齢化率 (%)	総数 (人)	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)
茅ヶ崎	26.7	18,168	4,830	26.6%
茅ヶ崎南	24.1	15,361	3,771	24.5%
海岸	24.9	21,029	5,257	25.0%
南湖	27.3	10,080	2,794	27.7%
湘南	29.3	15,087	4,402	29.2%
鶴嶺東	23.7	33,321	8,093	24.3%
鶴嶺西	28.3	16,345	4,801	29.4%
松林	26.0	27,075	7,122	26.3%
小和田	21.7	14,620	3,261	22.3%
松浪	23.7	25,689	6,076	23.7%
浜須賀	25.4	14,252	3,654	25.6%
湘北	31.2	26,578	8,180	30.8%
小出	37.6	9,983	3,761	37.7%
全市	26.5	247,588	66,002	26.7%

(資料:住民基本台帳 各年10月1日現在)



(5) 要介護等認定者数と認定率

ア) 被保険者数の推移について

第1号被保険者数は令和3年に6万5千人を超えました。令和5年の人数を平成27年と比較すると、前期高齢者が0.87倍なのに対して、後期高齢者は1.38倍となっています。

<図表17> 茅ヶ崎市の介護保険被保険者数の推移

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1号被保険者	59,666	61,185	62,366	63,370	63,979	64,620	65,172	65,458	65,914
前期高齢者(65~74歳)	32,276	32,289	31,923	31,554	30,763	30,568	30,562	29,268	28,085
後期高齢者(75歳~)	27,390	28,896	30,443	31,816	33,216	34,052	34,610	36,190	37,831
40~64歳	84,403	84,855	85,447	86,515	87,357	88,371	89,104	89,983	91,201

(資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在、40~64歳は住民基本台帳)

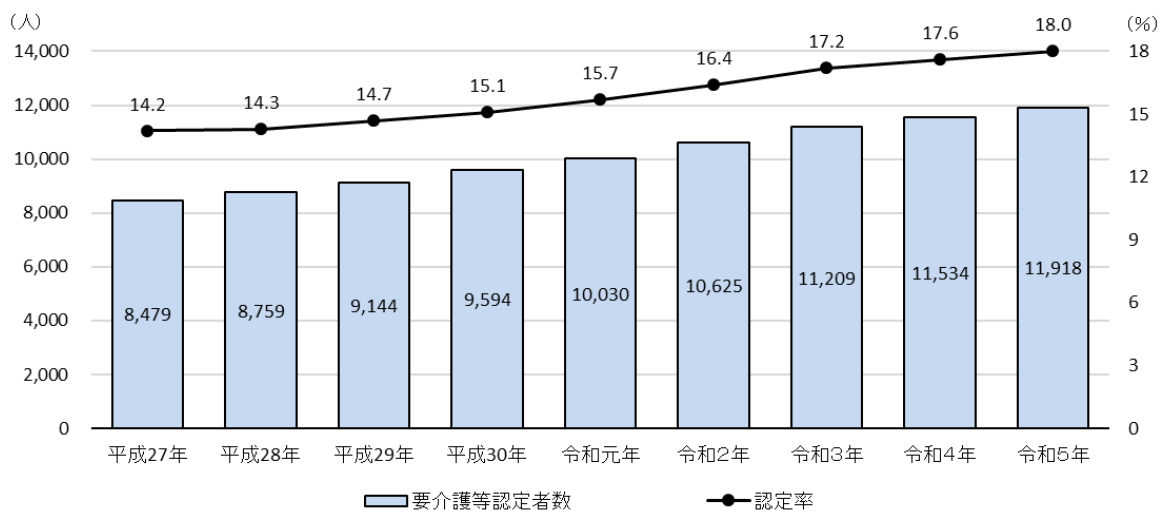
イ) 要介護等認定者数と認定率の推移について

第1号被保険者の要介護等認定者数は令和3年に1万1千人を超え、令和5年には11,918人となり、第1号被保険者の認定率も上昇し続けています。

<図表18> 茅ヶ崎市の要介護等認定者と認定率の推移

(単位:人、%)

第1号被保険者	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要介護等認定者数(人)	8,479	8,759	9,144	9,594	10,030	10,625	11,209	11,534	11,918
認定率(%)	14.2	14.3	14.7	15.1	15.7	16.4	17.1	17.6	18.0



(資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

ウ) 前期高齢者・後期高齢者認定率の推移について

第1号被保険者について、前期高齢者及び後期高齢者の認定率（各高齢者のうち要介護等の認定を受けている人の割合）をみると、両者とも概ね横ばい、あるいは微増で推移していることがわかります。

調整中  
 (神奈川県及び全国の認定率は、令和5年9月末データの公表後に掲載予定です。)

<図表19> 茅ヶ崎市の前期及び後期高齢者別認定率の推移

(単位: %)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
前期高齢者認定率	3.2	3.2	3.2	3.3	3.4	3.6	3.6	3.6	3.6
後期高齢者認定率	27.2	26.7	26.7	26.8	26.9	27.9	28.8	28.4	28.8

(資料: 厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

<図表20> 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の要介護等の認定率

(単位: %)

	要介護等認定率(令和2年)			要介護等認定率(令和5年)		
		前期高齢者	後期高齢者		前期高齢者	後期高齢者
茅ヶ崎市	16.4	3.6	27.9	18.0	3.6	28.8
神奈川県	17.7	4.3	30.4			
全国	18.6	4.3	32.1			

(資料: 厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

工) 要介護等の状態区分ごとの認定者の推移について

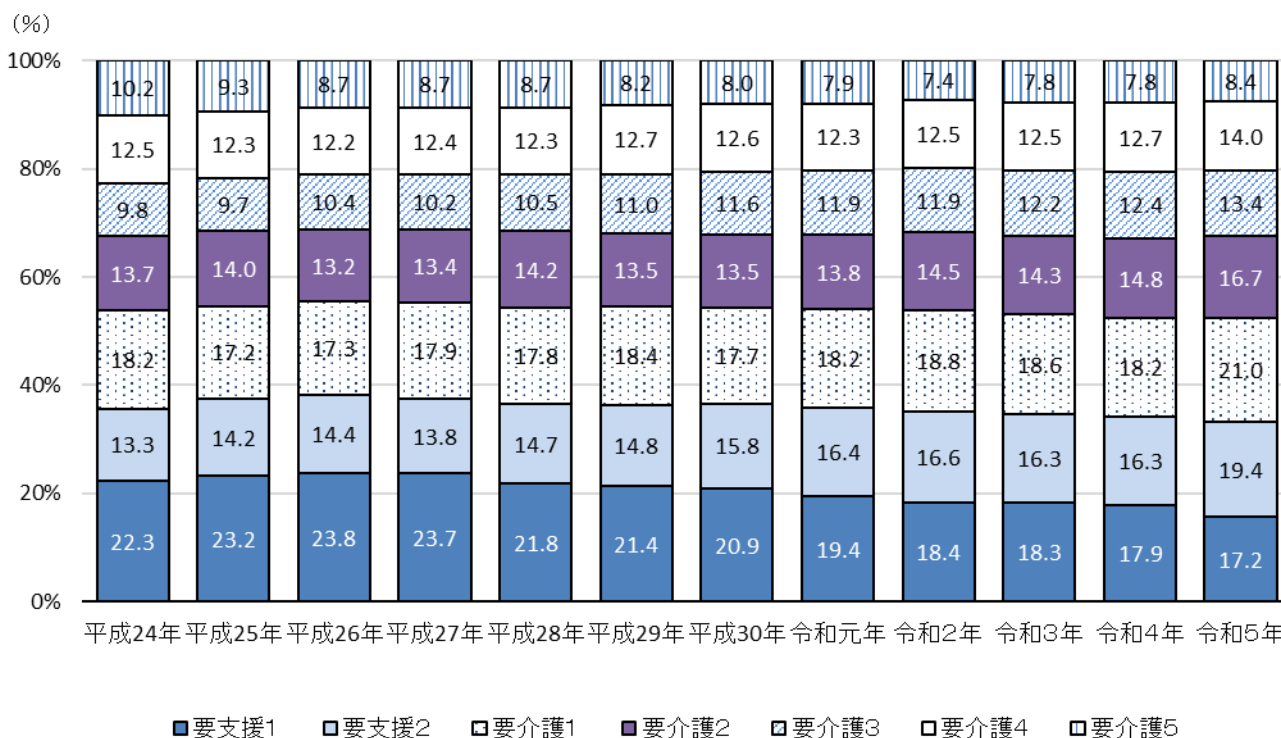
第1号被保険者の認定者数は、どの要介護等の状態区分でも概ね増加傾向にあります。

<図表21> 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移

		(単位:人)												
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
第1号被保険者	要支援1	1,624	1,805	1,938	2,009	1,911	1,955	2,002	1,944	1,954	2,014	2,022	2,049	
	要支援2	970	1,106	1,170	1,169	1,289	1,355	1,515	1,648	1,768	1,786	1,846	2,066	
	要介護1	1,323	1,332	1,404	1,516	1,561	1,679	1,697	1,822	1,993	2,043	2,060	2,231	
	要介護2	997	1,085	1,075	1,132	1,242	1,231	1,295	1,388	1,542	1,576	1,672	1,772	
	要介護3	709	756	843	866	922	1,008	1,109	1,195	1,262	1,335	1,407	1,425	
	要介護4	909	956	995	1,050	1,075	1,163	1,212	1,237	1,323	1,376	1,434	1,485	
	要介護5	738	726	711	737	759	753	764	796	783	856	886	890	
	合計	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	9,144	9,594	10,030	10,625	10,986	11,327	11,918	
第2号被保険者	要支援1	20	28	30	30	27	31	33	24	29	31	32	38	
	要支援2	44	45	41	44	42	55	39	56	50	52	47	59	
	要介護1	18	15	18	23	20	26	26	18	28	26	24	29	
	要介護2	42	49	38	43	34	35	43	42	46	36	28	41	
	要介護3	16	16	19	16	21	22	18	19	26	22	25	33	
	要介護4	16	15	18	26	22	18	16	29	22	29	34	25	
	要介護5	22	22	20	17	19	19	18	23	24	27	17	26	
	合計	178	190	184	199	185	206	193	211	225	223	207	251	
認定者総数	7,448	7,956	8,320	8,678	8,944	9,350	9,787	10,241	10,850	11,209	11,534	12,169		

(資料: 厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

<図表22> 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者割合の推移 (第1号被保険者)



(資料: 厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

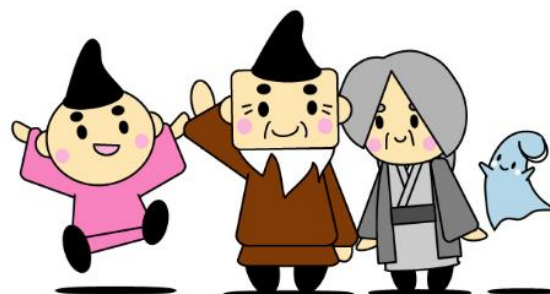
オ) 要介護等の状態区分ごとの認定者割合について

調整中  
 (神奈川県及び全国の認定率は、令和5年9月末データの公表後に掲載予定です。)

<図表23> 全国・神奈川県と比較した茅ヶ崎市の要介護等の状態区分ごとの認定者割合  
 (単位：%)

	令和2年			令和5年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援1	18.3	12.9	14.1	17.1		
要支援2	16.8	14.8	14.0	17.5		
要介護1	18.6	19.1	20.4	18.6		
要介護2	14.6	19.0	17.1	14.9		
要介護3	11.9	13.5	13.2	12.0		
要介護4	12.4	12.2	12.4	12.4		
要介護5	7.4	8.6	8.8	7.5		
合計	100.0	100.0	100.0	100.0		

(資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

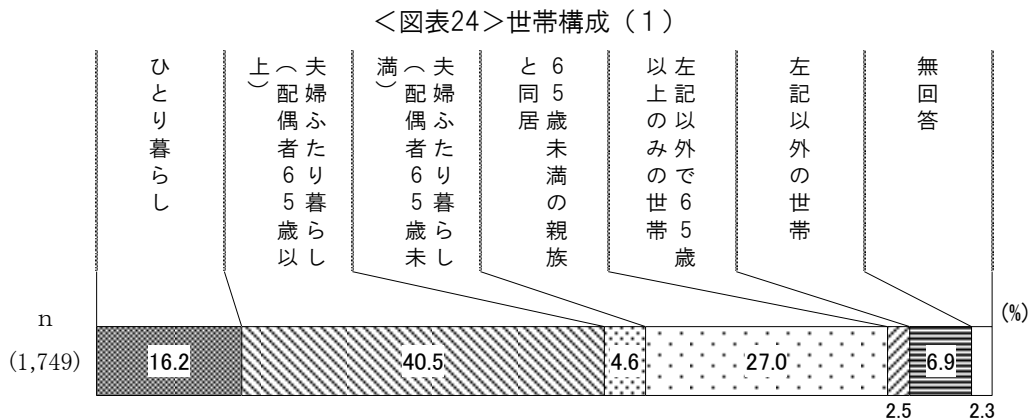


## 2 主なアンケートの状況

令和4年11月9日から令和4年12月2日にかけて、第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者等の方々の健康や生活の状況、介護保険サービスの利用意向や要望などについての的確に把握するために、アンケート調査を実施しました。

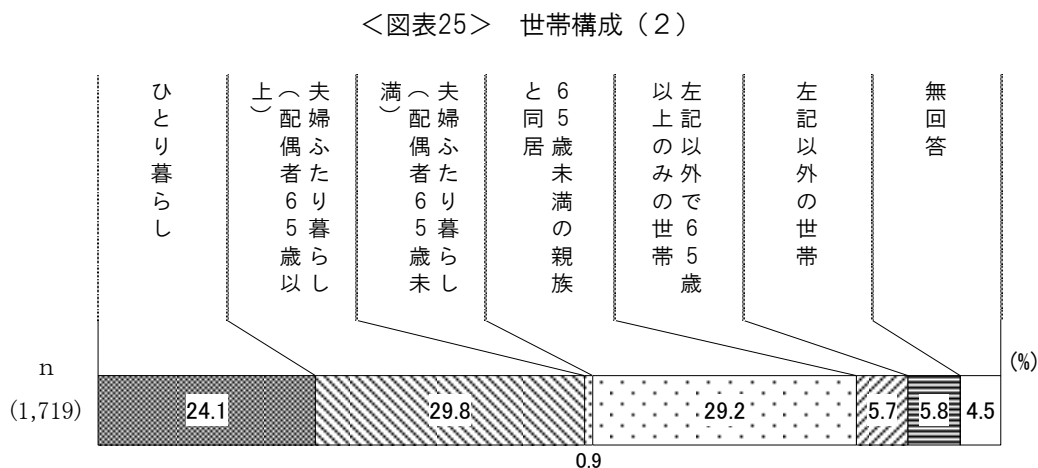
### (1) 世帯構成

要介護・要支援認定を受けていない方の世帯構成について、「夫婦ふたり暮らし」が40.5%、「65歳未満の親族と同居」が27.0%、「ひとり暮らし」が16.2%でした。



(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

また、要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方の世帯構成について、「夫婦ふたり暮らし」が29.8%、「65歳未満の親族と同居」が29.2%、「ひとり暮らし」が24.1%でした。

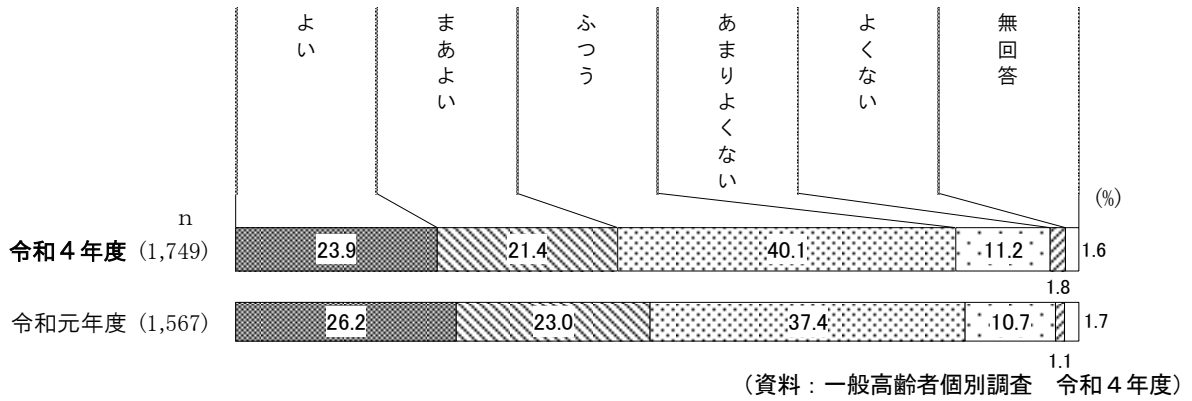


(資料：要介護・要支援認定者個別調査 (在宅) 令和4年度)

(2) 健康状態

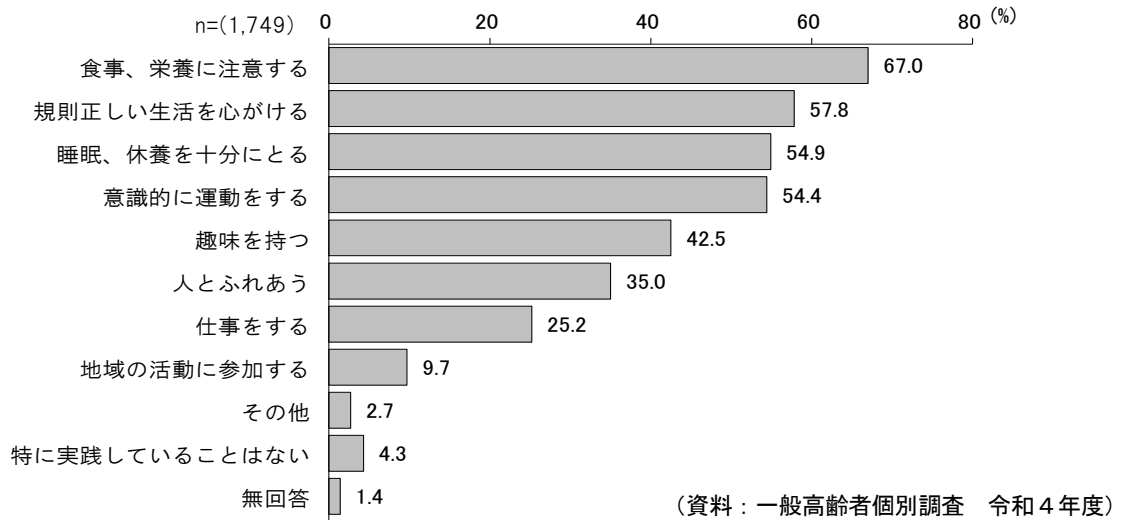
健康状態について、「よい」、「まあよい」と回答した方を合わせた「概ね良好」が、前回結果と比較して下降（49.3%→45.3%）しました。

<図表26> 主観的健康感



また、健康を保つために実践していることについて、前回結果と比較して「趣味を持つ（47.4%→42.5%）」、「地域の活動に参加する（12.4%→9.7%）」も下降しました。

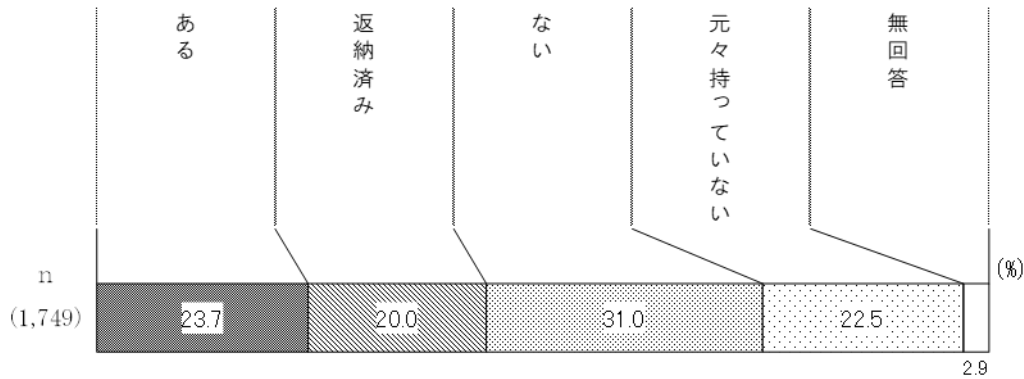
<図表27> 健康を保つために実践していること



### (3) 日常生活について

運転免許返納について、運転免許証の返納の意思が「ある」と回答した方が、前回結果と比較して下降(25.0%→23.7%)しましたが、「返納済み」と回答した方が、前回結果と比較して上昇(13.7%→20.0%)しました。

<図表28> 運転免許返納



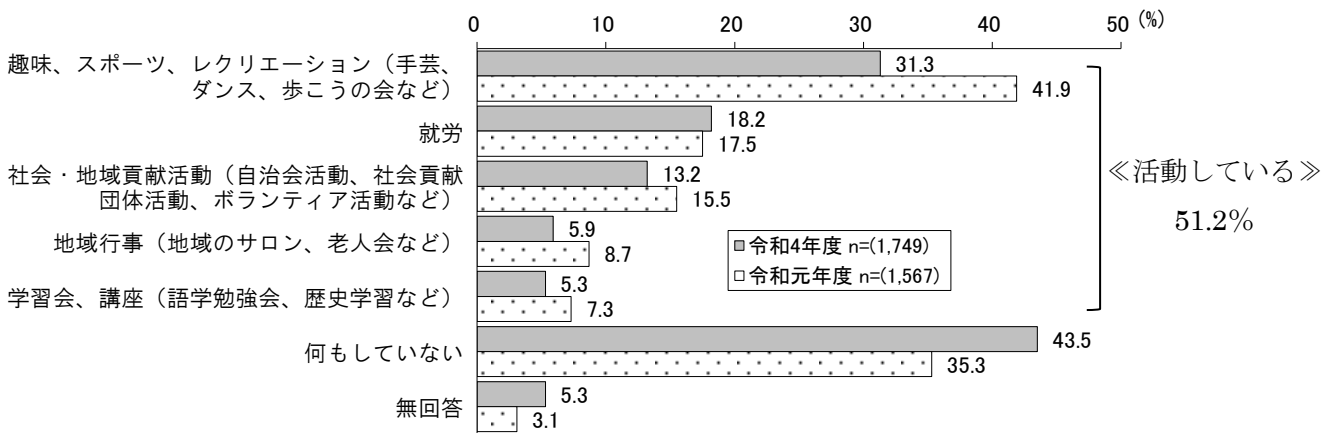
(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

### (4) 社会参加の状況

#### ア) 社会参加の現状

社会参加の状況について、「活動をしている」と回答した方は、前回結果と比較して大きく下降(61.6%→51.2%)しました。

<図表29> 高齢者の社会参加の状況 (複数回答)

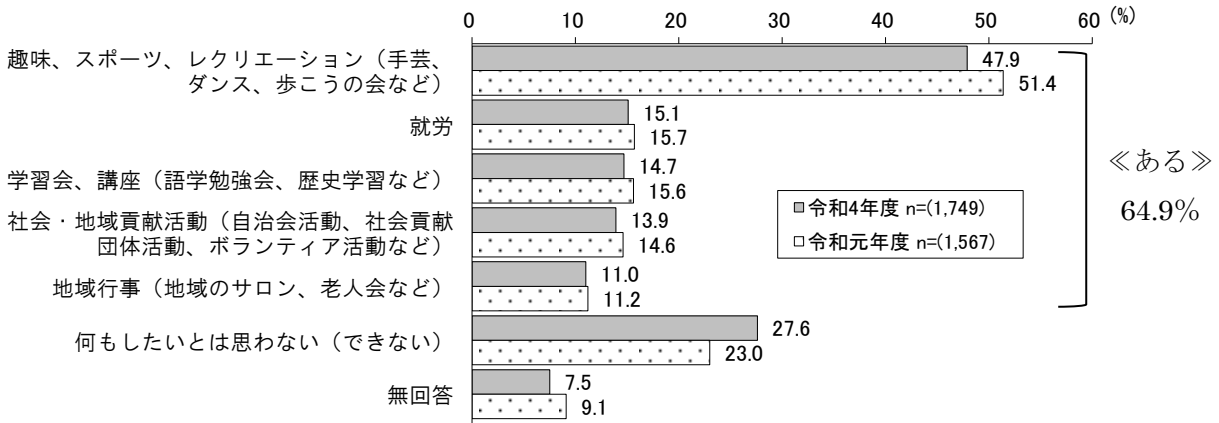


(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

イ) 社会参加の今後の意向

今後については64.9%の方が社会参加を希望しています。具体的には、「趣味、スポーツ、レクリエーション」が47.9%を占め、次いで「就労」(15.1%)、「学習会、講座」(14.7%)となっています。

<図表30> 高齢者の今後の社会参加意向 (複数回答)

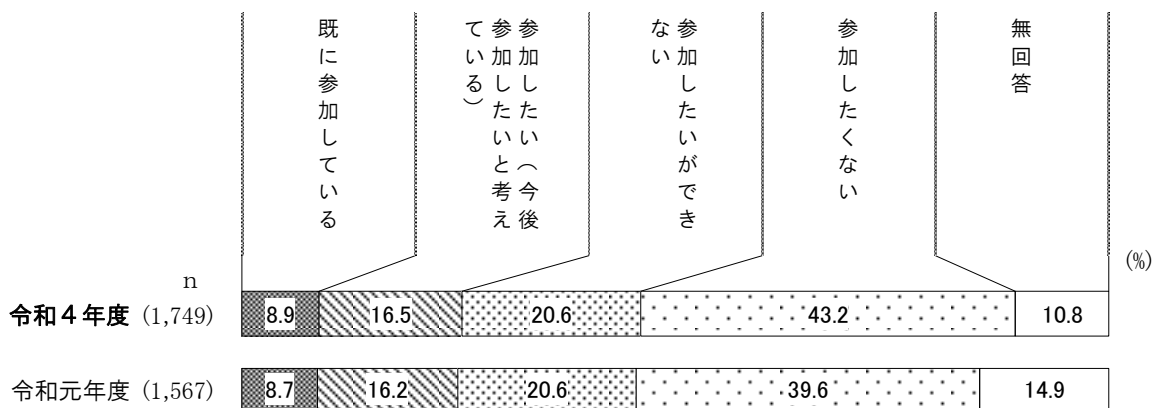


(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

ウ) 地域のボランティア活動への参加意向

地域のボランティア活動への参加意向をみると、46.0%の方がボランティア活動に参加希望または既に参加をしています。

<図表31> 地域のボランティア活動への参加意向



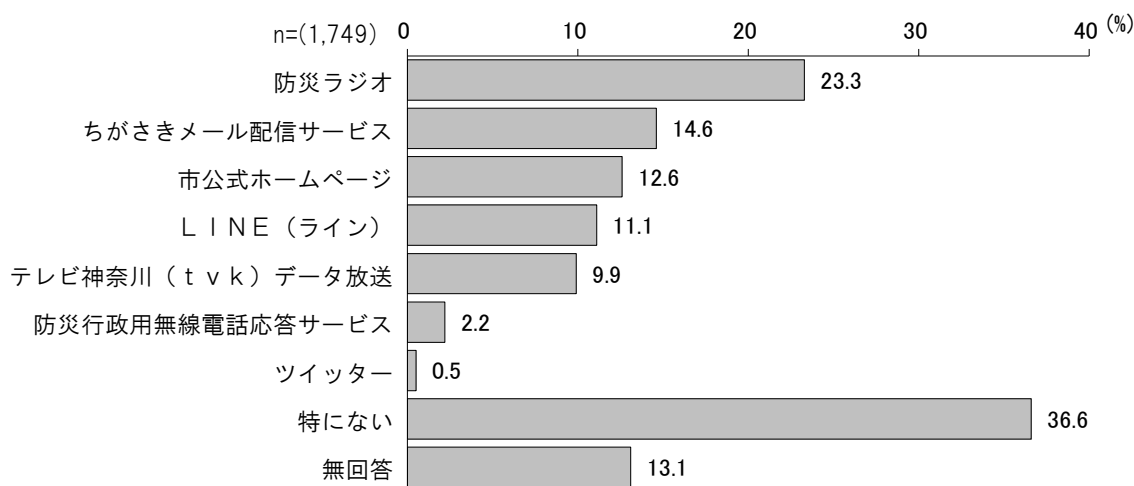
(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)



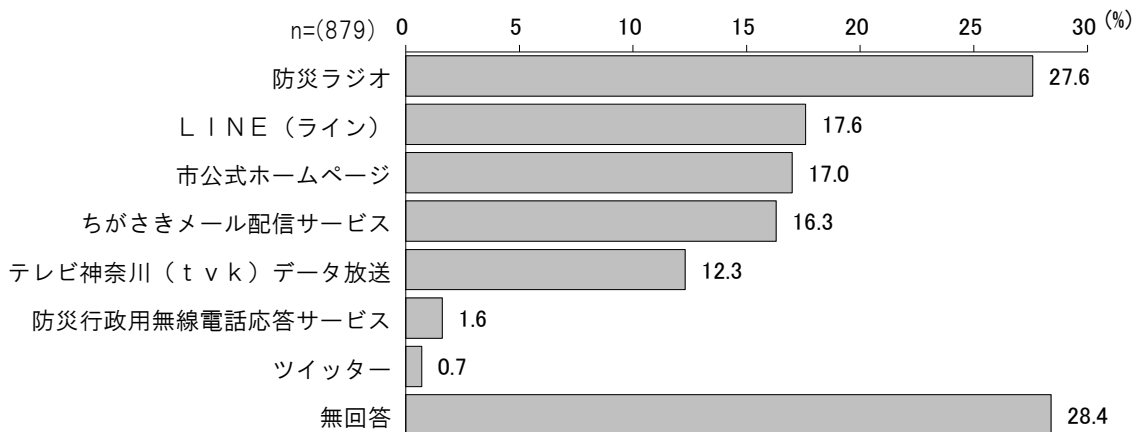
### (5) 防災について

今回から質問項目として新設した「防災行政用無線の放送内容や防災情報の入手手段として認知しているもの」について、「特にない(36.6%)」以外に回答した方のうち、現在使用しているものは「防災ラジオ(27.6%)」が最も高く、次いで「LINE(17.6%)」「市公式ホームページ(17.0%)」、で

＜図表32＞ 防災情報の入手手段（複数回答）



「特にない(36.6%)」以外を回答した方のうち、現在使用している防災情報



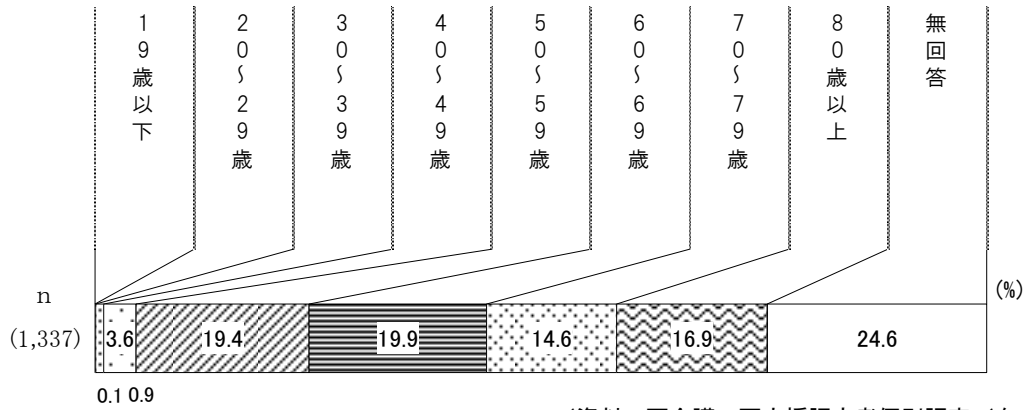
(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

(6) 介護者の状況

ア) 主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、ほとんどが50歳代以上で、「60歳代」が19.9%で最も高く、次いで「50歳代」(19.4%)、「80歳代」(16.9%)となっています。

<図表33> 主な介護者の年齢



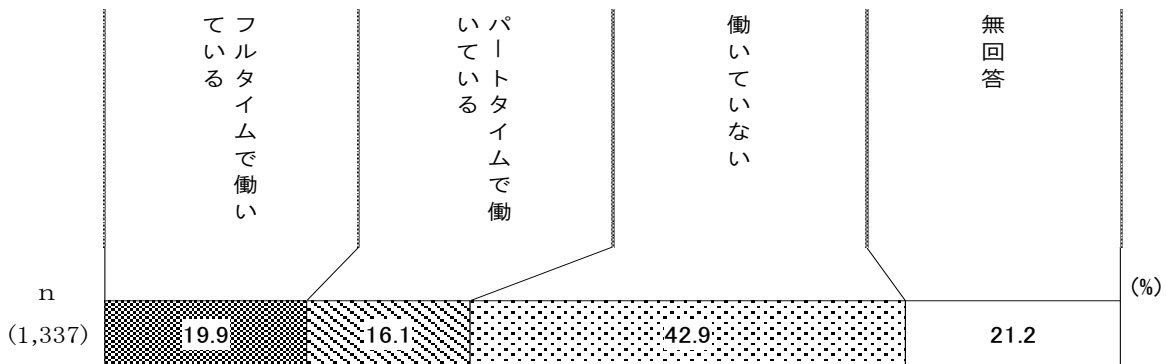
(資料：要介護・要支援認定者個別調査(在宅)令和4年度)

イ) 主な介護者の勤務形態

主な介護者の勤務形態について、「フルタイムで働いている」が前回結果と比較して上昇(17.6%→19.9%)しました。

また、「パートタイムで働いている」が前回結果と比較して上昇(14.9%→16.1%)しました。

<図表34> 主な介護者の勤務形態



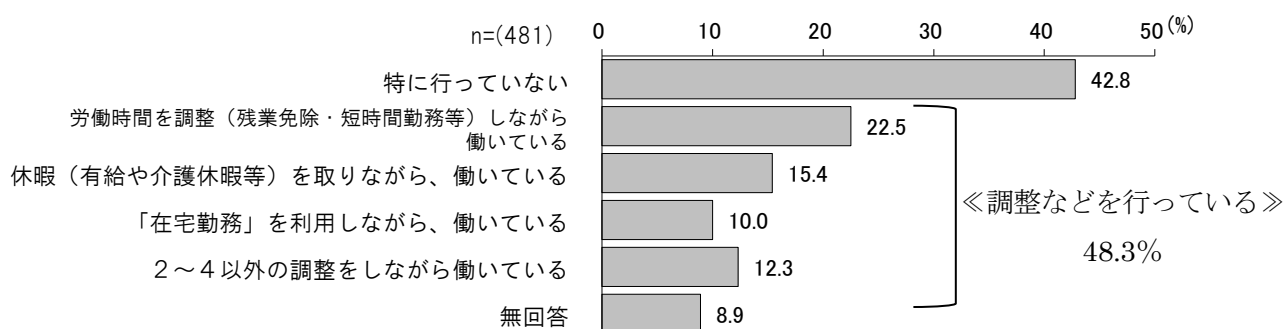
(資料：要介護・要支援認定者個別調査(在宅)令和4年度)

### ウ) 主な介護者の勤務形態の調整等

フルタイムで働いている及びパートタイムで働いている方で、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等を行っているかについて、「調整などを行っている」と回答した方が、前回結果と比較して下降（52.8%→48.3%）しました。また、「特に行っていない」と回答をした方が、前回結果と比較して上昇（39.5%→42.8%）しました。

※「調整などをおこなっている」=100%－「特に行っていない」－無回答

<図表35> 主な介護者の勤務形態の調整等（複数回答）

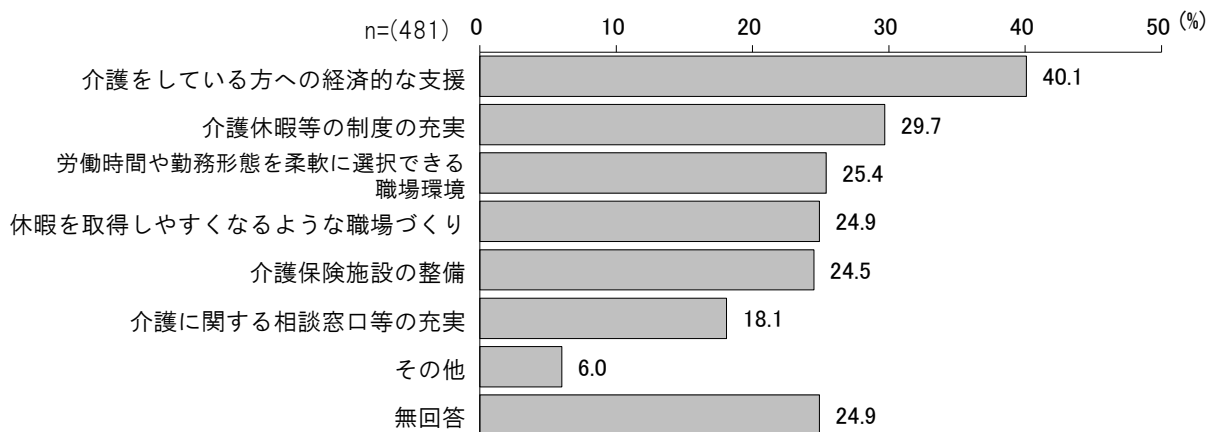


（資料：要介護・要支援認定者個別調査（在宅）令和4年度）

### エ) 仕事と介護を両立するために効果的だと思う支援等

仕事と介護の両立するために必要な支援について、「介護をしている方への経済的な支援」と回答した方が、前回結果と比較し上昇（36.6%→40.1%）しました。

<図表36> 仕事と介護の両立に必要な支援（複数回答）



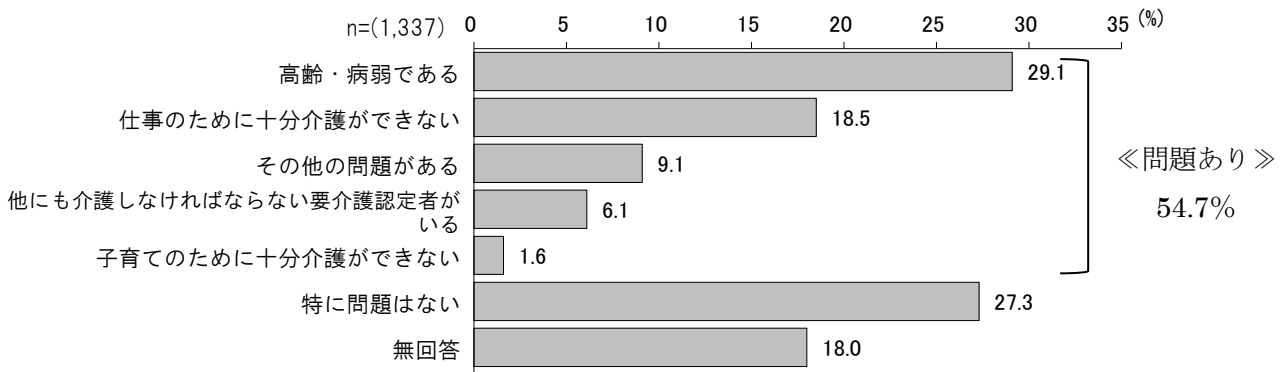
（資料：要介護・要支援認定者個別調査（在宅）令和4年度）

### オ) 主な介護者を取り巻く状況

介護者を取り巻く状況として、54.7%の方が問題があると回答しており、具体的には、「高齢・病弱である」が29.1%で最も高く、次いで「仕事のために十分介護ができない」が18.5%となっています。

※「問題あり」=100%－「特に問題はない」－無回答

＜図表37＞ 主な介護者を取り巻く状況（複数回答）



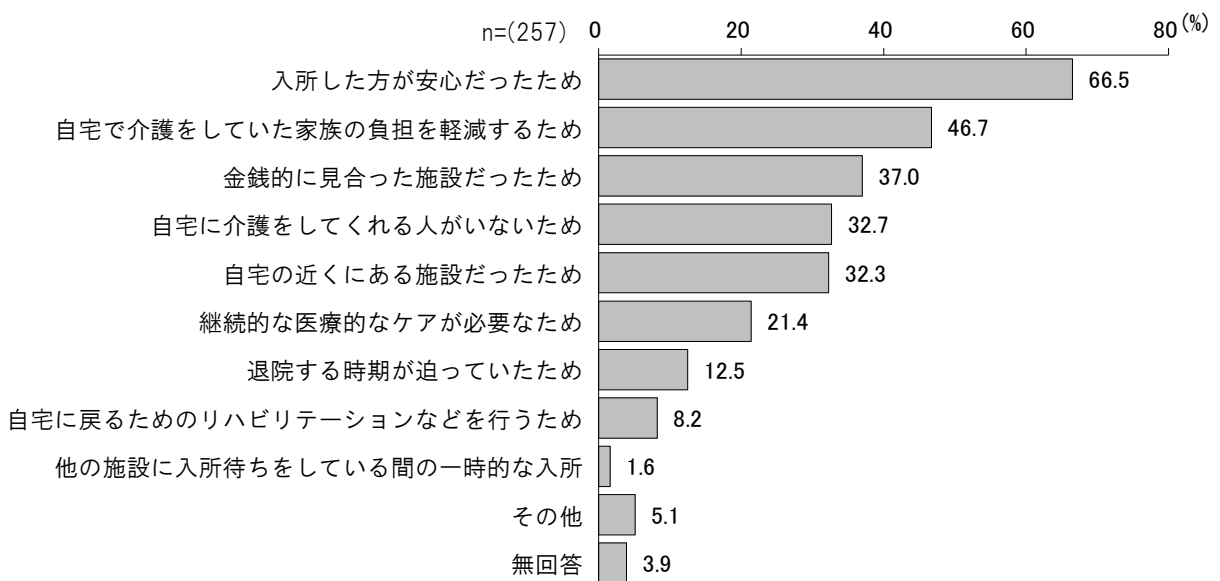
(資料：要介護・要支援認定者個別調査（在宅）令和4年度)

## (7) 介護保険について

### ア) 施設入所の理由

現在の施設に入所した理由として、「入所した方が安心だったため」が66.5%と最も高く、以下、「自宅で介護していた家族の負担を軽減するため」が46.7%でした。

＜図表38＞ 施設入所の理由（複数回答）

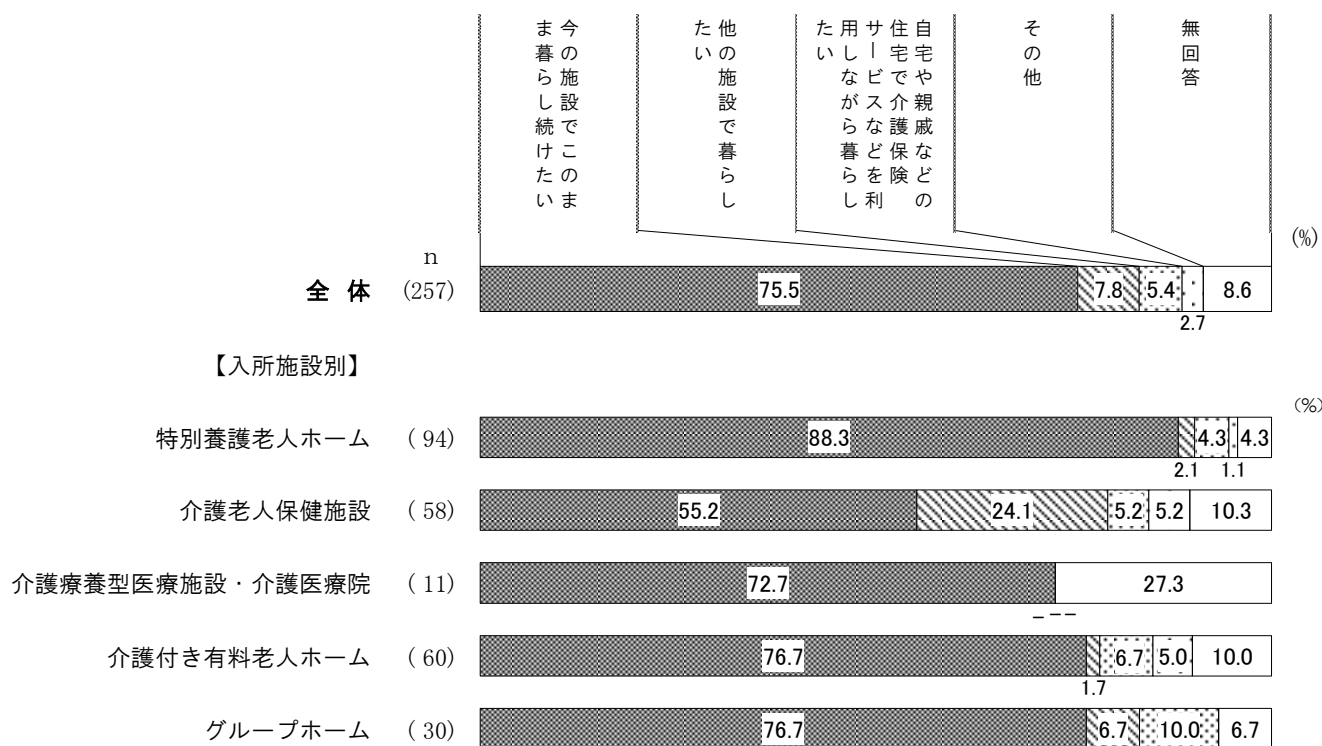


(資料：要介護・要支援認定者個別調査（施設）令和4年度)

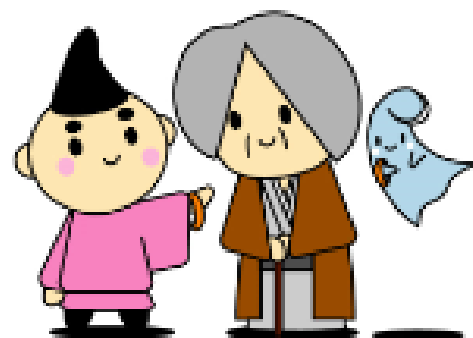
イ) 今後の生活の場についての考えについて

入所施設別でも「今の施設でこのまま暮らし続けたい」と回答した方が7割以上を占めています。

<図表39> 今後の生活の場についての考え



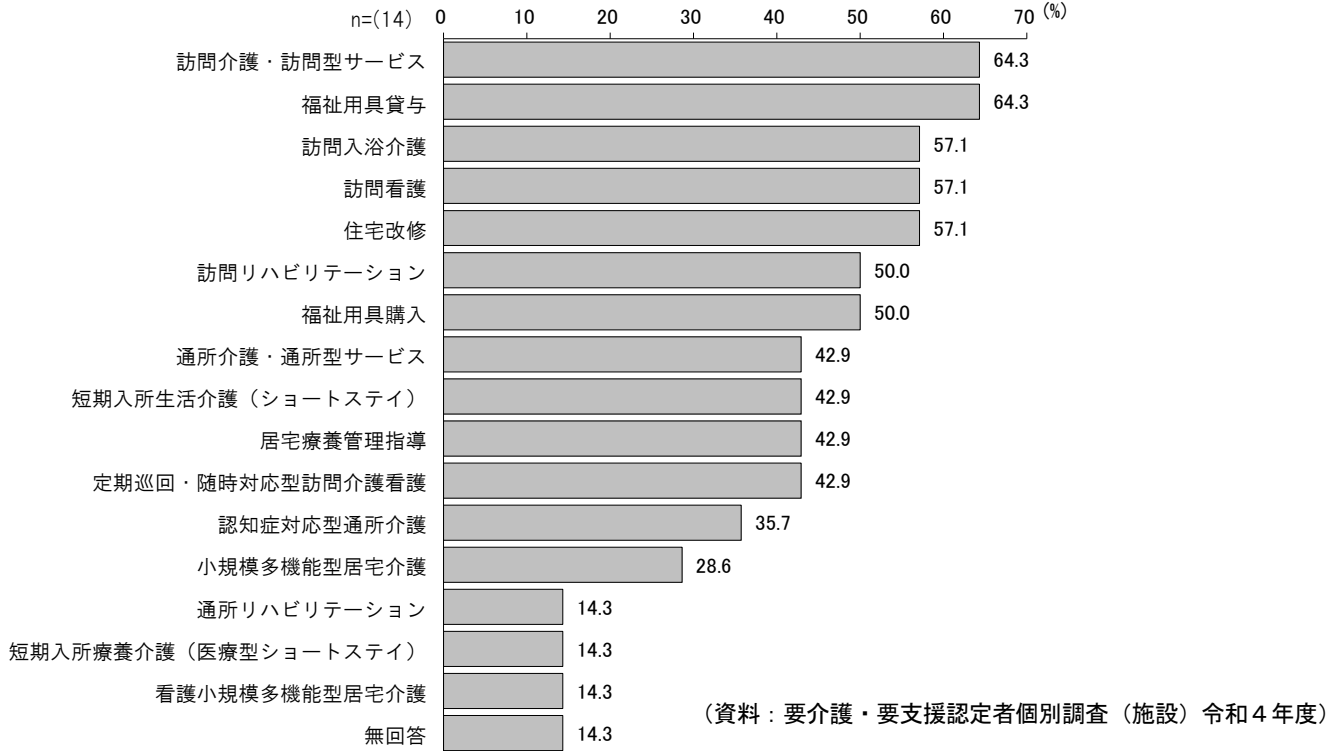
(資料：要介護・要支援認定者個別調査（施設）令和4年度)



### ウ) 在宅生活をする場合に必要となる介護保険サービス

イ) で「自宅や親戚などの住宅で介護保険サービスなどを利用しながら暮らしたい」と回答した方において、在宅生活をする場合、必要となる介護保険サービスの種類のうち「訪問介護・訪問型サービス」「福祉用具貸与」が60%以上でした。

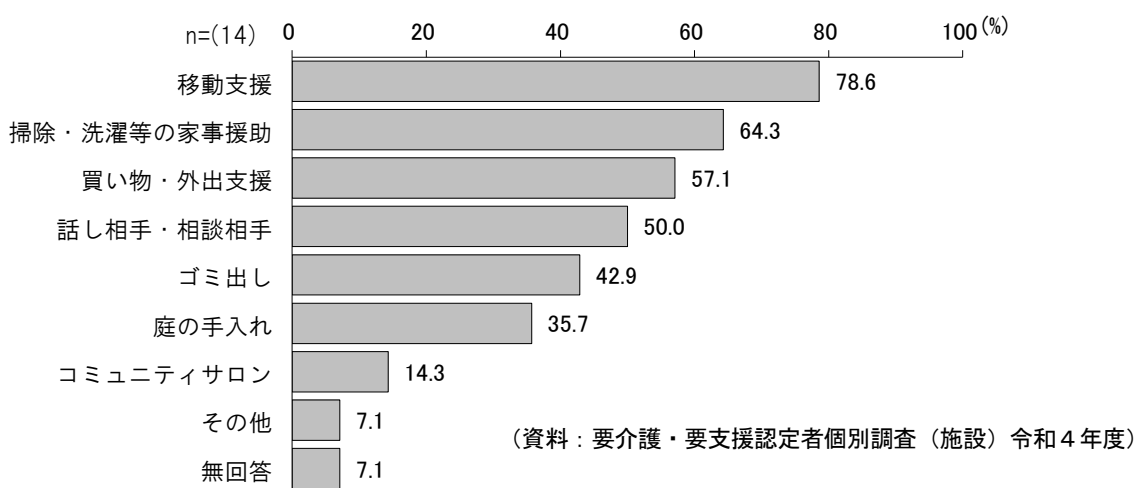
<図表40> 在宅生活をする場合に必要となる介護保険サービス（複数回答）



### エ) 在宅生活する場合にあればよいと思う地域のサービス

イ) で「自宅や親戚などの住宅で介護保険サービスなどを利用しながら暮らしたい」と回答した方において、在宅生活をする場合、近隣の住民、ボランティア団体などによる介護保険サービス以外の地域の支え合いにおいてどのようなサービスがあったらよいと思うかについて、「移動支援」が78.6%、「掃除・洗濯等の家事援助」が64.3%でした。

<図表41> 在宅生活する場合にあればよいと思う地域のサービス（複数回答）



## 第3章 第8期計画の振り返り

第8期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間中（令和3年度から令和5年度まで）に、具体的な事務事業を定める実施計画がない期間（令和3年度、令和4年度）が生じたことから、市の方針により個別の事業を掲載していません。そのため、基本方針ごとに進行管理を行っています。また、第8期計画中は、新型コロナウイルス感染症の流行により、事業中止や規模縮小、開催回数の減少を余儀なくされ事業実施が大きく制限されました。このような状況を踏まえ、第9期計画では、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や災害等の外的要因にも柔軟に対応できるよう、事業を継続的に推進できるような体制を構築しながら展開し、高齢者1人ひとりの日々の充実した暮らしの実現を目指します。

### 基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援

#### 1 基本方針1の総括・振り返り

第8期計画は新型コロナウイルス感染症が流行する中でのスタートでしたが、感染対策としてオンラインによる手法や実施回数の制限などにより、可能な範囲で高齢者の生きがいがづくりの支援に資する事業を実施することができました。

なお、第7期計画に掲載している事業のうち8事業が（約26%）が事業終了となり、23事業（約74%）を継続して実施することができました。継続して実施できた事業のうち、令和3年度は中止としていた事業についても4年度は感染症対策を講じながら安全に実施することができました。



#### （基本方針1の課題及び今後の取組）

<p><b>課題及び今後の取組</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった事業があり、高齢者の社会参加の機会が失われてしまったことは残念ですが、既存の事業をコロナ禍前の状況に戻すなど、高齢者がいきいきと活気あふれた生活を送れるように、各種講座の開催、学習や趣味、スポーツ等、高齢者の社会参加の機会の充実やさらなる外出のきっかけづくりを図っていきます。</p>
-------------------------	---

#### 2 施策ごとの状況

##### ① 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

###### 主な市の取組

- ・「地域における多様な居場所づくりへの取組支援」として、コロナ禍でも、スマホ教室の開催、各種講演会のZoom開催、タブレット端末を活用した会議の開催、ネット環境の整備を実施するなど地域が主体的に取り組む居場所づくりを支援してきました。

- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」では、対面とオンラインの併用で講座を開催しました。

#### アンケートの状況

#### 一般高齢者個別調査

- ・社会参加の状況では「何もしていない」の割合が43.5%（前回35.3%）となりました。
- ・ボランティア等で支える側として参加したい（している）活動内容は、「声掛け、見守り、安否確認」が35.4%（前回33.9%）となり、地域みんなで守り支えあう意欲が表れています。

### ② 趣味や生きがいづくりの支援

#### 主な市の取組

- ・「老人クラブ等助成事業」、「老人憩の家の管理・運営」、「老人福祉センターの管理・運営」など、高齢者が活動できる組織や活動拠点の支援を通じて、外出のきっかけづくりを行いました。
- ・「高齢者のための優待サービス事業」では、外出するきっかけづくりの提供を行いました。
- ・「各種講座の開催」では、高齢者の学びに対するニーズを捉えた各種講座（スマホ講座・Zoomの使い方講座（基礎編）・Zoomの使い方講座（応用編）等）を開催し、自主的な学習機会を提供してきました。

#### アンケートの状況

#### 一般高齢者個別調査

- ・社会参加の状況について、「趣味、スポーツ、レクリエーション」活動をしている方が全体で31.3%（前回41.9%）おり、今後の意向として、「趣味、スポーツ、レクリエーション」活動をしたい（活動を続けたい）方は47.9%（前回51.4%）でした。

### ③ 就労支援の充実

#### 主な市の取組

- ・「シルバー人材センター運営費補助事業」では、シルバー人材センターの効率的な運営を目的に補助を行い、高齢者の就労機会を増やすことに寄与しました。
- ・「中高年齢者就労支援事業」では、キャリアコンサルタントが仕事の探し方や適性・適職のアドバイスを行うとともに、他機関への紹介なども行い、より実効的な就職・転職活動につなげました。

#### アンケートの状況

#### 一般高齢者個別調査

- ・「就労」するうえで重視することは、「自分の生活に合った勤務時間であること」「経験が活かせる業務であること」が挙げられています。
- ・就労（したい）日数は、「週4日以上」が34.3%（前回46.3%）、「週2～3日」が39.5%（前回41.6%）と、定期的に働くことを希望する方が前回の調査結果より下降しました。



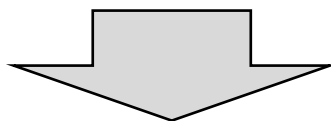
## 基本方針2

## 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

### 1 基本方針2の総括・振り返り

第8期計画は新型コロナウイルス感染症が流行する中でのスタートでしたが、定員数を設けるなど必要な感染対策を実施したうえで、高齢者の健康づくりや、介護予防に関する事業を実施することができました。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により一時中止した事業もありましたが令和4年度以降は年間を通して事業を開催することができました。



#### (基本方針2の課題及び今後の取組)

<p><b>課題及び今後の取組</b></p>	<p>介護予防事業について、参加者の割合が減少しています。引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、多くの方に参加していただけるよう事業の定員数や会場数の拡大を図ります。</p> <p>介護予防ボランティアについては、計画的に新たな介護予防ボランティアの養成講座を行います。</p>
-------------------------	---

### 2 施策ごとの状況

#### ① 健康づくり、健康増進

##### 主な市の取組

- ・「健康づくり、健康増進」の支援では、健康増進を目的に身体を動かす機会を増やすとともに、「歯科保健事業」、「栄養改善事業」など、介護予防に向けた取組を実施しました。
- ・疾病予防のため、健康診査やインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種等を実施しました。

##### アンケートの状況

##### 一般高齢者個別調査

- ・健康状態が「よい」、「まあよい」、「ふつう」の合計が85.4%（前回86.6%）となりました。
- ・健康状態を保つために、多くの方が「食事、栄養に注意する」、「規則正しい生活を心がける」、「睡眠、休養を十分にとる」などを実践しています。
- ・健康診断の受診は、「受けている」方が72.6%（前回74.0%）で、健康診断を「受けていない」方の理由として、「健康だから」が26.1%（前回26.6%）、「病院へ行くのが嫌だから」が19.7%（前回18.9%）でした。
- ・運動習慣のある方は61.8%（前回61.1%）で、運動習慣のある方に具体的な運動を聞いたところ、「ウォーキング」が57.4%（前回61.4%）、「体操」が24.5%（前回31.9%）でした。

## ② 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発

---

### 主な市の取組

- 介護予防の効果的な取組の支援及び介護予防に対する意識の啓発を促進するため、「転倒予防教室」や「歌体操教室ねぼし（寝防止）」などを実施しました。
- 「介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業」では、高齢者支援リーダーの研修は2回、歌体操ボランティアの研修は4回、フレイルサポーターについては他市との交流会や研修会を1回開催し、高齢者の介護予防を支援するボランティア養成を進めました。

### アンケートの状況

#### 一般高齢者個別調査

- 市の介護予防事業について、「参加している事業がある」という方は4.7%（前回10.3%）で、「参加している事業はない」という方が83.4%（前回72.0%）でした。
- 今後の介護予防事業への参加意向で「参加したい（参加し続けたい）事業はない」という方は40.6%（前回34.8%）で、その理由は、「利用する必要がないほど元気だから」が最も多く、次いで「同じ目的のために別のことをやっているから」が24.8%（前回31.4%）でした。

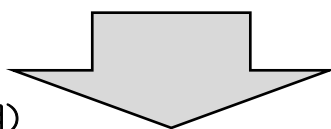
## 基本方針3

## 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

### 1 基本方針3の総括・振り返り

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止された事業もありましたが、87%の事業が継続して実施できました。「シルバードライビングスクール」をはじめ、令和3年度には中止や規模縮小していた事業についても令和4年度に感染症の対策を講じながら事業の復活ができました。

また、道路改良工事などハード面においては、コロナ禍の影響を受けずに滞ることがなく実施ができました。避難行動要支援者支援制度については、避難行動シート（個別避難計画）作成モデル事業の取組を市内の全地区へ展開できるよう、実施方法等について検討を進めました。



#### （基本方針3の課題及び今後の取組）

<p><b>課題及び 今後の取組</b></p>	<p>研修や会議については、書面開催やオンライン開催とすることが多かったため、闊達な意見交換が十分に行えなかった側面もありますが、今後は手法を工夫しながら意見交換ができる機会を充実させていきます。</p> <p>高齢者向けの防犯や交通安全の啓発については、継続して推進していくとともに、避難行動要支援者支援制度の取組についても災害時の避難支援のニーズに対応できる避難先や移動手段について、より多く確保できるよう、引き続き検討していきます。</p>
------------------------------	---

### 2 施策ごとの状況

#### ① 高齢社会に対応した住環境づくり

##### 主な市の取組

- ・高齢者が外出しやすい地域環境整備の取組は、順調に事業を進めることができました。

##### アンケートの状況

##### 一般高齢者個別調査

- ・安心で安全なまちづくりで必要だと思うこととしては、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が56.4%（前回57.1%）で前回の調査結果より下降しましたが、この設問の中で最も高い割合でした。その他に、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」、「救急医療体制の整備」、「路線バス等の公共交通の充実」などが挙げられます。

#### ② 安心・安全なまちづくり

##### 主な市の取組

- ・交通安全に関する啓発活動の推進や、消費生活における相談業務など、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりに向けた取組は、順調に事業を進めることができました。

- ・歩道段差改良工事業は、高齢者や障がい者等の移動に際しての負担軽減を目的に、歩道の段差解消工事など道路空間のバリアフリー化を実施しました。

#### アンケートの状況

一般高齢者個別調査

要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・安心で安全なまちづくりで必要だと思うこととしては、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が56.4%（前回57.1%）、「救急医療体制の整備」が38.1%（前回40.5%）でした。
- ・現在のくらしで不安に思っていることとしては、「ご自身や家族の健康」が56.8%（前回56.8%）、「地震や台風などの自然災害」が40.4%（前回40.4%）でした。
- ・振り込め詐欺の対策を「行っている」方は、一般高齢者個別調査で63.3%（前回65.2%）、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）では、58.9%（前回58.6%）でした。

### ③ 災害に強いまちづくり

#### 主な市の取組

- ・「災害情報の伝達体制の充実」では、社会福祉協議会と連携して防災ラジオの啓発を行い、災害情報の伝達手段の確保を図りました。
- ・「高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発」では、市民まなび講座を通じて、災害リスク及びハザードマップの活用について周知を図りました。

#### アンケートの状況

一般高齢者個別調査

要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・現在のくらしで不安に思っていることとしては、「新型コロナウイルス感染症の影響」が28.6%と、犯罪や詐欺に関することよりも高くなっています。
- ・災害の備えについて「特に何もしていない」方が、一般高齢者個別調査で19.0%（前回15.3%）、要介護・要支援認定者（在宅）調査で31.4%（前回29.4%）でした。
- ・災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人が「いない」方は、一般高齢者個別調査の全体で20.2%（前回15.4%）、要介護・要支援認定者（在宅）調査の全体で17.4%（前回14.5%）でした。さらに、ひとり暮らしに絞ってみると、一般高齢者個別調査で44.0%（前回36.7%）、要介護・要支援認定者個別調査（在宅）で32.1%（前回29.3%）でした。

### ④ 高齢者の住まいの確保

#### 主な市の取組

- ・「高齢者住宅生活援助員派遣事業」では、高齢者住宅の入居者に対して、老人福祉施設等から生活援助員（L S A）を派遣し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供しました。
- ・「養護老人ホームへの入所処置」では、老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象に、入所判定委員会を1回開催し新規の高齢者1名が入所しました。

アンケートの状況

一般高齢者個別調査

要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- 「持ち家（一戸建て）」は、一般高齢者個別調査では69.5%（前回71.1%）、要介護・要支援認定者（在宅）調査では66.3%（前回66.0%）でした。
- 持ち家の方の今後の住宅の利用予定は、「現在のまま住み続けたい」の割合が高く、一般高齢者個別調査では79.9%（前回76.6%）、要介護・要支援認定者（在宅）調査では68.3%（前回69.4%）でした。



## 基本方針4

## 地域における高齢者の支援体制づくり

### 1 基本方針4の総括・振り返り

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、新型コロナウイルス感染症が流行する中、第7期計画に掲載している事業のうち3事業（約12%）は終了しましたが、23事業（約88%）は継続して実施し、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。特に、重層的支援体制整備事業が開始されたことに伴う、地域包括支援センターの相談支援体制の機能強化については、まちぢから協議会や民生委員児童委員をはじめ地域住民への周知に努めてきました。

#### （基本方針4の課題及び今後の取組）

<p><b>課題及び 今後の取組</b></p>	<p>地域包括支援センターが高齢者だけでなく、障がい者や子どもなど分野を問わない相談を受けとめる相談窓口であることについて、さらなる周知が必要です。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療介護の関係者が意見交換できる場が減り、連携の推進が必要です。地域包括支援センターをはじめとした、地域の相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携を強化していきます。また、在宅医療介護の連携推進のための研修会等で専門職が意見交換できる場を設けるなど人材育成を図ります。</p>
------------------------------	---

### 2 施策ごとの状況

#### ① 地域の相談窓口の周知と機能強化

##### 主な市の取組

- ・地域包括支援センター運営事業を受託する法人との連携を密にするために設置した管理責任者会の効果的な運営を図りました。
- ・「介護サービス相談員派遣事業」では、相談員の定期的な訪問により、施設等の状況報告を継続して受けることができました。また、相談員と施設担当者との連携により、利用者の困難な状況に対し、随時の対応も確認しました。

##### アンケートの状況

##### 一般高齢者個別調査

- ・自分の住んでいる地域を担当している地域包括支援センターがどこにあるかを知っている方は44.1%（前回39.2%）で、知らない方は50.5%（前回55.5%）でした。
- ・地域包括支援センターを知っている方の中で利用したことがある方は、25.5%（前回21.5%）でした。

#### ② 地域における見守り及び支援体制づくりの推進

##### 主な市の取組

- ・徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業」では、37の方がSOSネットワークの新規

事前登録をしました。SOSネットワークの登録者数は263人になりました。

- ・「徘徊高齢者のためのSOSネットワーク事業」では、SOSネットワークを利用した人数が延べ53人でした。その中で、事前登録者の利用人数は延べ11人（約20%）でした。
- ・「地域ケア会議の推進事業」では、自立支援型地域ケア個別会議を3回、地域ケア推進会議を1回開催しました。

#### アンケートの状況

##### 一般高齢者個別調査

##### 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・悩みや心配ごとを相談できる人や場所の有無は、一般高齢者個別調査では「いない」が12.3%（前回7.1%）と一定数みられます。相談相手や場所がない理由として、「相談する必要がない」が29.2%（前回17.6%）と前回の調査結果から上昇し、この設問の中で最も高い割合でしたが、「相談したいが、身近に相談できる人がいない」や「相談したいが、内容を話しづらい」と回答した方も1割以上います。
- ・主な介護者の相談先としては、「地域包括支援センターやケアマネジャー」が49.2%（前回48.2%）と高くなっています。

### ③ 生活支援サービスの充実・強化

#### 主な市の取組

- ・「家族介護教室」は、高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を開催し、計191人が参加しました。
- ・「若年性認知症家族会」は、若年性認知症の家族同士で日常生活での困りごと等について共有や情報交換をする場を開催します。
- ・比較的利用ニーズが高い「介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給）」のほか、その他の事業についてもサービスを必要とする人に適切にサービスが行き届くよう市ホームページなどを活用し、周知に努めました。
- ・「家族介護教室事業」では、高齢者を介護している家族に対して、介護に関する知識や技術を習得するための教室を実施しました。

#### アンケートの状況

##### 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・主な介護者の年齢は、60歳代が19.9%（前回17.0%）、70歳代が14.6%（前回15.6%）、80歳以上が16.9%（前回12.9%）となっており、半数近くが60歳以上です。
- ・主な介護者が「フルタイムで働いている」は19.9%（前回17.6%）、「パートタイムで働いている」は16.1%（前回14.9%）でした。
- ・「介護のために仕事を辞めた家族や親族がいる」と答えた方は10.9%（前回11.5%）でした。
- ・働きながら介護を続けることの今後の見込みは、「問題なく続けていける」が23.9%でしたが、「問題はあるが、何とか続けていける」が51.6%（前回57.3%）と前回の調査結果から下降しましたが、この設問の中で最も高い割合でした。
- ・仕事と介護を両立するために効果的だと思う支援等は、「介護をしている方への経済的な支援」、「介護休暇等の制度の充実」、「労働時間や勤務形態を柔軟に選択できる職場環境」、「休暇を取

得しやすくなるような職場づくり」などが挙げられています。

- ・介護が必要となったときに、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が74.5%（前回50.8%）と、約半数の方が在宅で介護を受けながら生活することを望んでいたことから、在宅における自立した日常生活の維持・継続のために生活支援サービスの充実・強化を図っていく必要があります。
- ・要介護等認定者についても、今後介護を受けたい場所については、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が74.5%（前回77.4%）と、7割以上の方が在宅で介護を受けながら生活することを望んでいます。

#### ④ 高齢者の権利擁護

##### 主な市の取組

- ・「成年後見制度利用支援事業」では、身寄りのない認知症高齢者の権利擁護が図れるよう市長申立てを行いました。また、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難である被後見人に対し、成年後見制度利用支援助成金交付要綱に基づき助成を行いました。
- ・「市民後見人養成事業」では、研修を修了した3期生の11名が法人後見サポーター及びバンク登録しました。また、2期生の2名が受任し、市民後見人として活動を始めました。
- ・「高齢者虐待防止対策事業」では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、警察等からの高齢者虐待に関する相談・通報に対応しました。

##### アンケートの状況

##### 一般高齢者個別調査

- ・成年後見制度の「制度の内容を知っていた」が32.9%（前回38.9%）でした。
- ・成年後見制度の利用・相談窓口があることを「知っている」は20.3%（前回21.4%）で、制度の認知度と、利用・相談窓口の認知度に乖離がみられます。

#### ⑤ 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

##### 主な市の取組

- ・在宅ケア相談窓口を設置し、在宅での医療介護に関する相談に対応しました。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する現状」を年間テーマとして3回の多職種連携研修会を開催し、医師・歯科医師・薬剤師・介護支援専門員・地域包括支援センター職員などが参加しました。
- ・住民向け研修会で在宅看取りの現状をとりあげ、在宅医療介護について住民への周知を努めました。

##### アンケートの状況

##### 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・介護保険サービスと医療機関の連携状況について、「できていると思う」と答えた方は53.2%（前回61.7%）でした。
- ・自分らしい最期を迎えるために、何かを「既に準備している」と答えた方は14.9%（前回



7.7%) でした。

## ⑥ 高齢者への分かりやすい情報の提供

### 主な市の取組

- 「高齢者への情報提供の充実」では、高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者のためのガイド」の充実を図り、市内各所へ配架しました。また、高齢者に必要な情報について広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図りました。
- 「介護保険制度周知のためのパンフレット作成」では、被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成し、窓口に配架しました。
- 「苦情相談に関する事務（苦情相談窓口）」では、利用者とその家族、関係事業者から事情を聴き、解決に向けた取組を行いました。

### アンケートの状況 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- 市からの介護保険や高齢者福祉に関する情報源について、「ケアマネジャー」と答えた方は、50.4%（前回49.2%）、「市の広報紙」と答えた方は35.7%（前回36.5%）、「市役所からの案内」と答えた方は26.1%（前回29.2%）、「市のホームページ」と答えた方は5.6%（前回3.5%）でした。



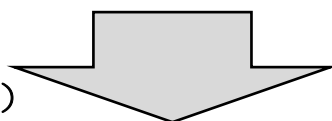
**基本方針5**

**認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり**

**1 基本方針5の総括・振り返り**

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように、「共生社会」の実現を目指し、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための体制づくりに関する事業を実施することができました。

令和4年度には、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人に対して適切なサービスが提供されるよう、地域の認知症を支える関係団体と連携を図りました。



**(基本方針5の課題及び今後の取組)**

<b>課題及び 今後の取組</b>	令和7年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症となると言われており、認知症高齢者の数は増加します。認知症に関する相談窓口を知っていると答えた方の割合は前回調査から減少し23.9%となっており、認知症に関する相談窓口の周知を図るとともに、認知症になっても、その方の尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるように、「共生社会」の実現を目指します。
-----------------------	--

**2 施策ごとの状況**

**① 認知症の予防に向けた取組の充実強化**

**主な市の取組**

- ・「介護予防講演会」では、生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を行いました。

**アンケートの状況** **介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**

- ・15分以上位続けて歩くことができるかについて、「できるししている」と答えた方は80.9%（前回83.3%）でした。
- ・歯の本数と入れ歯の利用について、「自分の歯は20本以上、入れ歯利用なし」と答えた方は36.5%（前回35.1%）でした。

**② 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組**

**主な市の取組**

- ・「認知症疾患相談・訪問事業」では、61件の相談を扱い、認知症の心配がある方やその家族、支援者の相談及び訪問を行いました。
- ・「認知症初期集中支援事業」では、毎月チーム員会議で支援方法等を検討し、医療や介護サービスにつなげることができました。

**アンケートの状況** **介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**

- ・認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人はいるかについて、「はい」と答えた方は、8.9%（前回9.5%）でした。

③ 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

**主な市の取組**

- ・「認知症サポーター養成講座」では、地域包括支援センターや居宅介護事業所等と連携協力して、39回実施し、延べ1,244人が受講しました。
- ・「認知症サポーターステップアップ講座」を2回実施し、延べ83人が受講しました。
- ・関係団体や認知症サポーター等の協力を得て、「第4回ちがさきオレンジDay」を世界アルツハイマー月間である9月に開催しました（台風のため規模は縮小）。

④ 認知症に関する相談窓口の充実強化

**主な市の取組**

- ・「成年後見支援センターの運営」では、複雑化する成年後見制度の相談に成年後見支援センター職員が適切に応じました。
- ・「認知症疾患相談・訪問事業」では、61件の相談を扱いました。

**アンケートの状況** **介護予防・日常生活圏域ニーズ調査**

- ・認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」と答えた方は23.9%（前回28.5%）でした。

⑤ 認知症高齢者の支援体制づくり

**主な市の取組**

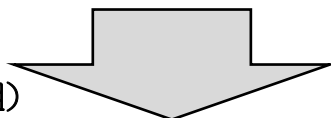
- ・茅ヶ崎市認知症あんしんガイドを改訂し、市民や関係者に配布しました。また、様々な認知症に係る研修会の教材として活用しました。
- ・「認知症地域支援推進員配置事業」では、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方や家族への相談支援など、様々な認知症施策の推進役として活動しました。

## 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

### 1 基本方針6の総括・振り返り

新型コロナウイルス感染症が発生する中での計画のスタートでしたが、感染症対策を講じながら事業を実施してきました。令和4年度からは中止していた実地指導も開始しており、研修会のテーマについてもコロナ禍における感染症対策を取り入れるなど、介護保険の利用者にとって必要となるサービスが継続的に提供されるよう、事業者の支援に取り組んできました。

地域密着型サービスについては公募を実施しましたが、選定には至りませんでした。



#### (基本方針6の課題及び今後の取組)

<p><b>課題及び今後の取組</b></p>	<p>コロナ禍において実施手法を見直した事業について、効果の検証や見直しを進めます。特にコロナ禍において効果があったと認められるオンラインを活用した事業や、手続きの簡素化については、これを機会と捉え、事業手法の見直しを進めます。</p> <p>また、第8期計画で選定に至らなかった地域密着型サービスについては、選定手法を含めた見直しを行い、必要なサービスの整備を進めます。</p>
-------------------------	--

### 2 施策ごとの状況

#### ① 保険給付見込量の設定

##### 主な市の取組

- ・予防給付、介護給付とも全体的には概ね計画どおり進めることができました。

##### アンケートの状況

##### 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- ・介護保険サービスを利用している方は74.8%（前回74.1%）で、「福祉用具貸与」、「通所介護・通所型サービス」、「住宅改修」、「福祉用具購入」、「通所リハビリテーション」などが多く利用されています。
- ・今後利用したい介護保険サービスは、「一つの事業所でデイサービスや宿泊を組み合わせ、介護等を受けられるサービス」が30.8%（前回32.6%）と前回の調査結果より下降しましたが、この設問の中で最も高い割合となっています。
- ・今後介護を受けたい場所では、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が74.5%（前回77.4%）と前回の調査結果より下降しましたが、この設問の中で最も高い割合となっています。

## ② 介護保険施設等の整備の整備目標の設定

## 主な市の取組

- 「地域密着型サービスの整備」では、小規模多機能型居宅介護事業所について運営事業者を公募しましたが選定に至りませんでした。
- 「ケアセンター管理事業」では、通所介護、訪問介護、居宅介護支援及び施設の維持管理を行い、地域の高齢者が住み慣れた家庭環境の中で安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれにふさわしいサービスの提供に努めました。

## アンケートの状況

## 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）・（施設）

- 施設等への入所・入居の検討状況で、「既に申込みをしている」が3.8%（前回3.1%）、「申し込んでいないが、今後1年以内には申込みをしたい」が7.2%（前回7.5%）となっており、これらの方のうち48.9%（前回52.8%）が、「特別養護老人ホーム」へ申し込む意向があります。
- 入所・入居している施設は、「特別養護老人ホームに入所中」が35.9%（前回35.9%）で最も高く、「有料老人ホームに入居中」が22.9%（前回19.8%）、「介護老人保健施設に入所中」が22.1%（前回27.0%）、でした。
- 入居中の施設が提供するサービスへの満足度については、「満足している」が85.6%（前回83.5%）と多くの方が満足しています。

## ③ 給付の適正化の推進

## 主な市の取組

- 要介護認定調査や給付の適正化の推進や各種事業者支援については、計画にそって事業を進めることができましたが、更なる事業の推進のためにはマンパワー不足の課題が生じています。
- 「介護保険事業者に対する人材育成」では、介護保険制度の改正に関する研修会及び在宅医療と医療介護連携に関する研修会を開催しました。

## アンケートの状況

## 要介護・要支援認定者個別調査（在宅）

- 介護保険サービス提供者の満足度について、「かかわった全ての事業者に対して概ね満足している」が59.9%（前回62.0%）でした。
- 介護保険サービスを利用したことによる変化を聞いたところ、「心身の状態が良くなった」が35.6%（前回37.2%）、「生活に張りができた」が25.4%（前回30.0%）でした。

## ④ 介護保険事業者への支援

## 主な市の取組

- 「事業者支援のための情報提供」では、市ホームページや（一社）茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会で、適時に情報提供を行うことができました。

- ・「事故報告の徹底と再発防止のための指導」では、介護保険利用中に発生した事故について、事業所向け研修会等を通じて、事故が発生した際には迅速に報告をするよう指導し、再発防止に努めました。

#### ⑤ 介護人材の確保・定着・業務効率化への取組

---

##### 主な市の取組

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスAに従事する者を養成するための研修を実施するとともに、国・県と連携し介護人材の確保・定着を支援しました。
- ・事業者が提出する事故報告書や物価高騰支援金に係る書類についてe-kawakawaを活用することで、ペーパーレス化による事業者負担の軽減に取り組みました。



## 第4章 第9期計画の基本体系

### 1 国の基本指針等に関する本市の対応

#### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備について

##### ア) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

本市では、第8期計画より日常生活圏域を3圏域から13圏域に変更しています。1圏域あたりの高齢者人口が増加していることや、地区単位での活動が盛んにおこなわれている本市の実情に応じた設定となりました。高齢者が住みなれた身近な地域で安心して暮らし続けていくため、地域密着型サービスの提供体制を整えていきます。

##### イ) 在宅サービスの充実

地域包括ケアシステムの姿である、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続するためには、在宅サービスの充実が欠かせません。小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスを計画的に整備することにより、市内の在宅サービスの充実を図ります。

#### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組について

##### ア) 地域共生社会の充実

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進します。また、重層的支援体制整備事業において、地域包括支援センターの属性や世代を問わない包括的な相談支援等の充実を図ります。

令和5年6月には、共生社会の実現の推進するための認知症基本法が制定し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進します。

##### イ) 保険者機能強化

保険者機能強化の取組の1つとして、本市はこれまでも介護給付の適正化の取組を進めてきました。第9期計画においても、ケアプラン点検や給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査の実施について、取組の重点化・内容の充実・見える化を進めます。

#### (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上について

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては支え手となる人材の確保が前提となります。介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の育成、国・県との連携による介護人材の定着・確保、介護職に対するイメージ改善への取組、介護現場の職員が安心して働ける職場環境の整備に向けた支援等を通じて、介護人材の確保に取り組みます。また、介護現場における事務負担軽減のための文書簡素化やペーパーレス化をさらに促進することにより、生産性向上支援に取り組みます。

## 2 第9期計画の構成

### (1) 基本方針について

第9期計画では、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組むため、第8期計画の6つの基本方針を踏襲します。

### (2) 施策の方向性について

施策の方向性については、基本的に第8期計画を踏襲しながら、高齢化と現役世代の減少が顕著になる社会情勢を見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って施策展開を行います。

また、基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」について、新たに施策の方向性6として「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設しました。

なお、施策の方向性の内容を整理し、意味合いが近い項目をなるべくまとめたり名称を変更したりするなど、基本方針に対してより分かりやすくなるよう努めました。

### (3) 個別の事業について

計画策定にあたり、各施策の方向性に紐づく事業は、茅ヶ崎市総合計画の実施計画と整合性を図られるべきでしたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行と、社会経済情勢が急速に不透明になる中で、将来を予見することが難しかったことから、前期実施計画の策定が2年間延期になり、令和5年度から令和7年度までを計画期間としました。

そのため、第8期計画期間中（令和3年度から令和5年度まで）に、実施計画の策定から外れていた期間（令和3年度、令和4年度）が生じることから、市の方針により個別の事業を掲載しませんでした。

第9期計画では、計画期間が実施計画が策定されている期間であることから、二ーズを踏まえて、個別の事業を掲載します。



### 3 前計画からの変更点

#### 施策の方向性の主な変更点

基本方針	内容	第8期	→	第9期
3	変更	(1) 高齢社会に対応した住環境づくり		(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり
4	変更	(3) 生活支援サービスの充実・強化		(3) 高齢者を介護している方に対する支援
	統合	(1) 地域の相談窓口の周知と機能強化		(1) 地域の相談窓口の機能強化
		「周知」を基本方針4の施策の方向性6に統合しました。		
5	新設			(6) 認知症本人と家族を支える取組の推進
		基本方針5について、新たに施策の方向性6を新設しました。		

#### 変更理由

##### 【基本方針3】

- ・超高齢社会とは、65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%超の社会状態を示し、市の現状及び国の定義に合わせて表記を変更するため、施策の方向性1の「高齢社会に対応した住環境づくり」を「超高齢社会に対応した住環境づくり」に変更しました。

##### 【基本方針4】

- ・施策の方向性3の「生活支援サービスの充実・強化」に紐づく個別の事業を整理した結果、介護される当事者に対する支援については、施策の方向性2の「地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進」に内包されており、生活支援に該当する事業が施策の方向性2と3に混在していました。そこで、施策の方向性2と3の区別を明確化し、介護される当事者に対する支援については施策の方向性2、高齢者を介護している方に対する支援については施策の方向性3として整理しました。その結果、施策の方向性3「生活支援サービスの充実・強化」を、「高齢者を介護している方に対する支援」に変更しました。
- ・高齢者への情報提供や周知については、施策の方向性6「高齢者への分かりやすい情報の提供」へ1本化するため、施策の方向性1「地域の相談窓口の周知と機能強化」について、「地域の相談窓口の機能強化」に変更し、文中の「周知」は施策の方向性6の「高齢者への分かりやすい情報の提供」へ統合しました。

##### 【基本方針5】

- ・国が示す第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針により、認知症施策の取組を推進するため、基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」の施策の方向性を整理し、施策の方向性6に「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設しました。

4 第9期計画の施策の体系

基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援			
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>4 質の高い教育をみんなに</p>  </div> </div>	社会参加	(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援	
	趣味・生きがい	(2) 趣味や生きがいの支援	
	8 働きがいも経済成長も	就労	(3) 就労支援の充実
基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実			
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> </div>	健康	(1) 健康づくり、健康増進	
	介護予防	(2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発	
基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり			
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  </div> </div>	住環境	(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり	
	安心・安全	(2) 安心・安全なまちづくり	
	13 気候変動に具体的な対策を	災害	(3) 災害に強いまちづくり
	住まい	(4) 高齢者の住まいの確保	
基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり			
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  </div> </div>	相談(地域)	(1) 地域の相談窓口の機能強化	
	見守り	(2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進	
	家族支援	(3) 高齢者を介護している方に対する支援	
	権利擁護	(4) 高齢者の権利擁護の推進	
	医療・介護	(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進	
	情報提供	(6) 高齢者への分かりやすい情報の提供	

基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり		
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	予防	(1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化
	早期発見・対応	(2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組
	知識・理解	(3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
	相談(認知症)	(4) 認知症に関する相談窓口の充実強化
	支援	(5) 認知症高齢者の支援体制づくり
	取組の推進	(6) 認知症本人と家族を支える取組の推進
基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実		
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	給付等の見込量	(1) 保険給付等の将来見通し
	施設整備	(2) 介護保険施設等の整備目標の設定
	給付適正化	(3) 給付適正化の推進
	事業者支援	(4) 介護事業者への支援
	人材確保	(5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組

5 第9期計画におけるWHOの提唱する8つのトピックの関連項目

【エイジフレンドリーシティ行動計画】	
第9期計画におけるWHOが提唱する8つのトピックの関連項目について	
(上段) WHOが提唱する8つのトピック	
(下段) 第9期計画の基本方針とその施策の方向性	
①屋外スペースと建物	
3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり
②交通機関	
3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり (2) 安心・安全なまちづくり
③住居	
3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(4) 高齢者の住まいの確保
6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	(2) 介護保険施設等の整備目標の設定
④社会参加	
1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援	(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援 (2) 趣味や生きがいづくりの支援
2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	(1) 健康づくり、健康増進
⑤尊厳と社会の構成員としての取組	
4 地域における高齢者の支援体制づくり	(4) 高齢者の権利擁護の推進
⑥市民参加と雇用	
1 高齢者の多様な生きがいづくりの支援	(3) 就労支援の充実
⑦コミュニケーションと情報	
4 地域における高齢者の支援体制づくり	(6) 高齢者への分かりやすい情報の提供
5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	(1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化 (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組 (3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発 (4) 認知症に関する相談窓口の充実強化 (5) 認知症高齢者の支援体制づくり (6) 認知症本人と家族を支える取組の推進
⑧地域社会の支援と保健サービス	
2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	(1) 健康づくり、健康増進 (2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発
3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(3) 災害に強いまちづくり
4 地域における高齢者の支援体制づくり	(1) 地域の相談窓口の機能強化 (2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進 (3) 高齢者を介護している方に対する支援 (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進
6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	(1) 保険給付等の将来見通し (2) 介護保険施設等の整備目標の設定 (3) 給付適正化の推進 (4) 介護事業者への支援 (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組

## 6 事業のデジタル化やICT活用について

近年の社会情勢において最も大きな社会変化をもたらした要因として令和2年からおよそ3年間に渡って世界的に流行した新型コロナウイルス感染症が挙げられます。新型コロナウイルス感染症の流行は、保健・医療分野だけでなく、情報流通やデジタル経済に大きな影響を与えました。

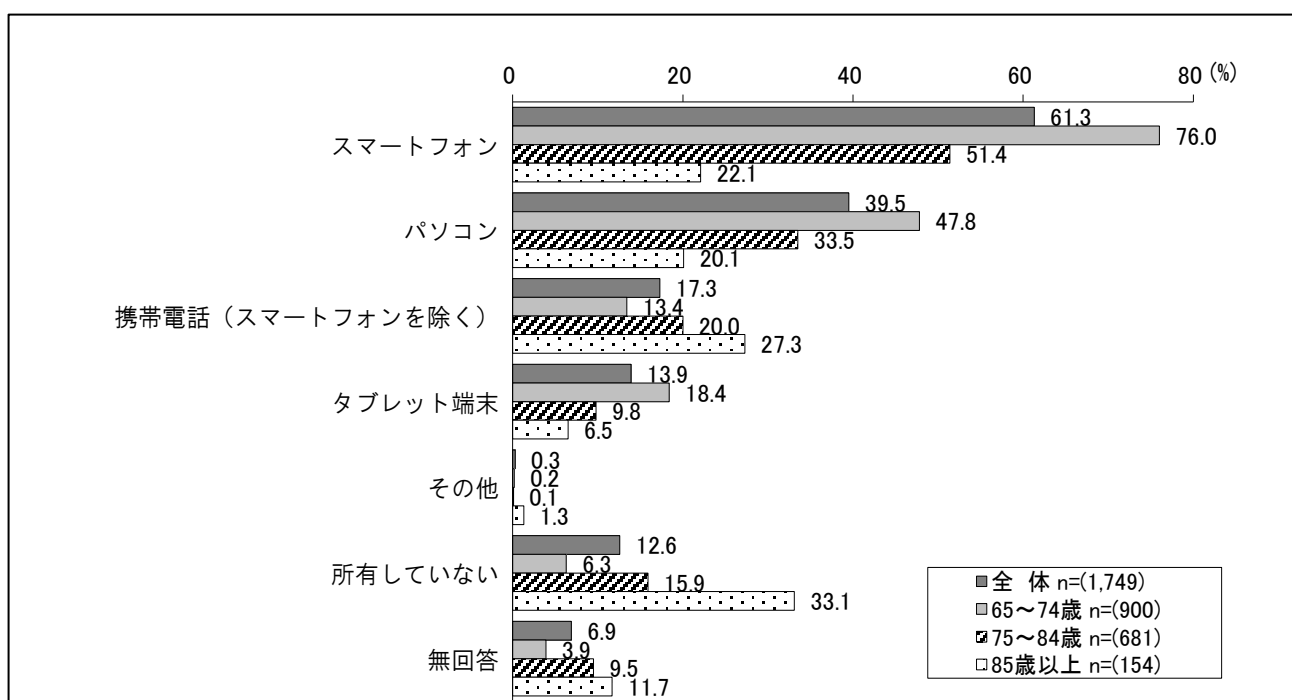
新型コロナウイルス感染症の流行下では、「非接触・非対面」が基本とされ、デジタル活用やリモート対応が求められた結果、急速かつ強制的に社会全体のデジタル化が進みました。

第8期計画期間中の事業展開においても大きな影響を受け、様々な事業において中止や縮小を余儀なくされた一方で、デジタル化やICT活用が進められました。

本計画に関連する事業のうち、コロナ禍の期間に事業のデジタル化やICT活用の検討を行った事業は24事業、オンライン会議や電子申請等の導入によりデジタル化やICT活用を取り入れた事業は38事業ありました。

また、令和4年度に市内の一般高齢者向けに実施したアンケート調査において、「所有しているインターネット閲覧機器」に関する項目では、「インターネット閲覧機器を所有している方」は8割を超えて(80.5%)おり、特に前期高齢者(65~74歳)では「インターネット閲覧機器を所有している方」が9割近く(89.8%)いました。

<図表42> 所有しているインターネット閲覧機器



(資料：一般高齢者個別調査 令和4年度)

これらのことを踏まえ、これからの活力ある超高齢社会の実現にあたっては、年齢にこだわらず趣味や仕事に意欲的な「アクティブシニア」の存在や、コロナ禍におけるオンラインコミュニケーションの社会的な浸透を念頭におき、高齢者のICT利活用を促進することが必要です。各事業展開の中でインターネットによる情報発信や申請手続き等を充実しつつ、デジタル化やICT活用に関する取組を推進していきます。

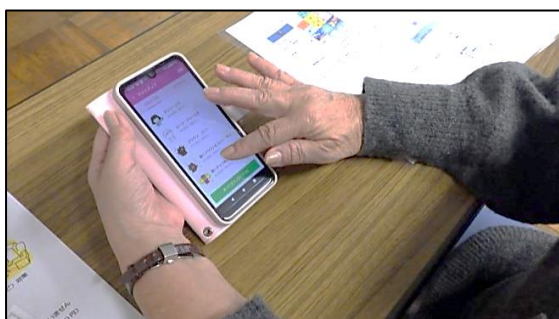
既存事業のデジタル化やICT活用に関しては、「検討中」と回答した部署に内容を照会したところ、申請手続きのオンライン化や配布物の電子化（ペーパーレス化）、研修や講座の動画配信、オンライン会議の開催等が主な内容となっており、事務手続きの簡素化や、会議時間の効率化を目的としたものが多くを占めていました。

一方で、高齢者本人が参加できるデジタル化やICT活用支援の取組については、令和6年度以降の取組例として、民間事業者との協働によりスマートフォン講習会を実施する他、各公民館でもスマートフォン講座やウェブ会議システム（Zoom）の講座を実施する予定です。また、一部の公民館では、スマートフォン相談会を検討しています。コミュニティセンターの実施事業においても、スマートフォン教室の開催やオンラインによる講演会の開催、タブレット端末を活用した会議の開催やインターネット環境の整備に取り組む予定です。また、この他にも、複数の事業において、既存の研修会や勉強会にオンラインで参加できるよう運用を変更したり、研修等の動画配信を行っていく予定です。

公民館をはじめ、携帯電話会社等の民間企業により開催されるスマートフォン講習会等が拡充されていく一方で、デジタル機器の操作に不慣れで講習会等に参加する意欲のない高齢者が多く存在することも課題となっています。このような高齢者に対しては、デジタル機器を活用するメリットを分かり易く伝えるための前向きな情報発信を行い、講習会等の場に誘い出す動機付けとなるような啓発を行ってまいります。

また、高齢者への情報発信に関しては、ホームページの充実を図るとともに、高齢者向けの様々なサービスや施策を冊子にした「高齢者のガイド」の周知と併せ、媒体を限定せずに分かりやすい情報提供に努めてまいります。そのほか、デジタルコンテンツを通じて、高齢者の社会参加や趣味・地域活動など多様な生きがいがづくりの支援、また、認知症に関する相互理解や啓発活動に努めてまいります。

第9期計画の事業展開においては、新興感染症や災害等の外的要因にも柔軟に対応できるような体制の構築を視野に、スマートフォンやパソコン等の機器を所有していない方々や、所有していても十分に使いこなせない方々への配慮も合わせて、事業のデジタル化やICT活用を推進していきます。



高齢者のスマホ講座①



高齢者のスマホ講座②

# 第5章 基本方針ごとの施策

## 基本方針1 高齢者の多様な生きがいつくりの支援



住み慣れた地域で高齢者がいきいきと生活を送ることができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動場所の確保にも取り組み、基本方針1の取組を通じて、高齢者が地域で活躍できるような支援を行います。

### 【施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援（社会参加）
- (2) 趣味や生きがいつくりの支援（趣味・生きがい）
- (3) 就労支援の充実（就労）

## 社会参加 (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援 8事業

コロナ禍で失われた社会参加と地域活動の機会を取り戻し、高齢者が活気にあふれた生活を送るため、これから何かを始めようとする高齢者へのきっかけづくり、また、既に活動をしている高齢者や団体については活動の範囲を広げるなど高齢者が地域に出て、様々な活動に意欲的に参加することを促すための支援を行います。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
1	住区基幹型公園等整備事業（公園緑地課）	緑の保全とともに市民生活に安らぎや憩いの場を提供することで、子どもから高齢者まで安心して利用し、地域交流や防災活動などの拠点ともなる、公園、緑地等の整備を行います。既存公園については地元の要望を踏まえながら改修を進め、健康遊具の設置も検討していきます。	市民1人当たりの都市公園面積： 令和6年度3.50㎡ 令和7年度3.52㎡ 令和8年度3.54㎡ （令和4年度実績3.39㎡）
2	高齢者が活躍する事業（公民館）	高齢者がこれまで得た知識や経験をもとに講座の講師を務めるなど、高齢者が活躍する事業を開催します。	高齢者が活躍する事業： 5館併せて各年度10事業 （令和4年度実績5館併せて42事業）
3	地域における多様な居場所づくりへの取組支援（市民自治推進課、地域福祉課）	市内11か所のコミュニティセンターが、地域コミュニティの場として活発に利用されるよう、指定管理者と連携して円滑な管理運営を実施し、まちぢから協議会が実施する高齢者を含む居場所づくりに対し、財政的支援を行います。また、ミニデイ・サロンの立ち上げ支援、継続支援の取組を進めます。	ミニデイ・サロンの新規設置数： 各年度3か所 ※令和7年度まで （令和4年度実績3か所）

NO	事業・取組名	内容
4	中高年齢者就業支援事業（産業観光課）	勤労市民会館において、就業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。
5	公民館まつり等の開催（公民館）	展示や催物等で日頃の活動成果の発表を行うとともに、地域住民間、多世代間の交流を図る公民館まつり等を開催します。
6	自治会及びまちぢから協議会等地域活動への参画促進支援（市民自治推進課）	自治会に対し各種補助金の交付等により支援を行います。また、市内13地区のうち12地区で設立されたまちぢから協議会において、地域における話し合いの場づくりが進められ、地域住民の参加を促進するための取組の支援を実施します。
7	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業（社会教育課）	ふるさと茅ヶ崎を学び、知る機会を講座やまち歩き等の事業を通して提供し、多世代の市民が外出するきっかけや、ふるさとについて語る場をつくります。
8	世代間交流を推進する事業（保育課）	公立保育園において、保育活動の一環として、訪問可能な高齢者施設等を訪問し、園児と施設利用者が交流します。

**趣味・生きがい** (2) **趣味や生きがいづくりの支援** **10事業**

高齢者が、コロナ禍以前のように再び趣味の活動やレクリエーションなどを楽しめるよう、様々な機会を提供するとともに、活動の拠点となる施設の維持管理及び活動の主体となるグループ（老人クラブ、ボランティア団体等）に対する助成を行います。

また、高齢者の生活をより豊かなものにするため、様々な学びの機会を提供するなど、学習意欲を後押しする支援を行うほか、高齢者の外出を促すための取組も進めます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
9	各種講座の開催（公民館）	趣味や生きがいづくり、健康づくりの支援となる各種講座を開催します。	趣味や生きがいづくり、健康づくりの支援となる事業数： 5館併せて各年度10事業 （令和4年度実績 5館併せて36事業）
10	指定管理施設（老人憩の家）管理事業（高齢福祉課）	高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として、指定管理者制度により施設の管理運営を行い、併せて指定管理者による企画事業の展開を推進します。	利用者数： 各年度45,000人 （令和4年度実績 44,915人）
11	指定管理施設（老人福祉センター）管理事業（高齢福祉課）	高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として、指定管理者制度により施設の管理運営を行い、併せて指定管理者による企画事業の展開を推進します。	利用者数： 各年度27,000人 （令和4年度実績 26,636人）
12	多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業（高齢者のための優待サービス事業）（高齢福祉課）	高齢者がまちに出かけ、健康の維持・増進や趣味等を見つけ、生き生きと楽しく豊かな生活を送れるようにするため、企業や民間事業者の協力を得て、様々なサービスを提供します。	協賛店舗数： 令和6年度140店舗 令和7年度141店舗 令和8年度142店舗 （令和4年度実績 140店舗）



NO	事業・取組名	内容	評価の指標
13	映画会の開催（図書館）	幅広い層の方に図書館の視聴覚資料を楽しんでいただくため、映画会を開催します。また、事業実施にあたり、視覚障がい者の方へ配慮した視聴覚資料も検討します。	開催回数： 各年度6回以上 （令和4年度実績 2回、参加者延べ60人）
14	大活字資料の提供（図書館）	視覚障がいや細かい文字が読みづらい高齢者の方等に対し、大活字資料を提供します。	大活字本の資料点数： 各年度1,700点以上 （令和4年度実績 0.35%）
15	高齢者読書支援事業（図書館）	図書館まで来館するのが困難で、かつ、図書館の利用に際し、代理で図書館まで行かれる家族などがいない方へのご自宅へ、図書を配送・回収します。	実施回数： 各年度45回以上 （令和4年度実績登録者12人、貸出51回、利用者延べ人数228人、貸出延べ561点）
NO	事業・取組名	内容	
16	老人クラブ等助成事業（高齢福祉課）	高齢者の積極的なスポーツ活動・文化活動の促進や、海岸清掃等の地域社会に対する奉仕活動の促進を図ります。	
17	敬老事業（高齢福祉課）	長寿をお祝いするため100歳の方を対象に、希望する方のご自宅へ市長が訪問し、祝状を贈呈します。また、国の事業である老人の日・老人週間における記念事業の祝状及び記念品を配布します。	
18	スマートフォン講習会（デジタル推進課）	市民が安全に、そして安心してデジタル化の恩恵を受けることができるよう、高齢者向けスマートフォン講習会を実施します。	

**就労** (3) **就労支援の充実** **2事業**

生涯現役社会の実現に向け、アクティブシニアが地域社会の人材として活躍できるよう、就労意欲を持った高齢者が年齢に関わらず地域で働き続けることができるように、高齢者の就労支援の充実を図ります。

また、少子高齢化が進み、担い手不足が課題となる中で、経済社会の活力を維持するために高齢者の就業機会の拡充を図ります。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
19	シルバー人材センター運営費補助事業（高齢福祉課）	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高齢者に対する職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習を行う公益社団法人シルバー人材センターの効率的な運用を図るため、財政援助を行い、高齢者の就業機会の増大・職業の安定に寄与します。	会員数： 令和6年度993人 令和7年度1,007人 令和8年度1,020人 （令和4年度実績 924人）
NO	事業・取組名	内容	
20	中高年齢者就業支援事業 《再掲》（産業観光課）	就労市民会館において、就業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	

## 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実



高齢者がいつまでも元気で、いきいきとした生活を送るためには、健康づくりに対する意識を高めるとともに、生活機能が低下する前に、状態の維持・改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。本市では、日常の中での健康づくりや、疾病・介護予防に関する取組の充実に重点を置き、基本方針2の取組を通じて、高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

### 【施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進（健康）
- (2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発（介護予防）

### 健康 (1) 健康づくり、健康増進 12事業

市民一人ひとりが、自身の健康に関心を持ち、健康づくりに関する取組を行うことが重要であることから、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行い、高齢者自身で健康状態の把握ができるように取り組みます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
21	健康診査事業（健康増進課）	75歳以上の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象として、生活習慣病の早期発見のため、受診勧奨と医師会委託による健康診査を実施します。	受診率： 各年度42.5% （令和4年度実績 41.9%）
22	介護予防講演会（高齢福祉課）	生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を実施します。	介護予防講演会の実施回数： 各年度 市主催4回 委託 7回 （令和4年度実績 市主催2回 委託 7回）
23	みんなて公園体操（高齢福祉課）	高齢者支援リーダーを中心に市内の公園でちがさき体操等の体操を行います。	実施回数： 各年度11回 （令和4年度実績 9回）
NO	事業・取組名	内容	
24	歯科保健事業（健康増進課）	市民を対象とした歯科保健対策事業イベントを実施します。イベント開催を通じて、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する普及啓発による一次予防に取り組みます。	
25	栄養改善事業（健康増進課）	高血圧予防、高血糖予防などテーマに合わせた栄養講話を実施します。	

NO	事業・取組名	内容
26	高齢者インフルエンザ予防接種事業(健康増進課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成をします。
27	高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業(健康増進課)	65歳の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成をします。
28	短期集中通所型サービス(高齢福祉課)	排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある事業対象者、要支援の方等を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。
29	短期集中訪問型サービス(高齢福祉課)	事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。
30	フレイルチェック事業(高齢福祉課)	高齢者に自身の心身の状況に気づいてもらい、早期からの健康増進・介護予防に参加することで健康寿命の延伸となるよう、虚弱化の予防に向けた気づき・学びの機会を創出します。
31	各種体育大会等の開催(スポーツ推進課)	高齢者を含めた市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、市総合体育大会、各種事業等及びスポーツ教室を開催し、スポーツに親しめる機会を提供します。
32	総合型地域スポーツクラブの育成(スポーツ推進課)	総合型地域スポーツクラブの継続活動に向けて、既存の活動団体の支援を行うとともに、高齢者を含む市民への周知を図るため、啓発活動を行います。

**介護予防(2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発 12事業**

高齢者の健康寿命の延伸を目指して、要介護状態等となることの予防や状態等の悪化防止・軽減を目的に施策を展開します。また、元気な高齢者等と連携して地域の中で、高齢者が主体的に健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。

高齢者の特性を踏まえた健康支援相談を行うため、保健事業と介護予防事業に一体的に取り組みます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
33	介護予防講演会<<再掲>>(高齢福祉課)	生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を実施します。	介護予防講演会の実施回数： 各年度 市主催4回 委託7回 (令和4年度実績 市主催2回 委託7回)
34	みんなで公園体操(高齢福祉課)<<再掲>>	高齢者支援リーダーを中心に市内の公園でちがさき体操等の体操を行います。	実施回数： 各年度11回 (令和4年度実績 9回)

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
35	転倒予防教室（高齢福祉課）	転倒骨折により介護が必要な状態となることを予防し、高齢者の社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。	実施会場数、参加者延べ数： 各年度20会場 （令和4年度実績209回、4,294人）
36	歌体操教室ねぼし（寝防止）（高齢福祉課）	歌体操ボランティアが主体となって、身近な会場で、ロコモティブ症候群（運動器症候群）や認知症予防のために、童謡（10曲程度）を歌いながら簡単な運動と簡単な体操等を行います。	実施会場数： 各年度25会場 （令和4年度実績19会場）
37	介護予防ボランティア活動支援事業（高齢福祉課）	高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座やボランティアの資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。 養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等と一緒に実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。	養成講座及び研修会の実施回数： 各年度6回 （令和4年度実績7回）
NO	事業・取組名	内容	
38	介護予防通信の発行（高齢福祉課）	市の介護予防事業の紹介や、自宅でできる介護予防、外出時の工夫等を記載した介護予防通信を発行します。	
39	地区組織活動支援事業（高齢福祉課）	地区社会福祉協議会における高齢者事業（福祉のつどい、敬老会、給食会）等に市の保健師が出席し、健康相談や血圧測定等を行います。	
40	短期集中通所型サービス 《再掲》（高齢福祉課）	排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある事業対象者、要支援の方等を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。	
41	短期集中訪問型サービス 《再掲》（高齢福祉課）	事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。	
42	地域リハビリテーション活動支援事業（高齢福祉課）	専門職種（理学療法士、作業療法士）を活用し、高齢者自身の自立した日常生活の維持、向上を目指すとともに、高齢者の介護予防を支援している従事者の資質向上を図ります。自宅リハビリテーション及びサロンリハビリテーション事業を行います。	
43	健康維持支援事業（高齢福祉課）	「ちがさき体操」及び「ちがさき体操ダイジェスト版」等の普及啓発用DVDやCDの貸し出し、リーフレットの配布等を行います。また、ケーブルテレビ等を活用して介護予防に関する情報提供をします。	

NO	事業・取組名	内容
44	介護保険認定非該当高齢者への支援事業（高齢福祉課）	介護認定の結果、非該当となった高齢者を保健師等が訪問等を行い、介護・健康・生活上の困り事等の相談を受け、必要に応じて一般介護予防や各種サービス利用につなげていきます。



短期集中通所型サービス



みんなで公園体操



転倒予防教室



### 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり



近年は豪雨や台風などの気象災害が頻発しているほか、新興感染症の出現など、災害等に対する備えや対策の重要性が高まっています。また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺も多く発生しています。高齢者が安心して暮らせるよう、防犯や災害等の緊急時への備えのほか、交通安全対策、住環境の整備、住まいの確保の取組などを推進し、基本方針3の取組を通じて、困りごとを1人で抱え込まず、地域の協力の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

【施策の方向性】

- (1) 超高齢社会に対応した住環境づくり（住環境）
- (2) 安心・安全なまちづくり（安心・安全）
- (3) 災害に強いまちづくり（災害）
- (4) 高齢者の住まいの確保（住まい）

#### 住環境 (1) 超高齢社会に対応した住環境づくり 13事業

車いす等の使用の有無にかかわらず、高齢者が安心・安全に外出することができるように、道路や駅設備などの整備を推進し、利便性の向上に努めます。また、交通環境の整備やハード面、ソフト面でのバリアフリー化を推進し、住み慣れた地域で継続して安心・安全な生活を営むことができる生活環境づくりに取り組みます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
45	バリアフリー基本構想の推進（都市政策課）	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（令和5年8月改定）に示す特定事業や新たに位置付ける市が主体となって取り組む事業を推進します。また、進捗状況を茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会へ年次報告します。	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び部会の開催回数： 各年度1回 （令和4年度実績7回）
46	住環境整備事業の調査・研究（都市政策課）	高齢者を含む市民の快適な住環境の形成を確保するため、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに位置付けた個別施策の推進を行います。また、福祉部局等と連携した高齢者などが安心して居住継続できるための方策を検討します。	茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会の開催回数： 各年度2回 （令和4年度実績2回）
NO	事業・取組名	内容	評価の指標
47	ちがさき自転車プラン推進事業（都市政策課）	第3次ちがさき自転車プラン（自転車活用推進計画）を策定するとともに、計画に基づく取組を進めることで、高齢者を含む市民が安全かつ快適に自転車を利用できる環境をつくりまします。	ちがさき自転車プラン推進委員会の開催回数： 各年度2回 （令和4年度実績1回）

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
48	JR茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請（都市政策課）	神奈川県及び県内市町で構成する神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、国やJR東日本に対して茅ヶ崎駅ホーム拡幅等の要望活動を行います。	要望活動回数： 各年度1回 （令和4年度実績 1回）
49	地域公共交通政策推進事業（都市政策課）	コミュニティバス及び予約型乗合バスのさらなる利便性向上のため、改善策を検討しつつ、公共交通全体のバランスを考え地域に最適な交通モードとは何かを導き出せるように取り組みます。	地域公共交通会議の開催回数： 各年度2回 （令和4年度実績 4回）
NO	事業・取組名	内容	
50	自転車駐車場施設整備事業（安全対策課）	自転車を駐車しやすい環境づくりにより、高齢者の外出機会が増加するよう支援します。	
51	「神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例」に基づく施設整備の推進（建築指導課）	誰もが利用できる施設整備を推進するため、公共的施設等について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいた協議・指導を行います。	
52	バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進（建築指導課）	高齢者等が活動しやすいまちづくりを促進するため、不特定多数の利用する特定建築物等に対して「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき指導を進めます。	
53	コミュニティバス運行事業（都市政策課）	コミュニティバス及び予約型乗合バスの運行管理を行う一方、利用促進のための企画を実施します。	
54	JR相模線北茅ヶ崎駅整備事業（都市政策課）	JR相模線北茅ヶ崎駅のバリアフリー化及び東口整備に向け鉄道事業者と協議のうえ、設計・施工等を行います。	
55	道路改良事業・街路事業・歩道橋設置事業（道路建設課）	歩道整備に向けた、各路線の歩道整備工事、用地買収及び物件補償を行います。	
56	狭あい道路及び生活道路整備事業（道路管理課）	狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、周辺については積極的に自主後退の協力要請を行っていきます。また、拡幅整備により、交通・災害時の都市機能の向上を図り、高齢者が外出しやすい安全・安心なまちづくりを推進していきます。	
57	歩道段差改良工事事業（道路管理課）	道路空間の利便性及び安全性の向上、高齢者・身体障がい者等の移動に際しての負担軽減を目的に、歩道の段差解消や道路空間のバリアフリーを実施していきます。	

**安心・安全** (2) **安心・安全なまちづくり** **5事業**

高齢者が安心して生活できるよう、地域における防犯への取組促進などを通じ、安全なまちづくりを推進します。また、近年では高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全に関する取組を進めます。

NO	事業・取組名	内容
58	地域防犯活動推進事業 (安全対策課)	地域防犯活動団体を中心とした防犯ネットワーク会議における防犯に関する情報提供や、地域防犯活動団体への防犯活動に使用する帽子、ベスト、腕章の貸与等により、地域防犯活動団体を育成・支援し、地域の防犯力を高め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
59	犯罪の未然防止 (安全対策課)	茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議のキャンペーンのほか、ちがさきメール配信サービスによる犯罪発生情報の配信、広報ちがさきへの犯罪発生件数、交通事故件数の掲載、防災無線による犯罪発生情報の放送など、茅ヶ崎警察署、寒川町、行政及び関係団体等と連携してさまざまな防犯対策を図ります。
60	交通安全に関する啓発活動の推進 (安全対策課)	各季4回の交通安全運動、市民総ぐるみ運動推進大会のほか、6月10日には自転車無灯火撲滅キャンペーンを地域、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会及び関係機関等と連携して実施します。
61	シルバードライビングスクール (安全対策課)	茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎市、寒川町で共催し、茅ヶ崎市と寒川町の高齢者ドライバーを対象に、安全な自動車の乗り方について指導するほか、自転車の車道走行への理解、歩行時や自転車利用時に係る交通安全や、交通事故の状況、対応方法などの講話を行うなど、高齢者が事故の当事者にならないよう、交通安全対策を図ります。
62	交通安全教室の開催 (安全対策課)	高齢者を対象とした交通安全教室を実施し交通ルールの再確認及び運転マナーの向上のほか自らの運転能力や反射神経について認識する機会を提供します。

**災害** (3) **災害に強いまちづくり** **10事業**

福祉避難所の整備及び高齢者に配慮した物資等の確保など、災害時における高齢者の支援を円滑に行うことができるような仕組の構築に努めます。また、新型コロナウイルス感染症の教訓を生かして、新興感染症等の出現により非常事態の状況下にあっても、事業手法及び実施体制の安定化を図り、必要な事業を可能な限り継続して実施していきます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指数
63	耐震改修促進計画事業 (建築指導課)	国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、平成20年3月に策定した茅ヶ崎市耐震改修促進計画により、計画的な耐震化の推進を行います。高齢者の世帯が建物の耐震診断・耐震補強を導入しやすい環境を整備するために、高齢者等への割増補助を設け、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を推進します。また、家具転倒防止が初期避難に重要であることから、高齢者等の避難弱者を対象に金具取付支援を行います。	高齢者世帯等に関する耐震診断・補強補助金の割増(件数): 各年度 耐震診断3件 耐震補強7件 (令和4年度実績 耐震診断12件 耐震補強7件)



NO	事業・取組名	内容	評価の指数
64	高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発（防災対策課）	高齢者及び支援者に対し、市民まなび講座や各種ハザードマップ等の資料により、防災知識の普及・啓発を行います。	市民まなび講座等の回数： 各年度30回 （令和4年度実績 30回）
65	災害情報の伝達体制の充実（防災対策課）	防災行政無線をはじめ、メール配信サービス、エリアメール、ツイッター、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、市ホームページ等を活用した情報伝達体制を整備するとともに、高齢者が多様な広報媒体を、災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知を図ります。	市民まなび講座等の回数： 各年度30回 （令和4年度実績 防 災ラジオの購入者に占 める70歳以上の方の 割合51.2%）
66	高齢者に配慮した避難所運営体制の整備（防災対策課）	高齢者が避難生活の負担を軽減できるような配慮をした避難所の運営が行われるよう避難所運営マニュアルを継続的に見直します。	高齢者への配慮に関する内容を盛り込んだ避難所運営マニュアル： 各年度32校 （令和4年度実績 32校）
67	高齢者に配慮した生活必需物資等の確保（防災対策課）	高齢者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めるとともに、自己備蓄の推進と、流通備蓄の確保に努めます。	備蓄している生活必需物資等の高齢者に配慮したものの更新： 各年度1回 （令和4年度実績 1回）
68	都市防災推進事業（都市政策課）	茅ヶ崎市防災“も”まちづくりワークショップとシンポジウムを通じて自助・共助の強化を図るとともに、感震ブレーカーの設置を地域が主導して行うことで、地域力（地域防災力）の更なる向上を図るための事業です。	防災“も”まちづくりワークショップ及びシンポジウムの開催回数： 各年度4回 （令和4年度実績 13回）
NO	事業・取組名	内容	
69	災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討（介護保険課）	介護サービスを利用している方が、災害時においても継続してサービスを利用できるよう介護サービス事業者と協議を進め、災害時における継続的な介護サービス提供のあり方を検討することでその仕組みや支援の考え方を共有します。	
70	福祉避難所の確保（防災対策課、障がい福祉課、高齢福祉課）	災害対策地区防災拠点（公立小中学校）での避難生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、福祉避難所の充足を図ります。	
71	避難行動要支援者支援制度の取組（防災対策課、障がい福祉課、高齢福祉課）	避難行動要支援者のうち、事前に地域に情報を提供することに同意した方の情報を定期的に自治会・自主防災組織等へ提供するとともに、制度の周知を図ります。また、避難支援に関する情報を把握し、避難支援の優先度が高い方から避難行動シート（個別避難計画）を作成します。	
72	地域で助け合える体制の充実（防災対策課）	地域住民の共助による安否確認や避難支援を進めるための取組である避難行動要支援者支援制度が地域の中で有効に活用されるように支援を行います。	

**住まい** (4) 高齢者の住まいの確保 **5事業**

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、住まいの確保に関する支援を行います。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
73	市営住宅の整備（借上型市営住宅）（建築課）	住宅に困窮するファミリー世帯や高齢者のいる世帯等の居住の安定を確保するため、令和5年3月に策定した「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画」に基づき、民間の土地所有者等が建設し、茅ヶ崎市が借り上げを行っているバリアフリー対応等の良質な借上型市営住宅の再借上げを実施していきます。	整備数： 令和7年度20戸（つづじハイム菱沼） （令和4年度実績なし） ※令和6年度、令和8年度はなし
74	高齢者住宅生活援助員派遣事業（高齢福祉課）	高齢者向けの市営松林住宅（シルバーハウジング）の入居者に対して、同住宅に併設されている老人福祉施設から生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援を行います。	相談件数： 各年度2,400人 （令和4年度実績2,682人）
75	養護老人ホームへの入所措置（高齢福祉課）	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置し、生活を支援します。	新規措置入所者数： 各年度2人 （令和4年度実績1人）
76	居住支援協議会の開催（都市政策課）	高齢者を含む住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議し、本市における市民の健やかな暮らしと豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的に居住支援協議会を開催します。	居住支援協議会の開催回数： 各年度2回 （令和4年度実績2回）
NO	事業・取組名	内容	
77	養護老人ホーム湘風園への運営及び再整備の支援業務（高齢福祉課）	2市1町（茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町）で設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営する養護老人ホームに係る施設運営費等を必要に応じて負担します。施設の老朽化に伴う再整備事業を支援します。	

## 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり



高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域の中で関係を築き、地域で高齢者を支える包括的な支援体制づくりが必要となります。地域に存在する多様な主体との連携や基盤の整備を行い、基本方針4の取組を通じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。

### 【施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の機能強化（相談（地域））
- (2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進（見守り）
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援（家族支援）
- (4) 高齢者の権利擁護の推進（権利擁護）
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進（医療・介護）
- (6) 高齢者への分かりやすい情報の提供（情報提供）

### 相談（地域）（1）地域の相談窓口の機能強化 6事業

高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センターや成年後見支援センターなど、地域の相談窓口の機能強化に努めます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
78	地域包括支援センター運営事業（高齢福祉課）	地域包括支援センターは、高齢者だけでなく、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を関係機関と連携して行います。地域包括支援センター運営事業を受託する法人との連携を密にするために設置した管理責任者会の効果的な運営を図ります。また、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師の専門性を活かし、包括的支援事業の業務を効果的に推進します。対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の推進を図ります。	管理責任者会：各年度6回 専門部会：各年度12回 （令和4年度実績 管理責任者会：6回 専門部会：12回 人材育成研修：5回）
79	高齢者安心電話相談事業（高齢福祉課）	看護師やケアマネジャー等の資格を持つ専門の相談員が24時間365日介護、健康、医療等に関する電話相談に対応します。地域包括支援センターの総合相談業務と円滑に連携することで、重層的な相談体制を構築し、相談業務の充実を図ります。	相談件数：各年度1,200件 （令和4年度実績1,262件）

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
80	生活支援体制整備事業 (高齢福祉課)	介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。	協議体の開催回数： 第1層協議体各年度1回 第2層協議体各年度12回 (令和4年度実績 第1層協議体1回 第2層協議体12回)
81	茅ヶ崎市成年後見支援センターの運営(地域福祉課)	高齢や障がい等により判断能力が低下した方の生活を支えるため、成年後見制度の利用を中核的に促進する機関(中核機関)として「茅ヶ崎市成年後見支援センター」を運営し、関係機関との連携により、成年後見制度利用をはじめとする相談支援を行います。	茅ヶ崎市成年後見支援センターへの相談対象者数(実人数)： 令和6年度140人 令和7年度150人 ※令和7年度まで (令和4年度実績288件)
NO	事業・取組名	内容	
82	(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備事業(地域包括支援センターの移転・併設)(高齢福祉課)	高田市営住宅の跡地に建設が予定されている(仮称)松林地区地域集会施設等複合施設について、庁内関係課及び関係機関等と管理運営体制等の調整を進め、地域包括支援センターの移転・併設を推進し、利便性の向上を図ります。	
83	介護サービス相談員派遣事業(介護保険課)	介護サービス相談員が施設を訪問し、利用者の不安解消や施設のサービスの向上を図ります。	

**見守り(2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進 16事業**

家の中での急病や不慮の事故等に備えるとともに、行方不明の恐れのある認知症高齢者の安全を確保するため、高齢者を地域で見守る体制の強化が求められます。

また、家庭での生活実態の把握や訪問等、在宅での生活を支えるためのサービスの整備にも取り組みます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
84	茅ヶ崎市安心まごころ収集事業(環境事業センター)	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、ごみや資源物の戸別収集(無料)を行います。また、収集の際には必ず利用者へ声をお掛けすることで、安否の確認を行います。	利用世帯数： 令和6年度480世帯 令和7年度490世帯 令和8年度500世帯 (令和4年度実績474世帯)
85	安全カード推進事業(警防救命課)	高齢者や障がい者世帯等の方を主な対象として、必要情報を記入する「安心カード」を配布し、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者が必要な情報を得ることにより迅速な救急医療に結びつけます。	年間のカード配布数： 各年度600枚 (令和4年度実績536枚)

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
86	高齢者住宅生活援助員派遣事業<<再掲>>（高齢福祉課）	高齢者向けの市営松林住宅（シルバーハウジング）の入居者に対して、同住宅に併設されている老人福祉施設から生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が自立し、安全かつ快適な生活を営むことができるよう支援を行います。	相談件数： 各年度2,500人（令和4年度実績 2,682人）
87	地域ケア会議の推進事業（高齢福祉課）	地域包括支援センターが主催する、個別レベル・担当地区レベルの地域ケア会議を通じて、担当地区内の課題を把握・整理するとともに、課題の解決に向けてインフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を地域で開発します。また、各地区内で共通する課題を持ち寄り、市全体として取り組むべき課題を明らかにし、事業化・施策化について検討を行う場として、市レベルの地域ケア会議を開催します。	地域ケア会議の開催回数： 各年度4回 （令和4年度実績 4回）
88	介護予防ボランティア活動支援事業<<再掲>>（高齢福祉課）	高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座やボランティアの資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等と一緒に実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。	養成講座及び研修会の実施回数： 各年度6回 （令和4年度実績 7回）
89	重層的支援体制整備事業（地域福祉課）	13地区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、自治会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と連携して、地域福祉の活性化を図ります。具体的には、地域の社会資源の発掘及びつながりづくり、活動の担い手不足等の課題解決を検討・支援し地域づくりに取り組みます。また、個別支援においても、住民、関係機関との連携により課題解決に向けて取り組みます。	①ボランティア新規登録者数： 令和6年度125人 令和7年度140人 （令和4年度実績 91人） ②ボランティア活動件数： 令和6年度5,334件 令和7年度5,783件 （令和4年度実績 1,424人） ③地区ネットワーク会議での共有事例件数（新規）： 各年度195件 （令和4年度実績 人実人数265人、 延べ人数576人）

		④福祉総合相談対象者数（実人数）： 令和6年度575人 令和7年度600人 ※令和7年度まで （令和4年度実績 443人）
NO	事業・取組名	内容
90	認知症高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与）（高齢福祉課）	認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器（GPS装置）を貸与し、行方不明時早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
91	生活支援サービス事業（高齢福祉課）	高齢者のみの世帯や寝たきり高齢者等が、緊急時の迅速な対応等により、住み慣れた環境で安心して過ごせるよう支援します。
92	認知症等高齢者のためのSOSネットワーク事業（高齢福祉課）	認知症等のために行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。認知症高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。
93	在宅高齢者実態調査（高齢福祉課）	住民基本台帳に基づく市内在住のひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯等の方に対し、各地区担当の民生委員児童委員が高齢者宅を一軒ごとに訪問し、調査を行います。この調査により、一人暮らし高齢者や高齢者世帯等の状況や緊急連絡先等を把握し、民生委員児童委員や地域包括支援センターと情報を共有することで、日頃の地域の見守り活動の促進や緊急時の対応に活用します。調査は概ね3年に1度実施しています。
94	免許を返納した高齢者の相談支援（高齢福祉課）	神奈川県警察と連携し、運転免許証を返納した高齢者のうち、希望する者について、情報共有を図り早期に相談支援を実施します。
95	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業（高齢福祉課）	外国籍の高齢者等で、国民年金を受けるための要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。
96	市民活動団体・NPO等への支援（市民自治推進課）	市民活動サポートセンターHPにより、市内で活動する市民活動団体の情報を公開します。
97	高齢者生活保護受給世帯訪問調査（生活支援課）	高齢者の生活保護受給世帯が地域で孤立することなく、安心して生活を送れるよう支援します。訪問時に生活状況や通院状況、親族との交流状況等を確認し、地域参加のための情報提供や参加促進を行い、地域社会との繋がりを持ち、社会的自立及び日常生活において自立した生活を送ることができるよう支援します。
98	民生委員・児童委員による支援（地域福祉課）	民生委員・児童委員とボランティアセンターや地域包括支援センター、地区社会福祉協議会と連携しながら、地域生活の支援の拡充を図ります。
99	民生委員・児童委員と関係機関との連携強化（地域福祉課）	社会福祉協議会や市役所、教育機関をはじめとして、民生委員・児童委員と関係機関との連携強化を図ります。

**家族支援 (3) 高齢者を介護している方に対する支援 4事業**

高齢者を介護している方の中には、不安を抱えている方や健康状態が思わしくない方も少なくありません。高齢者を介護している方に対しても、負担軽減のための支援を行います。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
100	低所得者介護用品支給事業（高齢福祉課）	市民税非課税世帯で要介護4又は5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度750件 （令和4年度実績 783件）
101	生活支援体制整備事業<<再掲>>（高齢福祉課）	介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。	協議体の開催回数： 第1層協議体各年度1回 第2層協議体各年度12回 （令和4年度実績 第1層協議体1回 第2層協議体12回）
102	家族介護教室（高齢福祉課）	高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を実施します。	参加人数： 各年度 市主催1回 委託13回 （令和4年度実績 191人）
103	若年性認知症家族会（保健予防課）	若年性認知症の家族同士で日常生活での困りごと等について共有したり、情報交換をする場として、若年性認知症家族会を実施します。	参加者数（延べ）： 各年度100人 （令和4年度実績 123人）

**権利擁護 (4) 高齢者の権利擁護の推進 5事業**

高齢者の虐待や、判断能力が不十分な認知症高齢者の権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の虐待防止や権利利益の擁護に取り組みます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
104	高齢者虐待防止対策事業（高齢福祉課）	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行います。また、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めるため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図ります。	高齢者虐待防止に関する勉強会・研修会の開催数： 各年度2回 （令和4年度実績高齢者虐待防止ネットワーク会議1回、虐待防止に関する展示1回、高齢者虐待に関する勉強会1回）

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
105	成年後見制度利用支援事業（障がい福祉課、高齢福祉課）	判断能力が不十分な認知症高齢者等のうち、身寄りがいない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長が後見等の審判請求を行います。また、認知症高齢者等が成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部又は一部を市が助成します。	市長申立件数：各年度5件 後見人等の報酬助成件数： 令和6年度9件 令和7年度12件 令和8年度15件 （令和4年度実績 市長申立件数10件 後見人等報酬助成件数15件）
106	茅ヶ崎市成年後見支援センターの運営<<再掲>>（地域福祉課）	高齢や障がい等により判断能力が低下した方の生活を支えるため、成年後見制度の利用を中核的に促進する機関（中核機関）として「茅ヶ崎市成年後見支援センター」を運営し、関係機関との連携により、成年後見制度利用をはじめとする相談支援を行います。	茅ヶ崎市成年後見支援センターへの相談対象者数（実人数）： 令和6年度140人 令和7年度150人 ※令和7年度まで （令和4年度実績 288件）
107	市民後見人養成事業（地域福祉課）	認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度のニーズに適切に対応することができるよう、また、認知症高齢者等の地域生活を市民が支えていくことができるよう市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人活動推進のための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援を行います。	市民後見人受任者数： 令和6年度4人 令和7年度4人 ※令和7年度まで （令和4年度実績 19人）
NO	事業・取組名	内容	
108	エンディングノート活用事業（高齢福祉課）	作成したエンディングノート（わたしの覚え書き～希望のわだち～）の周知を行います。また、書き方講座等を開催し、実際に活用できるようにします。	

**医療・介護（5）在宅医療及び医療と介護の連携の推進 2事業**

住み慣れた自宅で、質の高い医療や介護を受けながら、安心して生活し続けられるように、在宅医療及び医療と介護の連携推進のための仕組づくりや、医療福祉介護の関係者の人材育成等を図ります。

NO	事業・取組名	内容
109	在宅医療介護連携推進事業（高齢福祉課）	高齢者等が在宅で、医療や介護を受けながら、安心して生活し続けられるように、「在宅医療」と「医療と介護の連携」の推進のための仕組づくり及び関係者の人材育成等を行います。また、在宅ケア相談窓口で、住民や関係者等からの相談を受けます。
110	かかりつけ医制度の推進（地域保健課）	市民が自ら健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスを受けられるかかりつけ医制度の定着を目指します。



情報提供 (6) 高齢者への分かりやすい情報の提供 3 事業

高齢者に対しての制度やサービスは多岐にわたり、複雑化していることから、必要な情報を分かりやすく提供します。また、様々な媒体を用いて情報発信を行うほか、周知の内容や方法を分かりやすくするなど、高齢者への丁寧な説明に努めます。

NO	事業・取組名	内容
111	高齢者への情報提供の充実（高齢福祉課）	高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者のためのガイド」の充実を図り、市内各所へ配架します。また、高齢者に必要な情報について広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。
112	介護保険制度周知のためのパンフレット作成（介護保険課）	被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。
113	苦情相談に関する事務（苦情相談窓口）（介護保険課）	介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、解決を目指します。



## 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり



認知症になっても、その方の尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるように、「共生社会」の実現を目指します。基本方針5の取組を通じて、認知症の方や家族の思いに寄り添うとともに、認知症に対する正しい理解や正しい知識を深め、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための支援体制づくりに取り組みます。

### 【施策の方向性】

- (1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化（予防）
- (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組（早期発見・対応）
- (3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発（知識・理解）
- (4) 認知症に関する相談窓口の充実強化（相談（認知症））
- (5) 認知症高齢者の支援体制づくり（支援）
- (6) 認知症本人と家族を支える取組の推進（取組の推進）

### 予防 (1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化 1事業

認知症の予防については、現在のところ、認知症の発症を完全に予防することはできませんが、認知症になるリスクを下げることは可能です。そのため、認知症の発症のリスクを下げる取組を推進します。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
114	介護予防講演会<<再掲>> (高齢福祉課)	生活習慣病、食生活、歯科保健等、介護予防や健康づくりに関する講演会を実施します。	介護予防講演会の実施回数： 各年度 市主催4回 委託 7回 (令和4年度実績 市主催2回 委託 7回)

### 早期発見・対応 (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組 2事業

認知症は早期発見、早期診断、早期治療により、症状の進行が遅くなると考えられています。そのため、地域の方や様々な関係機関と連携し、認知症の疑いのある人を早期発見し、早期対応につなげることが重要であることから、認知症高齢者等の早期発見及び適切な支援を行うための支援体制の構築に努めます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
115	若年性認知症疾患相談・訪問事業（保健予防課）	認知症疾患に関して不安を持っている方や日常生活に支援が必要な認知症患者とその家族に対し、関係機関と連携を図りながら相談・訪問指導を実施していきます。	訪問・相談件数(延べ)：各年度60人（令和4年度実績61件）
NO	事業・取組名	内容	
116	認知症初期集中支援推進事業（高齢福祉課）	認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症の可能性のある方を認知症初期集中支援チームで訪問します。訪問の状況等をもとに、チーム員会議を開催し支援方針を検討し、その方針に基づいてそれぞれの立場で具体的な支援を行います。	

**知識・理解** (3) **認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発** **4事業**

認知症高齢者等を地域で支える体制の構築のためには、誰もがかかる可能性のある認知症という病気を正しく理解し、誤解や偏見なく対応することが求められています。そのため、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を広める取組を推進します。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
117	認知症サポーター養成講座（高齢福祉課）	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトを中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。	受講者延べ人数：各年度1,200人（令和4年度実績1,244人）
118	認知症サポーターステップアップ講座（高齢福祉課）	認知症の人とその応援者である認知症サポーターが、さらに認知症についての理解を深め、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの具体的な活動に、踏み出せるきっかけづくりとします。	実施回数：各年度2回（令和4年度実績2回）
119	ちがさきオレンジDay（高齢福祉課）	認知症の日に合わせて、日頃、認知症の方や家族等への支援を行っている関係機関や関係者が一同に会して、認知症に関するイベントを開催することにより、市民等に対して認知症に関する周知の機会とすると共に、認知症に関わる職種の結集により関係者のネットワークと相互理解を深める機会とします。また、認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりについて考える機会とします。	実施回数：各年度1回（令和4年度実績1回）
120	若年性認知症支援者研修（保健予防課）	若年性認知症に関する知識の普及啓発と認知症患者・家族の地域での生活を支援するため、若年性認知症支援者研修を実施します。	参加者数：各年度60人（令和4年度実績85人）

**相談（認知症）（4）認知症に関する相談窓口の充実強化 3事業**

認知症の早期発見のためには、認知症かもしれないと不安を抱える高齢者やその家族が気軽に相談できる体制が必要です。家族に認知症の兆候が見られて不安に感じたときや、認知症の介護に関する相談対応など、相談窓口を充実させ、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
121	茅ヶ崎市成年後見支援センターの運営<<再掲>>（地域福祉課）	高齢や障がい等により判断能力が低下した方の生活を支えるため、成年後見制度の利用を中核的に促進する機関（中核機関）として「茅ヶ崎市成年後見支援センター」を運営し、関係機関との連携により、成年後見制度利用をはじめとする相談支援を行います。	茅ヶ崎市成年後見支援センターへの相談対象者数（実人数）： 令和6年度：140人 令和7年度：150人 ※令和7年度まで（令和4年度実績288件）
122	若年性認知症疾患相談・訪問事業<<再掲>>（保健予防課）	認知症疾患に関して不安を持っている方や日常生活に支援が必要な認知症患者とその家族に対し、関係機関と連携を図りながら相談・訪問指導を実施します。	訪問・相談件数(延べ)： 各年度60人 （令和4年度実績61件）
NO	事業・取組名	内容	
123	認知症地域支援推進員配置事業（高齢福祉課）	認知症地域支援推進員を配置し、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行います。	

**支援（5）認知症高齢者の支援体制づくり 7事業**

認知症高齢者及びその家族が身近な地域で安心して暮らせるように、認知症の方や家族に寄り添った、地域での支援体制を構築します。また、認知症の症状などの進行に合わせて医療・介護サービスが切れ目なく円滑に受けられるよう、制度の周知を行います。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
124	認知症サポーターステップアップ講座<<再掲>>（高齢福祉課）	認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、認知症の病気や対応についての知識や理解を深め、具体的に認知症の方にできることを考えていただくきっかけとします。	実施回数： 各年度2回 （令和4年度実績2回）
125	ちがさきオレンジDay<<再掲>>（高齢福祉課）	認知症の日に合わせて、日頃認知症の方や家族等への支援を行っている関係機関や関係者が一同に会して、認知症に関するイベントを開催することにより、市民等に対して認知症に関する周知の機会とすると共に、認知症に関わる職種の結集により関係者のネットワークと相互理解を深める機会とします。また、認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりについて考える機会とします。	実施回数： 各年度1回 （令和4年度実績1回）
NO	事業・取組名	内容	
126	チームオレンジの活動の支援（高齢福祉課）	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりのための具体的な活動を支援します。	

NO	事業・取組名	内容
127	認知症ケアパス活用事業 (高齢福祉課)	認知症の方の病状や生活機能障害の進行に合わせて、医療・介護サービス等を円滑に受けられるように、作成されている認知症ケアパス(茅ヶ崎認知症あんしんガイド)の周知を行います。また、適宜内容の修正を行います。
128	認知症施策検討会(高齢福祉課)	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供、その他認知症施策の推進に関することについて検討します。
129	認知症等高齢者のためのSOSネットワーク事業 《再掲》(高齢福祉課)	認知症等のために行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。認知症高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。
130	キャラバン・メイト支援事業(高齢福祉課)	県が実施している、認知症キャラバン・メイト養成研修周知・登録・管理を行います。

### 取組の推進 (6) 認知症本人と家族を支える取組の推進 4事業

すべての認知症の人やその家族が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して暮らし続けることができる地域づくりのための取組を推進します。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
131	ちがさきオレンジDay 《再掲》(高齢福祉課)	認知症の日に合わせて、日頃、認知症の方や家族等への支援を行っている関係機関や関係者が一同に会して、認知症に関するイベントを開催することにより、市民等に対して認知症に関する周知の機会とすると共に、認知症に関わる職種の結集により関係者のネットワークと相互理解を深める機会とします。また、認知症になっても安心して地域で暮らし続けることができるまちづくりについて考える機会とします。	実施回数： 各年度1回 (令和4年度実績 1回)
132	若年性認知症当事者のつどい(保健予防課)	若年性認知症の当事者同士が集い、自身の生活における課題や希望等を語り合い、自分たちのよりよい暮らし、暮らしやすい地域について話し合う場として毎月つどいを実施します。	参加者数(延べ)：各年度100人 (令和4年度実績 119人)
133	若年性認知症家族会《再掲》(保健予防課)	若年性認知症の家族同士で日常生活での困りごと等について共有したり、情報交換をする場として、若年性認知症家族会を実施します。	参加者数(延べ)：各年度100人 (令和4年度実績 123人)
NO	事業・取組名	内容	
134	チームオレンジの活動推進《再掲》(高齢福祉課)	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりのための具体的な活動を支援します。	

## 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実



要介護等認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組みます。

### 【施策の方向性】

- (1) 保険給付等の将来見通し（給付等の見込量）
- (2) 介護保険施設等の整備目標の設定（施設整備）
- (3) 給付適正化の推進（給付適正化）
- (4) 介護保険事業者への支援（事業者支援）
- (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組（人材確保）

### 給付等の見込量（1）保険給付等の将来見通し

令和6年度から令和8年度までの介護保険事業の運営に当たり、計画期間における要介護等認定者数を適切に見込み、その前提のもとに保険給付等の利用見込み量を推計します。

#### ①介護給付の見込み量について

要介護認定者に対する介護を推定するため、実績と要介護認定者数の推計に基づいた介護給付見込み（計画）量を設定します。

#### ア) 居宅サービス

単位：回/年

訪問介護		介護福祉士等が要介護認定者宅を訪問し、提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスのことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	490,391	522,647	552,869	調整中				
実績量	524,775	575,535						

単位：回/年

訪問入浴介護		要介護認定者宅を訪問し、事業者が持参した浴槽によって行われる入浴の介護のことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	9,293	9,850	10,463	調整中				
実績量	9,954	10,236						

単位：回/年

訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護認定者宅を訪問して行う療養に関わる世話、または必要な診療の補助のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	92,786	98,381	103,573	調整中				
	実績量	94,294	106,521						

単位：回/年

訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士等が、要介護認定者宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	13,975	14,831	15,768	調整中				
	実績量	15,927	17,944						

単位：人/年

居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者宅を訪問し提供される、療養上の管理及び指導等のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	19,980	21,240	22,404	調整中				
	実績量	20,076	21,468						

単位：回/年

通所介護	老人デイサービスセンター等で要介護認定者に提供される、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます（ただし、利用定員が19人以上のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	177,449	187,853	196,774	調整中				
	実績量	181,320	187,363						

単位：回/年

通所リハビリテーション	医師の指示に基づき、介護老人保健施設、病院や診療所で要介護認定者に提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	51,193	54,192	56,926	調整中				
	実績量	45,625	46,443						

単位：日/年

短期入所生活介護	要介護認定者が特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	51,120	54,437	57,316	調整中				
	実績量	50,577	53,728						

単位：日/年

短期入所療養介護	要介護認定者が介護老人保健施設等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上のサービスのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	2,644	2,732	2,885	調整中				
	実績量	1,204	1,383						

単位：人/年

特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となるサービスのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	5,712	5,964	6,108	調整中				
	実績量	5,913	6,172						

単位：人/年

福祉用具貸与	要介護認定者の心身の状況、希望及びその環境をふまえた上で、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整等を行い、用具を貸し与えることをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	34,728	36,816	38,724	調整中				
	実績量	35,745	37,728						

単位：人/年

特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられる等、貸与にはなじまないものを販売することをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	576	600	624	調整中				
	実績量	624	567						



イ) 地域密着型サービス

単位：人/年

<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>		要介護認定者宅の定期的な巡回や、要介護認定者からの連絡によって居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等のことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	408	408	408	調整中				
実績量	378	333						

単位：人/年

<b>夜間対応型訪問介護</b>		夜間の定期的な巡回や、要介護認定者からの連絡によって、居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等のことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	0	0	0	調整中				
実績量	0	0						

単位：回/年

<b>地域密着型通所介護</b>		老人デイサービスセンター等で要介護認定者に提供される、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます（ただし、利用定員が19人未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	90,570	95,362	99,760	調整中				
実績量	89,932	90,702						

単位：回/年

<b>認知症対応型通所介護</b>		認知症の要介護認定者が老人デイサービスセンター等を訪れて利用する、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	1,046	1,046	1,046	調整中				
実績量	1,035	963						

単位：人/年

小規模多機能型 居宅介護	要介護認定者宅で、または要介護認定者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	1,992	2,124	2,232	調整中				
	実績量	1,942	2,028						

単位：人/年

認知症対応型 共同生活介護	認知症の要介護認定者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	2,400	2,472	2,472	調整中				
	実績量	2,442	2,442						

単位：人/年

地域密着型 特定施設入居者 生活介護	入居定員が29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	348	348	348	調整中				
	実績量	303	309						

単位：人/年

地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護認定者に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練、療養上のサービスのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	348	348	348	調整中				
	実績量	342	345						

単位：人/年

看護小規模 多機能型居宅介護	要介護認定者宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事等の介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	1,128	1,128	1,128	調整中				
	実績量	898	939						

ウ) 住宅改修費

単位：人/年

住宅改修	要介護認定者が居宅で自立した生活を送ることができるよう支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給することをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	456	468	468	調整中				
	実績量	429	394						

エ) 居宅介護支援

単位：人/年

居宅介護支援	要介護認定者が居宅サービス等を適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	49,584	52,428	54,972	調整中				
	実績量	50,287	52,929						

オ) 施設サービス

単位：人/年

介護老人福祉施設 サービス	特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	8,352	8,496	8,640	調整中				
	実績量	8,568	8,833						

単位：人/年

<b>介護老人保健施設サービス</b>	介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対して、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	6,516	6,516	6,516	調整中				
実績量	6,258	6,285						

単位：人/年

<b>介護療養型医療施設サービス</b>	要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	252	0	0	調整中				
実績量	228	48						

単位：人/年

<b>介護医療院</b>	要介護認定者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に行うことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	144	396	396	調整中				
実績量	139	315						

## ②予防給付の見込み量について

要支援認定者への介護予防を推進するため、給付実績と要支援認定者数の推計に基づき、予防給付の見込み量（計画量）を推計します。

### ア) 介護予防サービス

単位：回/年

<b>介護予防訪問入浴介護</b>	介護予防を目的として、要支援認定者宅を訪問し、事業者が持参した浴槽によって期間を限定して行われる入浴の介護のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	240	240	240	調整中				
実績量	249	217						

単位：回/年

<b>介護予防訪問看護</b>	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、看護師等が一定の期間、要支援認定者宅を訪問して行う、療養に関わる世話、または必要な診療の補助のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	21,659	22,565	23,274	調整中				
実績量	19,104	19,971						

単位：回/年

<b>介護予防訪問リハビリテーション</b>	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、理学療法士等が一定の期間、要支援認定者宅を訪問して行われるリハビリテーションのことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	2,762	2,762	2,893	調整中				
実績量	2,721	2,856						

単位：人/年

<b>介護予防居宅療養管理指導</b>	介護予防を目的として、病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援認定者宅を訪問し提供される、療養上の管理及び指導等のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	2,100	2,196	2,268	調整中				
実績量	2,128	2,305						

単位：人/年

<b>介護予防通所リハビリテーション</b>	医師の指示に基づき、介護予防を目的として、一定期間、介護老人保健施設、病院、診療所等で要支援認定者に提供される、理学療法、作業療法、そのほかの必要なリハビリテーションのことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	4,308	4,308	4,308	調整中				
実績量	3,180	3,147						

単位：日/年

介護予防 短期入所生活介護	要支援認定者が介護予防を目的として、特別養護老人ホーム等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	2,101	2,101	2,101	調整中				
	実績量	780	907						

単位：日/年

介護予防 短期入所療養介護	要支援認定者が介護予防を目的として、介護老人保健施設等の施設で短期間生活し、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要となる医療、日常生活上の支援のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	264	264	264	調整中				
	実績量	3	64						

単位：人/年

介護予防特定施設 入居者生活介護	特定施設に入居している要支援認定者に対して、介護予防を目的として行われる入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	1,320	1,320	1,320	調整中				
	実績量	1,086	1,117						

単位：人/年

介護予防 福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に効果があるとして厚生労働大臣が定めた福祉用具を、要支援認定者に貸し与えることをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	14,280	14,868	15,372	調整中				
	実績量	15,058	15,112						

単位：人/年

特定介護予防 福祉用具販売	福祉用具のうち、介護予防に効果のあるものであって、入浴や排泄の際に用いられる等の理由によって貸与にはなじまないものを販売することをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	288	300	312	調整中				
	実績量	247	291						

イ) 地域密着型介護予防サービス

単位：回/年

<b>介護予防 認知症対応型 通所介護</b>	介護予防を目的として、認知症の要支援認定者が、老人デイサービスセンター等を訪れ、一定期間そこで提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	50	50	50	調整中				
実績量	0	0						

単位：人/年

<b>介護予防 小規模多機能型 居宅介護</b>	要支援認定者宅で、または要支援認定者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	12	12	12	調整中				
実績量	0	10						

単位：人/年

<b>介護予防 認知症対応型 共同生活介護</b>	介護予防を目的として、認知症の要支援認定者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス等や機能訓練のことをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	12	12	12	調整中				
実績量	9	0						

ウ) 介護予防住宅改修

単位：人/年

<b>介護予防住宅改修</b>	要支援認定者が居宅で自立した生活を送れるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給することをいいます。							
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	360	372	372	調整中				
実績量	316	345						

工) 介護予防支援

単位：人/年

介護予防支援	要支援認定者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が、利用者の心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	18,660	19,440	20,112	調整中				
	実績量	19,132	19,164						

③介護予防・生活支援サービス事業の見込み量について

要支援認定相当者及び事業対象者への介護予防を推進するため、事業実績と要支援相当者数及び事業対象者数の推計に基づき、事業見込み量（計画量）を推計します。

単位：人/年

国基準訪問型サービス	ホームヘルパー（訪問介護員）が要支援認定相当者宅を訪問し、提供される入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	8,677	8,716	8,765	調整中				
	実績量	8,537	8,851						

単位：人/年

訪問型サービスA	生活援助員（市の研修を修了した方）等が要支援認定相当者宅を訪問し、提供される日常生活に必要な調理、洗濯、掃除等の支援（生活援助）のサービスのことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	1,728	1,736	1,746	調整中				
	実績量	1,180	958						

単位：人/年

国基準通所型サービス	老人デイサービスセンター等で要支援認定相当者に提供される、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練のことをいいます。								
	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
	計画量	13,535	13,596	13,673	調整中				
	実績量	12,716	13,702						



単位：人/年

<b>通所型サービスA</b>		老人デイサービスセンター等で要支援認定相当者に提供される、日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練のことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	48	49	49	調整中				
実績量	12	0						

単位：回/年

<b>介護予防 ケアマネジメント</b>		要支援認定相当者及び事業対象者が介護予防・生活支援サービスを適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が利用者の心身の状況、おかれている環境、本人や家族の希望等を考慮した上で、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者等を定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。						
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12	R22
計画量	12,001	12,054	12,123	調整中				
実績量	11,249	11,508						

**施設整備** (2) 介護保険施設等の整備目標の設定 **2事業**

中長期的なサービス需要や、介護保険事業者の整備意向、入所待機者数などを参考に整備量を見込み、介護保険施設等の施設数や利用定員総数（床数）等の整備目標を設定します。

①施設・居住系サービスの整備について

（現在までの整備実績）

日常生活圏域 施設種別	茅ヶ崎地区	茅ヶ崎南地	南湖地区	海岸地区	鶴嶺東地区	鶴嶺西地区	湘南地区	松林地区	湘北地区	小和田地区	松浪地区	浜須賀地区	小出地区	合計
介護老人福祉施設（箇所）			1		1	1	1	1	1		1		4	11
定員（人）			100		80	100	54	70	70		80		236	790
介護老人保健施設（箇所）			1		1		1		1				1	5
定員（人）			100		110		132		104				90	536
介護医療院（箇所）								1						1
定員（人）								56						56
介護専用型特定施設（箇所）					1									1
定員（人）					70									70
介護専用型以外の特定施設（箇所）	2	1	1	1	1	1	1			1	1	1		11
定員（人）	146	68	50	50	70	50	29			39	66	31		599

第9期計画における整備について

調整中

②地域密着型サービスの整備について

(現在までの整備実績)

日常生活圏域 施設種別	茅ヶ崎地区	茅ヶ崎南地区	南湖地区	海岸地区	鶴嶺東地区	鶴嶺西地区	湘南地区	松林地区	湘北地区	小和田地区	松浪地区	浜須賀地区	小出地区	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（箇所）					1									1
夜間対応型訪問介護（箇所）														0
地域密着型通所介護（箇所）	2	2	3	1	5	1	3	4	5	3	5	2	2	38
認知症対応型通所介護（箇所）					1									1
小規模多機能居宅介護（箇所）						1	1	1	1		1	2		7
認知症対応型共同生活介護（箇所）			1		2	1	1	1	2	1	3			12
定員（人）			18		36	18	18	18	36	9	54			207
地域密着型特定施設入居者生活介護（箇所）					1									1
定員（人）					29									29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（箇所）								1						1
定員（人）								29						29
看護小規模多機能型居宅介護（箇所）					1				1			1		3

第9期計画における整備について

調整中

NO	事業・取組名	内容
135	居宅介護支援事業者の指定事務（介護保険課）	指定申請のあった居宅介護支援事業者について、審査、指定を行います。
136	ケアセンター管理事業（高齢福祉課）	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、ケアセンターを3か所設置し、指定管理者制度及び利用料金制度により、デイサービス事業や施設の維持管理を行います。また、指定管理者による自主事業の展開を推進します。

### 給付適正化（3）給付適正化の推進 3事業

給付適正化とは、「介護保険給付を必要とする被保険者を適切に認定したうえで、被保険者が真に必要なとするサービスを、事業所が適切に提供するよう促すこと」です。費用の効率化、介護保険制度の信頼性向上、持続可能な介護保険制度の構築のため、要介護等の認定や居宅サービス計画等の点検、介護保険事業者への研修会を実施します。また、認定調査員等の資質の向上に努めます。

NO	事業・取組名	内容	評価の指標
137	給付適正化の推進（介護保険課）	指定居宅介護支援事業者のケアプラン点検や医療情報との突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。	ケアプランのチェック数： 各年度15件 （令和4年度実績 15件）
NO	事業・取組名	内容	
138	要介護認定調査の適正化推進（介護保険課）	県または市主催の現任研修に介護認定委託調査員が参加し、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査の実施するために必要な知識、技能の習得及び向上を図ります。	
139	介護保険事業者に対する人材育成（介護保険課）	介護支援専門員をはじめとする介護保険事業者の質の向上を図るための研修会を開催します。	

**事業者支援 (4) 介護事業者への支援 4事業**

介護事業者に対し、適正な事業運営に必要な介護保険に関する最新情報等を随時提供するとともに、指導や監査等を実施します。また、介護サービスの質の確保・向上のため、事故報告の徹底に取り組みます。

NO	事業・取組名	内容
140	事業者支援のための情報提供（介護保険課）	介護保険に関する最新情報等を随時ホームページに掲載するとともに、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会への情報提供を実施します。
141	指定居宅介護支援事業者の指導・監督等（介護保険課）	指定居宅介護支援事業者が質の高い運営を行うよう、集団指導、運営指導及びケアプラン点検等を行うとともに、必要に応じた監査を実施します。
142	指定地域密着型介護（予防）サービス事業者及び指定介護予防・生活支援サービス事業者の指導・監督等（介護保険課）	指定地域密着型介護サービス事業者及び指定介護予防・生活支援サービス事業者が質の高い運営を行うよう、集団指導、運営指導を行うとともに、必要に応じた監査を実施します。
143	事故報告の徹底と再発防止のための指導（介護保険課）	介護サービスの提供中に発生した事故に関し、随時報告させ、再発防止の取組状況のチェックを行うとともに、不適切事案については指導を実施します。

**人材確保 (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組 5事業**

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少することで、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、国、県、事業者の取組はもとより、市の取組も重要です。

介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供をめざすとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けるため、本市においても国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組みます。

NO	事業名	事業内容	評価の指標
144	介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施（介護保険課）	介護予防・日常生活支援総合事業サービスAに従事する者に必要な基礎知識の理解及び支援技術を習得するために担い手研修を実施します。	研修受講者数：各年度60名 (4年度実績 担い手研修受講者数30名、 援助員研修受講者数17名)
NO	事業名	事業内容	
145	介護人材の確保・定着のための国や県との連携（介護保険課）	国の各種施策や、県が設置を予定している介護生産性向上総合相談窓口との連携を進め、介護サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します。	

NO	事業名	事業内容
146	介護職に対するイメージ改善への取組（介護保険課）	介護分野への人材の参入を促進するため、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会と連携することで、介護職の魅力を認識し、仕事として選択してもらえるよう、イメージの改善や就労につなげる取組を実施します。
147	介護現場の職員が安心して働ける職場環境の整備に向けた支援（介護保険課）	離職を招く一因とされるハラスメントを防止し、安定的介護サービスを確保するため、利用者や家族に対する啓発など、介護現場におけるハラスメント対策を支援します。
148	業務効率化の推進（介護保険課）	事業者への事務負担を軽減するため、電子申請システムの導入等のペーパーレス化にとりくむとともに、文書の簡素化・標準化を進めます。

## 第6章 将来見通しと介護保険料

### 1 介護（予防）給付費の財源構成（令和6年度から令和8年度）

介護保険料は、介護保険給付量等の見込み、介護報酬の改定状況などに基づいて算定します。特に保険給付量は保険料の算定に大きく影響を与えますので、できるだけ直近の利用状況を見た上で分析する必要があります。また、介護報酬の改定内容は確定していません。以上から、91ページは暫定値、93ページは「調整中」としています。

介護保険給付の見込み量は、第5章に記載のとおりですが、要介護等の認定者数、介護保険の利用の実績などを基に推計しています。保険給付は、介護保険サービスの利用に当たり、介護保険事業者からの請求に基づいて給付費として介護サービスの対価として支払われます。保険給付費の財源は、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が市へ納める保険料及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方が加入する医療保険へ納める保険料）、国、神奈川県、茅ヶ崎市の負担が50%という割合を基本としています。この割合は、法令により定められています。これを図に表すと、次のとおりとなります。

<図表43>介護保険の財源

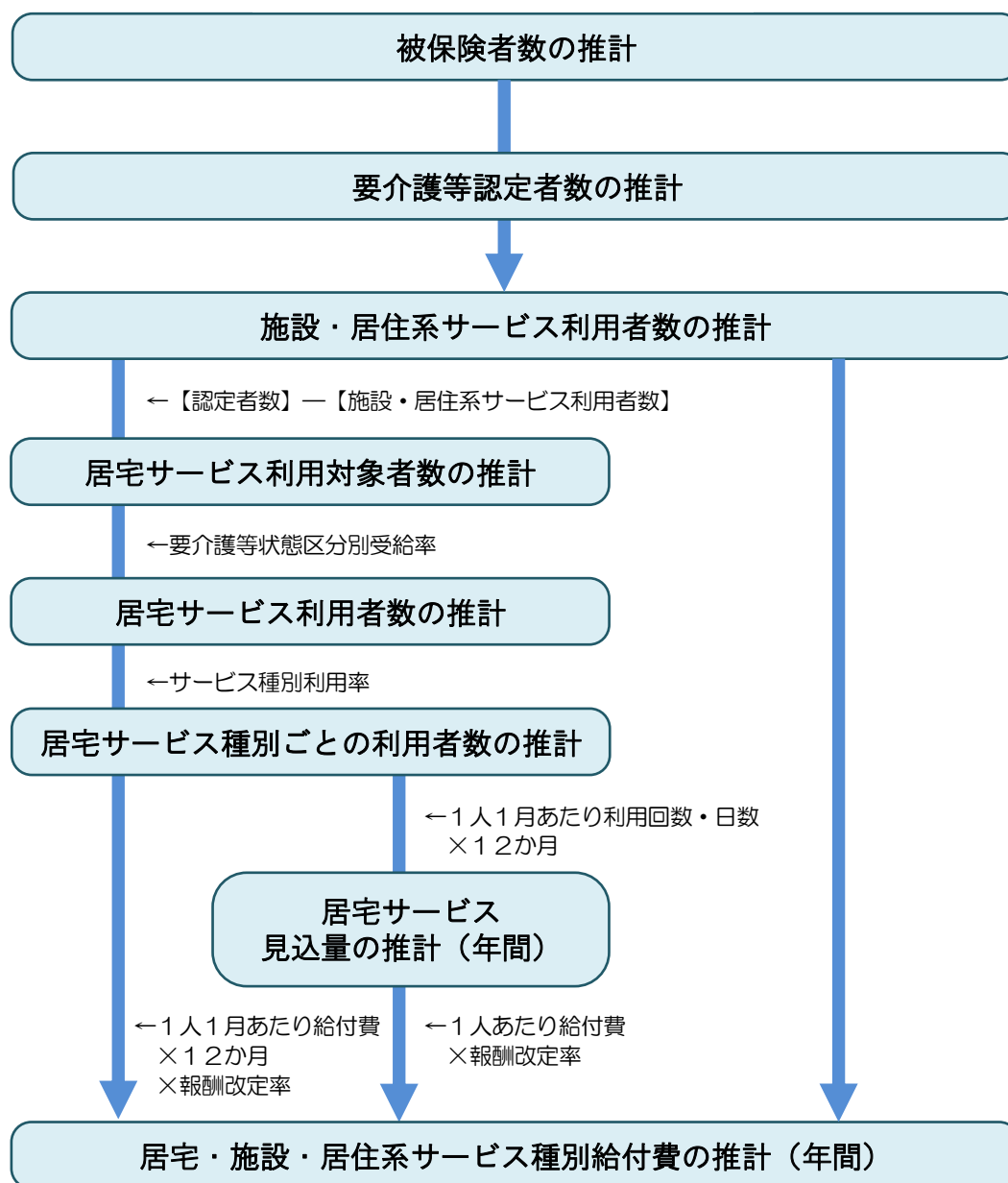
調整中

介護が必要となる高齢者を広く社会全体で支えることを基本として介護保険制度が成り立っており、市では納入された保険料を介護保険の給付費支払いに充てます。なお、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、第1号被保険者とその方の属する世帯の市町村民税の課税状況により設定された所得段階区分に応じてご負担いただいています。

## 2 給付費の推計

これまでの実績の推移と計画期間中の将来見込みを、利用者数の推計値にサービス種別1人あたりの平均利用回数（日数）や給付費、報酬改定率を乗じて推計しています。

＜図表44＞給付費の推計の流れ





### 3 第1号被保険者保険料の算定方法

計画期間中の標準給付費見込額（N）と地域支援事業費（Q）をそれぞれ算出し、第1号被保険者保険料の財源構成比率、調整交付金の交付見込額（T）及び介護保険運営基金取崩額（U）を勘案して保険料収納必要額（W）を算出します。

更に、保険料収納必要額（W）を予定保険料収納率（a）及び所得段階別加入者割合補正後被保険者数（b）で除して得た額を、12で除して10円未満の端数を調整した額が、保険料基準額（月額）（c）となります。

単位：百万円

		R 6	R 7	R 8	合計
標準給付費見込額	居宅サービス給付費 A	調整中			
	地域密着型サービス給付費 B				
	住宅改修給付費 C				
	居宅介護支援給付費 D				
	施設サービス給付費 E				
	介護予防サービス給付費 F				
	地域密着型介護予防サービス給付費 G				
	介護予防住宅改修給付費 H				
	介護予防支援給付費 I				
	総給付費① $J=A+B+C+D+E+F+G+H+I$				
	特定入所者介護サービス費給付額 K				
	高額介護サービス費給付額 L 1				
	高額医療合算介護サービス費給付額 L 2				
	審査支払手数料 M				
標準給付費見込額 $N=J+K+L1+L2+M$					
地域支援事業費	包括的支援事業費(地域包括支援センター分)+任意事業費 O 1	調整中			
	包括的支援事業費(その他分) O 2				
	介護予防・日常生活支援総合事業費 P				
	地域支援事業費 $Q=O1+O2+P$				
第1号被保険者保険料	第1号被保険者保険料負担分相当額 $R=(N+Q) \times 23\%$	調整中			
	調整交付金の交付見込額 $S=(N+P) \times 5\%$				
	調整交付金の交付見込額 T				
	介護保険運営基金取崩額 U				
	市町村特別給付費等 V				
	保険料収納必要額 $W=R+S-T-U+V$				
	予定保険料収納率 a				
	所得段階別加入者割合補正後被保険者数 b				
保険料基準額（月額） $c=W \div a \div b \div 12$					
保険料基準額（年額） $d=c \times 12$					

※端数処理（四捨五入）のため、合計と内訳が一致しない場合があります

## 第7章 進行管理

### 1 本計画の推進体制

本計画を推進するためには、行政、市民、市民活動団体、事業者等の適切な役割分担と相互の連携による取組が必要です。それぞれがその立場に合わせて、それぞれの責任を果たしていくことで、高齢者ができるだけ健康で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくことのできる地域づくりを実現できます。

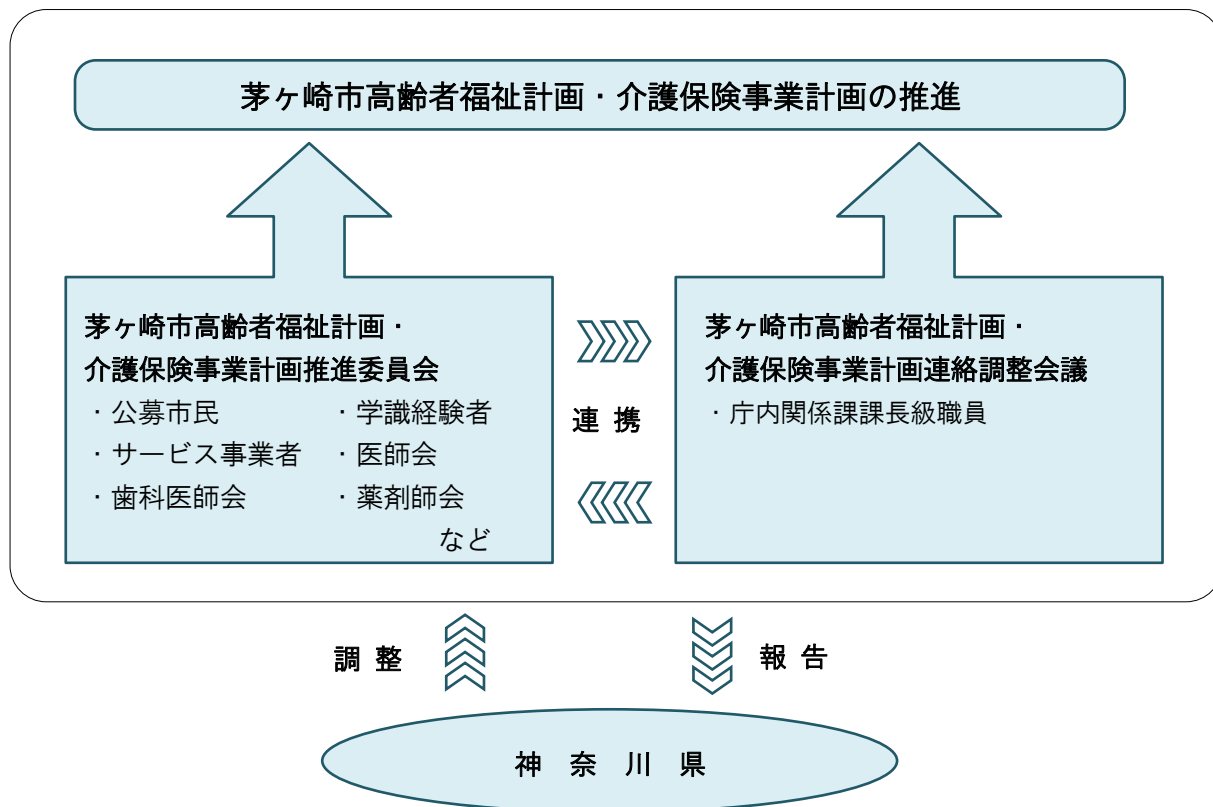
高齢者を取り巻く地域・各種団体が高齢者を支える一方で、高齢者には、豊富な知識や技術によって、「まちづくり」を豊かに進めるための担い手としての活躍が期待されています。

行政はそれぞれの活動を支援するとともに、連携を強化することで、高齢者の暮らしを支援します。

なお、本市では、高齢者福祉や介護保険事業に対する幅広い意見を聴くため、公募市民、市の区域内の公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、市の区域内の介護サービス事業者、学識経験を有する者で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や取組、計画を推進する上での課題等について審議していきます。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」を設置し、全庁的に本計画が推進されるよう、進捗状況や課題、取組方針等について協議していきます。

＜図表45＞ 計画の推進体制図



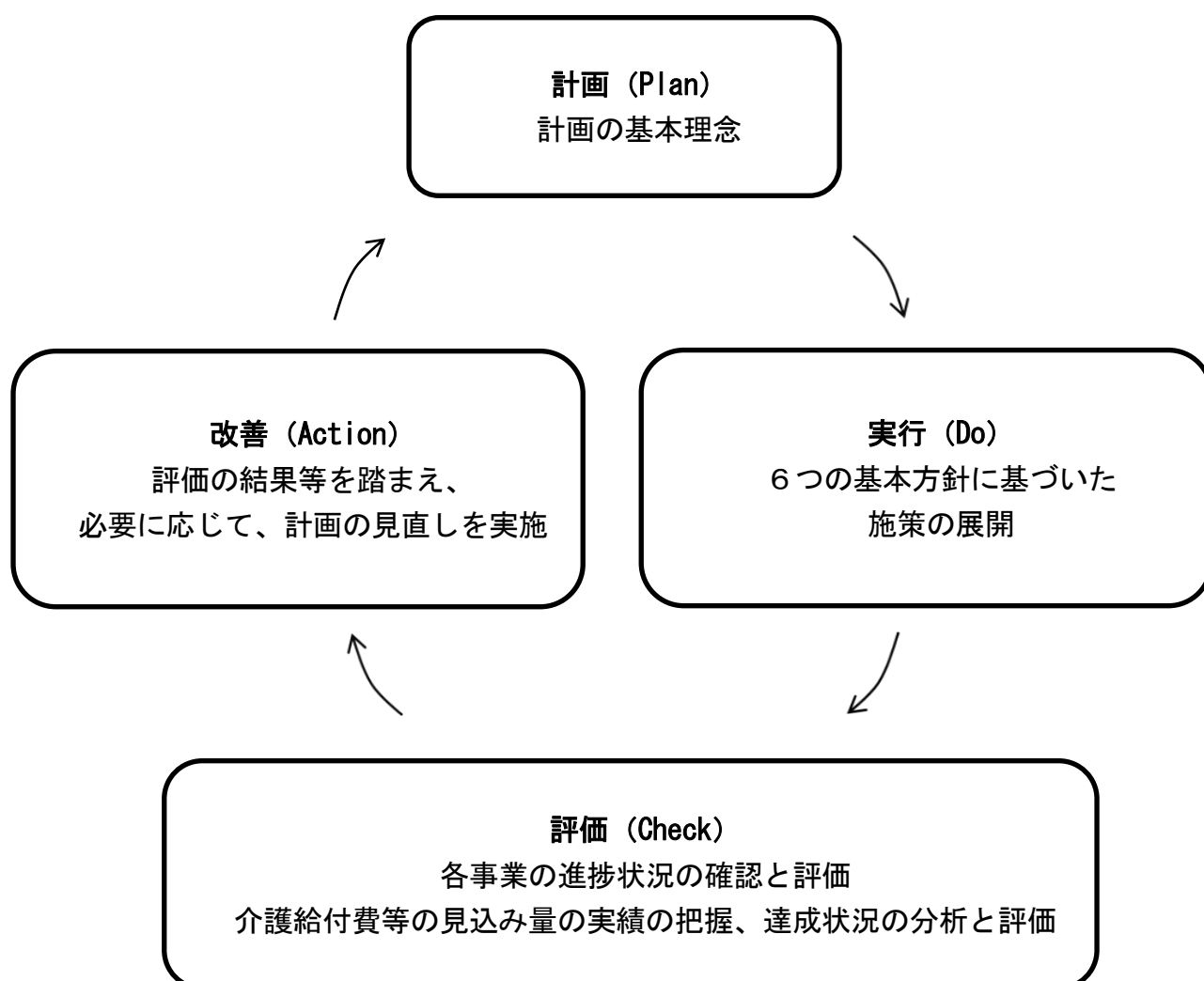
## 2 本計画の進行管理

本計画については、年度ごとに事業の進捗状況等を管理し、その結果を茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議において協議するとともに、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に報告し、意見聴取を行い、基本方針に基づく推進と、計画の実現に向けた取組を確認します。

進捗状況の管理の過程においては、PDCAサイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

なお、各年度の事業の進捗状況等については、市ホームページ等で公表します。

＜図表46＞ 計画の進行管理のためのプロセス



## 資料編

## 1 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

## (1) 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会名簿

※◎：委員長 ○：副委員長

区分	氏名	任期
市民	山口 正美	平成30年11月21日～令和3年11月20日
	関根 歩	平成30年11月21日～令和3年11月20日
	飯田 誠一	令和3年11月21日～
	石川 洋子	令和3年11月21日～
公共の団体等代表者	大木 教久	平成29年7月28日～令和3年6月24日
	水沼 信之	令和3年6月25日～
	下里 隆史	平成29年7月28日～
	寺田 洋	平成24年10月11日～令和4年5月31日
	芦刈 典子	令和4年6月1日～
	井上 明	令和元年12月26日～
	城田 禎行	令和2年6月8日～令和4年5月16日
	○篠原 徳守	令和4年5月17日～
	坂井 修一	平成29年5月30日～令和3年11月20日
	堀内 秀行	令和3年11月21日～令和5年5月29日
川戸 茂	令和5年5月30日～	
学識経験者	◎大崎 逸朗	平成27年11月11日～
高齢者福祉団体代表者	柏崎 周一	平成25年5月23日～令和3年4月21日
	下江 晴治	令和3年4月22日～令和4年4月21日
	鶴田 國夫	令和4年4月22日～
	飯田 峻康	令和2年4月10日～令和3年11月20日
	渡辺 多茂夫	令和3年11月21日～
	土屋 亜紀子	平成30年11月21日～令和3年11月20日
	菊池 利枝	令和3年11月21日～令和5年1月31日
高田 麗	令和5年2月1日～	
介護サービス事業者	加藤 潤一	平成30年11月21日～
関係行政機関職員	水島 修一	平成27年11月11日～

## (2) 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の審議会等の経過

《令和4年度》

回	開催日	検討事項等
(書面開催)	令和4年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会のスケジュールについて(報告)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における支援者事業の選定手法について(報告)</li> </ul>
第1回 (WEB開催)	令和4年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査について(意見聴取)</li> <li>令和3年度要介護等認定状況、保険給付費等の推移について(報告)</li> </ul>
(書面開催)	令和4年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケート(案)について(意見聴取)</li> </ul>
(書面開催)	令和4年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて(報告)</li> </ul>
第2回 (WEB開催)	令和5年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて(意見聴取)</li> </ul>
(書面開催)	令和5年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートのまとめ、結果報告について(案)(報告)</li> </ul>

《令和5年度》

回	開催日	検討事項等
第1回 (対面開催)	令和5年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(意見聴取)</li> </ul>
第2回 (書面開催)	令和5年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策の方向性ごとの事業について(意見聴取)</li> </ul>
第3回 (対面開催)	令和5年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について(意見聴取)</li> </ul>
第4回 (書面開催)	令和6年1月●日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るパブリックコメント結果を踏まえた計画(案)について(意見聴取)</li> </ul>
第5回 (書面開催)	令和6年3月●日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書について(報告)</li> </ul>

## 2 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議

### (1) 茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議の経過

《令和4年度》

回	開催日	検討事項等
第1回 (書面開催)	令和4年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に係るアンケートの結果について(報告)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における支援者事業の選定手法について(報告)</li> </ul>
第2回 (書面開催)	令和4年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るアンケート調査について(意見聴取)</li> </ul>
第3回 (書面開催)	令和4年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケート(案)について(意見聴取)</li> </ul>
第4回 (書面開催)	令和4年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて(報告)</li> </ul>
第5回 (書面開催)	令和5年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のアンケートについて(意見聴取)</li> </ul>

《令和5年度》

回	開催日	検討事項等
第1回 (対面開催)	令和5年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会スケジュールについて(報告)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本方針及び施策の方向性について(意見聴取)</li> </ul>
第2回 (対面開催)	令和5年8月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策の方向性ごとの事業について(意見聴取)</li> </ul>
第3回 (対面開催)	令和5年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について(意見聴取)</li> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について(意見聴取)</li> </ul>
第4回 (対面開催)	令和6年1月●日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係るパブリックコメント結果を踏まえた計画(案)について(意見聴取)</li> </ul>
第5回 (対面開催)	令和6年3月●日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画書について(報告)</li> </ul>

### 3 パブリックコメントの実施結果

## 「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和5年11月28日（火）から 令和5年12月27日（水）

2 意見の件数 ●件

3 意見提出者数 ●人

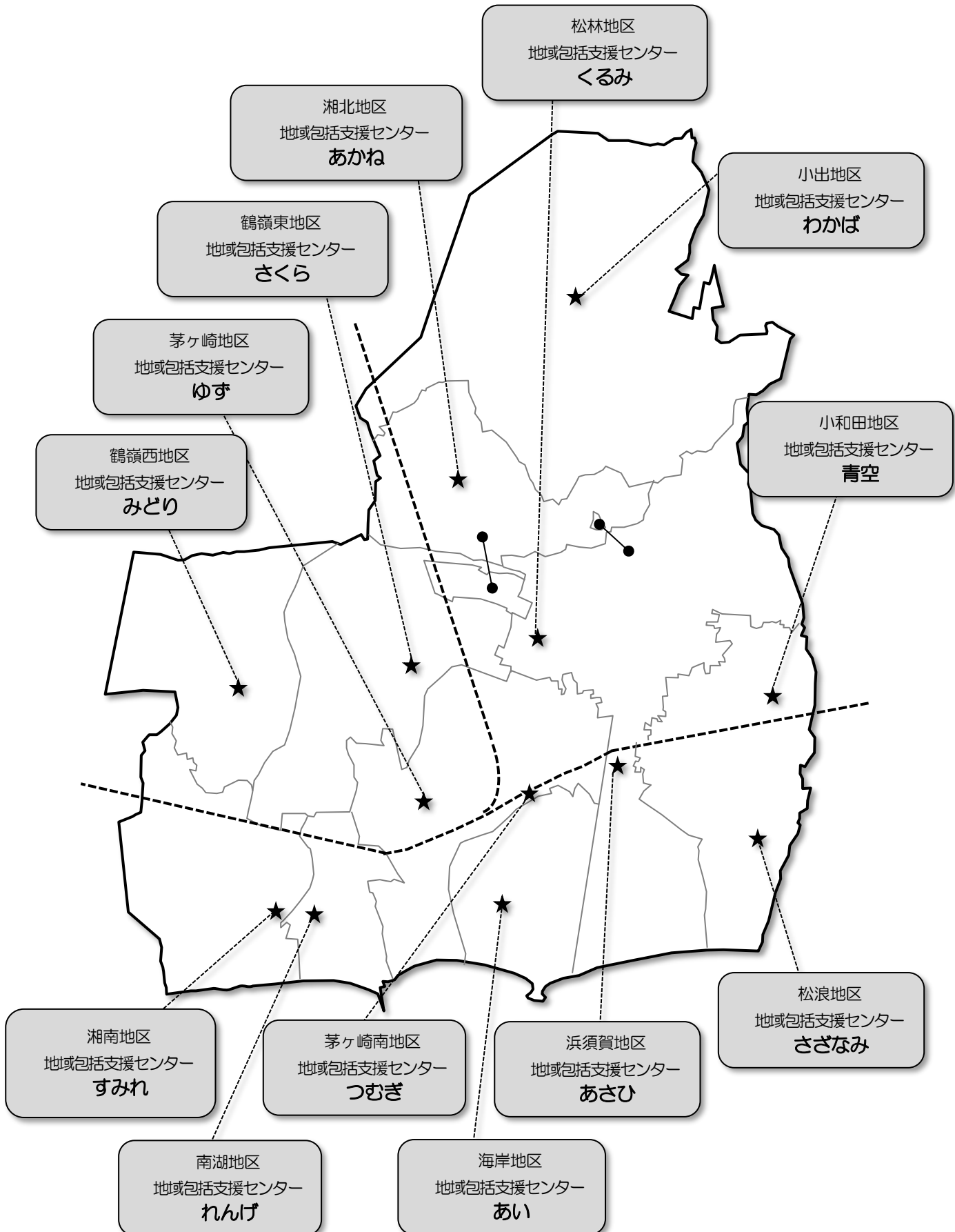
#### 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人

#### 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	全般に関する意見	●件
2	第●章 ●●●に関する意見	●件
3	第●章 ●●●に関する意見	●件
4	第●章 ●●●に関する意見	●件
5	パブリックコメント手続に関する意見	●件
6	その他の意見	●件
	合計	●件

## 4 茅ヶ崎市地域包括支援センター・担当地区（13か所）





地区名	名称	該当する自治会名
茅ヶ崎	ゆず	本町第一 本町第二 本町第四 茅ヶ崎グリーンハイツ パークタウン茅ヶ崎 パークタウン茅ヶ崎第二住宅 十間坂 元町第一 元町第二 新栄町第一 新栄町第二 矢畑南 ニューライフ 茅ヶ崎グランドハイツ 藤和茅ヶ崎ハイタウン 藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎 パークスクエア湘南茅ヶ崎 ザ・パークハウス茅ヶ崎 レクセルマンション茅ヶ崎
茅ヶ崎南	つむぎ	若松町幸 共恵中央 共恵東 幸町 共恵海岸通り 中海岸
南湖	れんげ	茶屋町 鳥井戸 上町 中町 下町 新南湖
海岸	あい	東海岸北一丁目 東海岸北二丁目 東海岸北三丁目 東海岸北四丁目 東海岸北五丁目 東海岸南一丁目 東海岸南二丁目 東海岸南三丁目 東海岸南四丁目 東海岸南五丁目 東海岸南六丁目 パシフィックガーデン茅ヶ崎
鶴嶺東	さくら	円蔵 矢畑 西久保 浜之郷 下町屋 TBS サニータウン茅ヶ崎 ホームタウン茅ヶ崎 ライオンズ茅ヶ崎・ザ・アイランズ
鶴嶺西	みどり	萩園 新田 今宿 今宿グリーンハイム コスモ茅ヶ崎プレシオ 萩園サンハイム ファミール茅ヶ崎 第一ハイツ茅ヶ崎 ライオンズマンション茅ヶ崎第三 リステージ茅ヶ崎ツインマークス
湘南	すみれ	中島 柳島 松尾 浜見平団地 松風 エクシード茅ヶ崎 ベルパーク湘南茅ヶ崎 グランヴァーグ茅ヶ崎
松林	くるみ	菱沼 室田 上赤羽根 中赤羽根 下赤羽根 高田 ニュータウン茅ヶ崎 ショクサンピラ オクトス湘南茅ヶ崎
湘北	あかね	甘沼 香川 松風台 鶴が台団地 鶴が台一街区 ライトタウン茅ヶ崎 みずき
小和田	青空	新宿 本宿 赤松町 赤松 菱沼小和田 プランヴェール湘南茅ヶ崎
松浪	さざなみ	浜竹一丁目 浜竹二丁目 浜竹三丁目 浜竹四丁目 松浪一丁目 松浪二丁目 富士見町 LG富士見町 常盤町 緑が浜 汐見台 出口町 ひばりが丘 美住町
浜須賀	あさひ	三が丘 菱沼南部 菱沼海岸緑 平和町 松浜 浜須賀 浜須賀住宅 翠松会 菱沼海岸 松涛会 松が丘ハイツ オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
小出	わかば	堤上 堤下 下寺尾 行谷 芹沢西部 芹沢久組 芹沢中部 芹沢東部 二本松 八王子原 芹沢ひかりが丘 芹沢清水台 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎 湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎 湘南ライフタウン羽根沢第一住宅 やよい会 芹沢細谷紺谷村

## 5 用語解説

### あ行

#### 一般高齢者

65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護等の認定を受けていない人のこと。

#### エイジフレンドリーシティ

WHO（World Health Organization：世界保健機構）が2010年に立ち上げた、高齢者に優しい地域づくりに取り組む自治体等の国際的なネットワークのこと。

#### SDGs

（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））といい、貧困、不平等、格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちによってより良い世界をつくるために設定された世界共通の17の目標のこと。

### か行

#### 介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分にされる。

#### 介護予防事業

介護予防は、介護保険制度に取り入れられた概念で、高齢者が要支援・要介護状態にならないようにしようとする。それを実践するものを介護予防事業という。

#### 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上の高齢者に対して運動教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す。

#### 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら日常生活を送る施設のこと。老人福祉法では特別養護老人ホームというが、介護保険法では介護老人福祉施設という。

## 介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰を目指して機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設のこと。

## 緊急通報装置

急病等の緊急事態が起こった際に、ボタンを押すとコールセンターへ通報できる装置のこと。

## ケア

介護や看護などの世話のこと。

## ケアプラン

要介護等の認定を受けた人を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険のサービスの種類や内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書のこと。

## ケアマネジメント

要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助すること。

## ケアラー

こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなどケアが必要な家族等を無償でケアする方のこと。

## 健康寿命

日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる生存期間のこと。新しい寿命の指標として、平成12（2000）年にWHO（World Health Organization：世界保健機構）が提唱した。

## 健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の1つ。自治体が地域住民の健康状況を調査し、疾病予防や生活習慣病の早期発見のために保健指導に役立てるために行う検査のこと。

## 健康診断

診察及び各種の検査で健康状態を評価し、健康の維持や疾病予防・早期発見に役立てるものの総称。特に、行政が法律にしたがって実施する健康診査と区別できる。特定の疾病の発見を目的としたものは、検診と呼ばれている。

## 後期高齢者

高齢者のうち75歳以上の人のこと。

## 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。一般に、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

## 高齢者

65歳以上の人こと。（※本書では65歳以上を指す語として用いる。）

## さ行

### サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦のみの世帯の人が生活できる賃貸借等の住まいのこと。平成23年に高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により生まれた形態。都道府県に登録し、その基準として、バリアフリー構造であること、床面積が25㎡以上であること、少なくとも安否確認、生活支援サービスを提供することなどがある。

### 重層的支援体制整備事業

子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を整備する事業のこと。

### 住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。

### 生活習慣病

食事、運動、喫煙、飲酒などの毎日の生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、肥満などがある。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

### 前期高齢者

高齢者のうち65歳から74歳までの高齢者のこと。

**た行****ターミナルケア**

終末（期）の医療や看護のこと。最近では医療だけではなく、「看取り」のケアとして介護の領域でも積極的に取り上げられるようになった。

**団塊の世代**

第1次ベビーブーム世代、昭和22年から昭和24年までに生まれた世代をいう。

**地域共生社会**

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

**地域ケア会議**

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のこと。

**地域支援事業**

介護保険法第115条の45の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。

**地域福祉計画**

社会福祉法の規定に基づいて策定される計画。市町村で策定する計画には、福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、住民参加の促進の3点を盛り込むように規定されている。

**地域包括支援センター**

市町村が設置主体となり、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置して、3職種チームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関のこと。

## 地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成18年4月に創設された予防給付及び介護給付サービス。茅ヶ崎市が事業者を指定し、利用者は茅ヶ崎市民に限定される。

## 地区ボランティアセンター

日常生活の困り事などを気軽に持ち込める、住民同士の身近な相談窓口。草取り、ゴミ出し、掃除など日常生活の「ちょっとした困り事」に同じ地域に住むボランティアが対応している。

## デジタルサイネージ

ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

な行

## 認知症ケアパス

市町村ごとに地域の実情に応じ、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの。

は行

## バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くこと。近年では、床の段差を解消することや手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味でも用いられる。

## PDCAサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価・点検）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方。

## 被保険者

介護保険のサービスを受けられる者のこと。

## フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態のことを意味する。

## 保険者

介護保険事業の運営主体のこと。茅ヶ崎市の介護保険事業の運営主体は茅ヶ崎市。

ま行

## マネジメント

管理、支援すること。

や行

## 予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援1～2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

ら行

## 老老介護

家族の事情等により、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。





第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
【令和6年度～令和8年度】(素案)

令和6年(2024年)3月発行 ●●●部作成

発行 茅ヶ崎市 福祉部高齢福祉課・介護保険課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7162 (直通) (高齢福祉課)  
0467-81-7164 (直通) (介護保険課)

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」について

1 本市における計画の位置づけ

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、次の法定計画を一体的に策定しています。

- (1) 老人福祉法(第20条の8)に基づく「市町村老人福祉計画」
- (2) 介護保険法(第117条)に基づく「市町村介護保険事業計画」

次期計画となる「第9期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下『第9期計画』という。)」は、計画期間を3年間(令和6年度から令和8年度)として策定し、令和6年3月末に公表します。

【図表1】計画期間



2 第9期計画(素案)の概要

(1) 構成

第1章 本計画の概要	第5章 基本方針ごとの施策
第2章 茅ヶ崎市における高齢者の状況	第6章 将来見通しと介護保険料
第3章 第8期計画の振り返り	第7章 進行管理
第4章 第9期計画の基本体系	

(2) 基本理念、基本方針及び施策の方向性

基本理念

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指します。

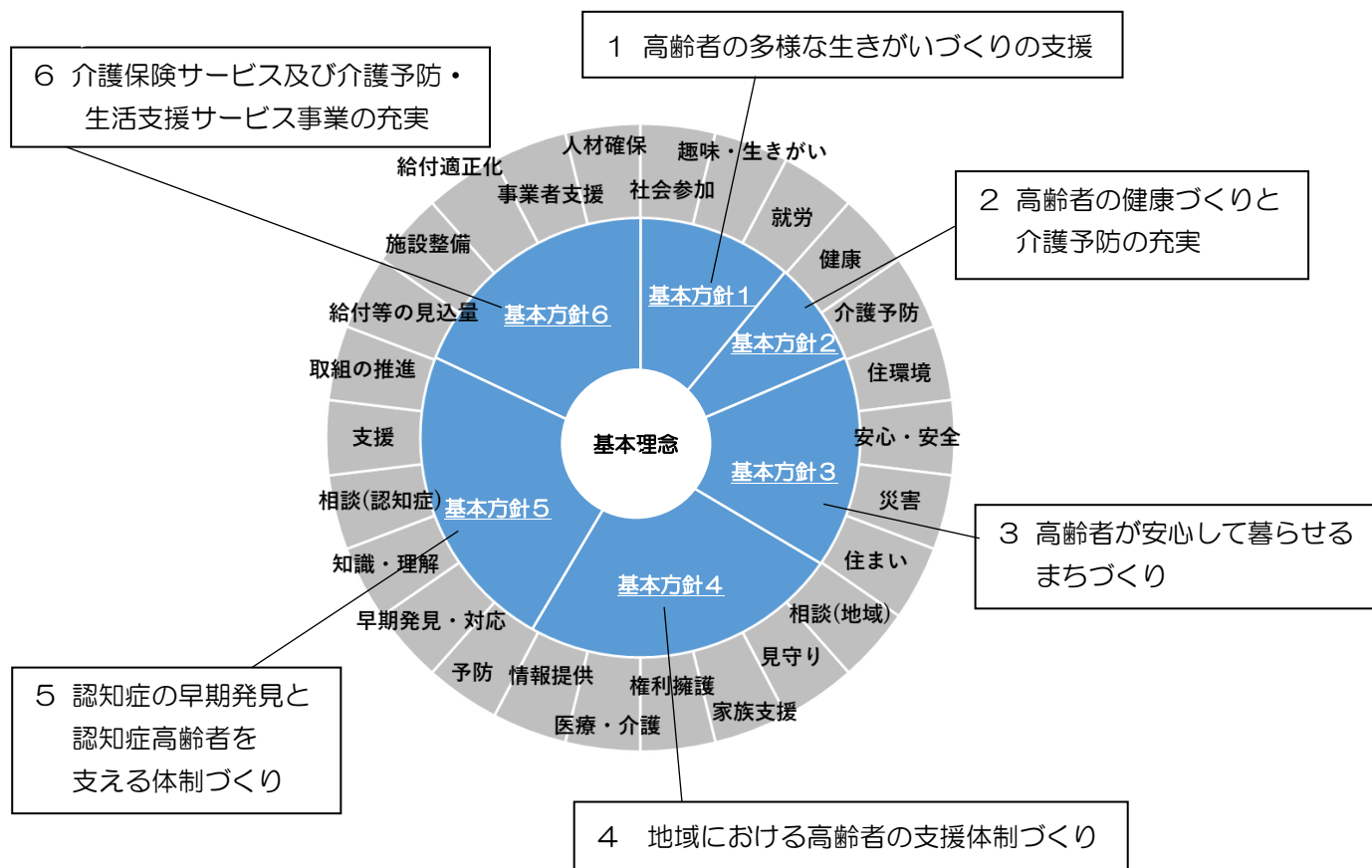
基本方針

第9期計画では、第5期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に取り組みます。計画期間中には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年を迎え、いわゆる「2025年問題」として課題となっていた状況に直面することから、これまでの計画の総仕上げを行うタイミングとなるため、第7期及び第8期計画の基本方針を継承し、2025年問題等の対応と、団塊の世代が85歳に到達して要介護認定率や介護給付費が急増する令和17年以降の社会情勢を見据えて策定します。

施策の方向性

施策の方向性については、基本的に第8期計画を踏襲しながら、高齢化の進行と現役世代の減少が顕著になる社会情勢を見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って26の施策展開を行います。また、26の施策の方向性に沿って、第5章に148事業を掲載しています。

【図表2】基本方針と施策の方向性



### 3 第8期計画の振り返り

第8期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間中(令和3年度から令和5年度まで)に、具体的な事務事業を定める実施計画がない期間(令和3年度、令和4年度)が生じたことから、市の方針により個別の事業を掲載していません。そのため、基本方針ごとに進行管理を行っています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が強く、事業展開が大きく制約され、事業中止や規模縮小を余儀なくされていましたが、令和4年度は感染症対策を講じながら可能な限り事業を実施した取組が多く見られ、令和3年度よりも事業規模や実施回数が回復しました。課題については、どの基本方針においても新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられていましたが、コロナ禍の収束を見据えて、第8期計画の評価と課題の内容を踏まえ、高齢者の生きがいがづくりをはじめとした各基本方針に沿った取組につなげます。

### 4 第9期計画の基本方針ごとの施策

第9期計画策定にあたり、施策の方向性については基本的に第8期計画を踏襲しながら、高齢化の進行と現役世代の減少が顕著になる社会情勢を見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って施策展開を行います。また、実施計画の計画期間内であることから、個別の事業を掲載します。

施策の方向性の設定においては、第8期計画に掲げていた内容を整理し、意味合いが近い項目をなるべくまとめ、基本方針に対してより分かりやすくなるよう努めます。なお、基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」について、新たに施策の方向性に「認知症本人と家族を支える取組の推進」を新設します。

<p><b>基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援（素案：P51～P53）</b></p> <p>住み慣れた地域で高齢者がいきいきと生活を送ることができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動場所の確保にも取り組み、基本方針1の取組を通じて、高齢者が地域で活躍できるような支援を行います。</p> <p>(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援（8事業）  (2) 趣味や生きがいがづくりの支援（10事業）  (3) 就労支援の充実（2事業）</p>
<p><b>基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実（素案：P54～P57）</b></p> <p>高齢者がいつまでも元気で、いきいきとした生活を送るためには、健康づくりに対する意識を高めるとともに、生活機能が低下する前に、状態の維持・改善や重度化の予防を図っていくことが重要です。本市では、日常の中での健康づくりや、疾病・介護予防に関する取組の充実に重点を置き、基本方針2の取組を通じて、高齢者の健康寿命の延伸に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 健康づくり、健康増進（12事業）  (2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発（12事業）</p>
<p><b>基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり（素案：P58～P62）</b></p> <p>近年は豪雨や台風などの気象災害が頻発しているほか、新興感染症の出現など、災害等に対する備えや対策の重要性が高まっています。また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺も多く発生しています。高齢者が安心して暮らせるよう、防犯や災害等の緊急時への備えのほか、交通安全対策、住環境の整備、住まいの確保の取組などを推進し、基本方針3の取組を通じて、困りごとを1人で抱え込まず、地域の協力の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p> <p>(1) 超高齢社会に対応した住環境づくり（13事業）  (2) 安心・安全なまちづくり（5事業）  (3) 災害に強いまちづくり（10事業）  (4) 高齢者の住まいの確保（5事業）</p>
<p><b>基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり（素案：P63～P69）</b></p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域の中で関係を築き、地域で高齢者を支える包括的な支援体制づくりが必要となります。地域に存在する多様な主体との連携や基盤の整備を行い、基本方針4の取組を通じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 地域の相談窓口の機能強化（6事業）  (2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進（16事業）  (3) 高齢者を介護している方に対する支援（4事業）  (4) 高齢者の権利擁護の推進（5事業）  (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進（2事業）  (6) 高齢者への分かりやすい情報の提供（3事業）</p>
<p><b>基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり（素案：P70～P73）</b></p> <p>認知症になっても、その方の尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるように、「共生社会」の実現を目指します。基本方針5の取組を通じて、認知症の方や家族の思いに寄り添うとともに、認知症に対する正しい理解や正しい知識を深め、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための支援体制づくりに取り組みます。</p> <p>(1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化（1事業）  (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組（2事業）  (3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発（4事業）  (4) 認知症に関する相談窓口の充実強化（3事業）  (5) 認知症高齢者の支援体制づくり（7事業）  (6) 認知症本人と家族を支える取組の推進（4事業）</p>
<p><b>基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実（素案：P74～P90）</b></p> <p>要介護等認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活</p>

を送ることができるように、サービスの充実に取り組みます。
(1) 保険給付等の将来見通し (2) 介護保険施設等の整備目標の設定 (2 事業) (3) 給付適正化の推進 (3 事業) (4) 介護事業者への支援 (4 事業) (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組 (5 事業)

## 5 第9期計画策定の経過

(1) アンケート調査の実施と回収状況（調査期間：令和4年11月9日から令和4年12月2日）  
第9期計画を策定するにあたり、高齢者等の健康や生活の状況、介護保険サービスの利用意向や要望等を把握するために、4つのカテゴリーのアンケート調査を実施しました。  
今回の調査について、調査期間が新型コロナウイルス感染症の流行下にあったため、その影響が色濃く出ていましたが、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行したことも踏まえ、調査結果の効果的な活用を努めます。

【図表3】調査種別（対象）及び回収状況

調査種別 〔対象〕	調査 対象数	有効 回答数	有効 回答率
①一般高齢者個別調査 〔満65歳以上の方（要介護等認定者を除く）〕	2,250人	1,749人	77.7%
②要介護・要支援認定者個別調査（在宅） 〔要介護・要支援の認定を受け、在宅で生活している方〕	2,875人	1,719人	59.8%
③要介護・要支援認定者個別調査（施設） 〔要介護・要支援の認定を受け、施設サービス等を利用している方〕	500人	257人	51.4%
④介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 〔満65歳以上の方（要支援認定者含む）〕	2,375人	1,894人	79.7%

## (2) 令和5年度の審議会等

令和5年5月15日	第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議
5月24日	第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
8月23日	第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議
8月30日	第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会
9月20日	第3回高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議
10月4日	第3回高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

## 6 その他（特記事項等）

- 国の基本指針等に対する本市の対応として、①介護サービス基盤の計画的な整備、②地域包括ケアシステムの深化・推進、③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上について取り組みます。
- 第8期計画期間中は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け、事業展開にあたり大きな制約を受けていましたが、コロナ禍を乗り越えた第9期計画においては、ニーズを基本に事業展開を図るとともに、コロナ禍の教訓を踏まえてICT活用の観点を取り入れます。
- 国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れます。
- WHO が主導する高齢者に優しい地域づくりに取り組むグローバルネットワーク「エイジフレンドリーシティ」に参加しており、その行動計画として本計画を位置付けているため、WHO の提唱する8つのトピックを取り入れます。

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 事業スケジュール（予定）

		令和5年									令和6年									
		10月			11月			12月			1月			2月			3月			
市民 市議会							11/21 全協	11/28～12/27 パブコメ												公表
委員会	計画推進委員会 (審議会)	10/4 第3回										1/● 第4回						3/● 第5回		
	庁内連絡調整会議										1/● 第4回						3/● 第5回			
庁議	政策調整会議		10/17 素案																	
	政策会議		10/30 素案																	